

文 教 委 員 会 会 議 録 ①

1 開会年月日

令和7年9月29日（月）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委 員 長	上 田	ゆきこ
副委員長	ほかり	吉 紀
理 事	高 山	かずひろ
理 事	石 沢	のりゆき
理 事	山 田	ひろこ
理 事	小 林	れい子
理 事	岡 崎	義 顕
委 員	関 川	けさ子

4 欠席議員

な し

5 委員外議員

議 長	市 村	やすとし
副 議 長	高 山	泰 三
議 員	千 田	恵美子

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
吉 田 雄 大	教育推進部長

川 崎 慎一郎	企画課長
菊 池 日 彦	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
木 口 正 和	契約管財課長
鈴 木 大 助	子育て支援課長
富 沢 勇 治	子ども施策推進担当課長
奥 田 光 広	幼児保育課長
足 立 和 也	子ども施設担当課長
大 戸 靖 彦	子ども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大	児童相談所副所長
大 畑 幸 代	整備技術課長
熱 田 直 道	教育総務課長
宮 原 直 務	学務課長
内 山 真 宏	教育推進部副参事
山 岸 健	教育指導課長
藤 咲 秀 修	教育施策推進担当課長
日比谷 光 輝	児童青少年課長
木 内 恵 美	教育センター所長
猪 岡 君 彦	真砂中央図書館長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査担当	眞 鍋 由起子

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第33号 文京区立本駒込図書館改修工事請負契約

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第33号 教員の多忙化を解消し学校を楽しく学べる所にする為に教員を

増やし、更なる少人数学級実現を求める請願

2) 請願受理第34号 オーガニック給食の実現を求める請願

3) 請願受理第35号 竹早公園・小石川図書館に関連するワークショップの早期開催
などを求める請願

4) 請願受理第36号 100年を見据えた図書館をつくろう

5) 請願受理第37号 ユニバーサルデザインの視点から、文京区立図書館の整備及び
機能向上に関する検討の場を設けることを求める請願

(3) 理事者報告

1) (仮称) 文京区こどもの権利に関する条例(素案 修正案)等について

2) 文京区立小日向台町小学校等改築基本設計について

3) みんなの学びサポート事業の実施について

4) (仮称) 第二青少年プラザの基本設計について

5) 文京区子ども読書活動推進計画(素案)について

(4) 一般質問

(5) その他

午前 9時58分 開会

○上田委員長 それでは、文教委員会を開会します。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

なお、議案第33号に関連する理事者として、木口契約管財課長、同じく議案第33号及び報告事項2、報告事項4に関連する理事者として、大畑整備技術課長に御出席をいただいております。

○上田委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○上田委員長 また、委員会終了後、視察について協議を行うため、理事会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 それでは、委員会終了後、第一委員会室にて理事会を開催いたします。

なお、理事者の出席は必要ありません。

○上田委員長 本日の委員会運営についてですが、付託議案審査1件、付託請願審査5件、理事者報告5件、項目ごとに報告を受け、質疑を行うことといたします。

一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

○上田委員長 それでは、付託議案審査1件、議案第33号、文京区立本駒込図書館改修工事請負契約です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第33号、文京区立本駒込図書館改修工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの9ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立本駒込図書館改修工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る6月17日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金3億4,925万円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区後楽一丁目1番13号、株式会社小野組、代表取締役社長、猪又正巳でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの10ページに記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○上田委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員 ありがとうございます。おはようございます。よろしくお願いします。

本駒込図書館の改修工事ということで出てまいりまして、中身について幾つか伺っていきたいと思います。

今回、改修後の見取図も示していただいております。この中で見ますと、新たにいろいろできる場所なんかも見られますけれども、今度の改修工事で、既存の図書館との間で変化するところ、改善されるところなどを教えていただきたいというふうに思います。

それからもう一点は、今、本駒込図書館は、もう既に9月1日からたしか休館をしているということですが、改修工事に伴って、この図書館にある本の貸出し、こういったものは可能なかどうかということもお伺いしておきたいというふうに思います。

文京区の図書館は、それぞれの図書館でかなり専門的な資料なども用意をされていて、そういった資料を借りたいというような要望も、私の下にも届いているところなんですけれども、今、休館中になっておって、本駒込図書館は今、使えない、取次ぎを隣の勤労福祉会館でたしかやっているという話も聞いていますけれども、資料なんかは借りられるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 まず、お2つ質問ありまして、1つ目の既存の施設との改善状況についての御質問になります。

今回、改修に当りまして大きく変わったところを御説明いたします。まず、授乳室を今回新たに新設をしております。また、バリアフリースイレ、これまで故障していて使えなかったところですが、現行より面積を広げまして、さらにオストメイト、収納式の多目的シートなどを設置いたしまして、新たに設置をいたします。

また、勤労福祉会館側からの入り口、これまで図書館の中に入ってくる間に3回ほど曲がって入ってこなければいけなかったところを、壁を除去いたしまして、そこが真っすぐ入ってこれるようになりまして、動線がスムーズになったというところがございます。

また、エントランスロビーにつきましては、これまで入ってすぐのところに段差がございましたが、その段差を解消いたしまして、フラットな形にしております。

また、閲覧席、学習席につきましては、これまで全体で66席だったものを、今回の改修に

おきまして90席弱を設けております。

また、電源席については、これまでかなりニーズが高かったところでございますが、電源席につきましても、8席から38席へ拡大したところでございます。

また、2つ目の御質問になります。本駒込図書館、本の貸出しが可能かというところになります。

今回、改修に当りまして、本駒込図書館の本については、全て外部倉庫に預ける形を取っております。改修時におきまして、どうしても図書館の本があると改修工事に支障があるということで、一旦外部委託で預けているところでございます。ただ、本につきましては、これまでリクエストという形で、御希望いただければ、他館から取り寄せたり、あるいはほかの自治体からも取り寄せるところも可能でございますので、そういった形で対応してまいりたいと思っております。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 ありがとうございます。この図書館、私も2年前に質問して、その中で、バリアフリートイレが5年間ですかね、故障しているということが、そのとき分かりまして、そういったものについても、当然、今回直されるということで、さらに段差ですとか、授乳室も設定すると、閲覧席も90席まで増やしていただくというようなことも含めて、バリアフリー化に向けた取組を進められているということは、大事なことだなというふうに思っております。

一方で、区のバリアフリー基本構想の中では、バリアフリーの抜本的な改善というのは、大規模改修の時期を待つということで、図書館については、そういう記載もありました。図書館のあり方検討委員会などでは、本駒込図書館は正面が階段しかない。なので、専用エレベーターがやっぱり必要だということは、かねてから申し上げておりました。こうした様々な図書館の課題があるわけでありましてけれども、こういった課題が今度の大規模改修で全て解決されるのか。このことをお伺いしたいというふうに思います。

それから、資料については、実は私、動坂で街頭で宣伝していたときに、本駒込図書館の資料が使えなくなると困るんだということで言われたんですよ。だから、かなり専門的なものもやっぱりあの図書館にはあるんじゃないかなというふうには思います。なので、こういう図書館の資料が使えないということで、業務にいろんな支障が出るというような声なんかも、実はちらちら見るんですよ。なので、最大限配慮していただきたいなと。

それから、今後、ほかの図書館でも改修工事なんかも行われますので、外部倉庫にしまう

ということは必要なことだとは思いますが、そこにしかない資料というのもやっぱりあると思うので、こういうものについては、貸出しの配慮なんかも一定していただきたいなというふうに思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 まず、1つ目の質問になります。バリアフリー関連の御質問になります。

今回の改修工事におきまして、エレベーターにつきまして、外部のエレベーター、図書館側のエレベーターにつきましては、設置はできないということになっております。今回の改修におきましては、下にあります本駒込幼稚園の改修工事に合わせまして行うというところが当初から決まっているところでございます。どうしてもその工事期間内に行うということで、今回の工事範囲を設定したところでございます。

また、勤労福祉会館につきましては、築50年以上がたった建物ということで、現在も既存不適格となる部分がありまして、その対応を行いますと、建物全体の改修工事にも影響するというので、今回については見送ったところでございます。

ただ、先ほど御答弁させていただきましたとおり、今回、改修工事におきまして、勤労福祉会館側のエレベーターからの動線をスムーズにしたところ、また、本駒込図書館側の入り口についてのバリアフリー対応ということで、段差を解消したというところを行っているところでございます。

また、2つ目の御質問になります。本についての御意見になりますが、今回、民間の倉庫に預けたというところは、先ほど御説明したとおりでございますが、専門書等につきましては、先ほどの御答弁になりますが、ほかの自治体からの取り寄せも可能になってございます。

また、区内にあります大学図書館についても、御希望いただければ、その図書館に御案内いたしまして、その図書館の本も見ることができるようになっております。

今後につきましては、様々そういった御意見もいただいているところでございます。ただ一方で、本を預ける、図書館機能を実施するための適地というところも必要になりますので、そういったものの可能性も含めて、今後はしっかり検討してまいりたいと思います。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 資料の件については、最大限、大学、それから他の自治体、そういうものも含めて対応していただくと。

それから、ごめんなさい、預ける資料の適地というのをまた新たにいろいろ検討していく

ということもおっしゃったのかなというふうに思いますけれども、そういったことを通じて、ぜひ資料の貸出し、そこにしかない資料というのがやっぱりあるから、私にそういう声が多分寄せられるということだと思いうんですよね。だから、ぜひ、そういった工夫なんかを引き続きやっていただきたいなというふうに思います。

それから、バリアフリー対応のところで、そういういろんなもろもろの制約があるということは分かりました。ただ、正面玄関の段差を1段上げて、なくしていただいたということは、そうなんですけど、最大の障害というのは、あの階段なわけですよね。だから、そこはなくなるという点では、そういったことは指摘をしておきたいなというふうに思いますし、あとは、態度表明で申し上げたいと思います。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 すみません、先ほどの答弁の中で、適地ということでお伝えをしたところでございますが、適地については課題があると思っております。そういったところを近隣で見つけていくところも非常に難しい課題でございますので、どういったところが可能かというところは、今後の改修や改築においても検討してまいりたいと思います。

○上田委員長 それでは、岡崎委員。

○岡崎委員 今回の本駒込図書館の改修で改善される点というのは、今、質疑で分かりました。私のほうからは、先ほど部長の説明の中でありました、契約のことなんですけれども、当初は一般競争入札だったけれども、予定価格が上回って随意契約になったということでございますけど、その辺、ちょっともう一度詳しく教えて……。

○上田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 今回、御指摘のとおり、当初は制限付き一般競争入札ということで、入札公告をいたしたところでございます。実際には、8事業者の方が入札に参加をしたいということで御希望がありまして、実際の入札の段階では、最初この8社のうち2社が入札をいたしまして、残りの6社が辞退されたところでございます。そちらの2社とも予定価格を上回る額での入札でしたので、再度入札をいたしましたところ、この残った2社のうち1社が辞退されまして、残りの1社が入札をいたしまして、そこでも予定価格を上回る額での入札でしたので、その後、交渉を行いまして、結果として予定価格以下の見積りを聴取することができましたので、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定による随意契約となったものでございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。最初は8社からあったけれども、最終的に1社まで絞られたけれども、それでも合わなかったということで、なかなか今、物価高騰も含めて、区の提示する額と民間の事業者が希望する額というのは、やはりどうしても乖離してしまう傾向なんではないかな。

○上田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 今、委員おっしゃったような、昨今の経済情勢ももちろん影響しておりますし、あとは、区のほうの基本的な見積りとといいますか、予定価格設定に当りましては、東京都が公表している最新の公共工事設計労務単価を基本的にはベースに積算しております。これも一定程度近年の物価上昇等を反映しているものではあるんですけども、その一方で、また各入札にあたっては、事業者さんのほうは、また各事業者さん独自の様々な御事情を踏まえて金額を決めて、札を入れて、入札をしてこれらますので、そこには一定のどうしても差が出るが生じるものと考えております。

○上田委員長 岡崎委員、よろしいですか。はい。

小林委員。

○小林委員 岡崎委員に引き続いて、入札のことについてお伺いしたいんですが、先ほどもおっしゃられたとおり、1回目、2回目とも落札者なしで、2回目の最低金額入札者の小野組に見積りを出してもらって、随意契約となったわけですけども、今回の、ちょっと確認しておきたいのが、低入札価格、調査基準価格は幾らだったかということと、あと、小野組も1回目は1,221万円オーバーしており、最終的に1,130万円値下げしたわけですけども、どの部分を削るのかということがちょっと気になっております。公契約条例がありますけれども、人件費に影響は出ないのか、お伺いします。

○上田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、低入札価格の価格につきましては、制度の運用上、非公表となっておりますので、お答えはお控えいたします。

あと、実際の入札額についてなんですけれども、こちらの契約は、1億円以上のものがございますので、委員おっしゃったように、公契約条例は適用になります。ですので、条例の規定にあります、いわゆる労働報酬下限額については、守ることが、受注にあたっての条件にもなりますので、いわゆる人件費については、条例の趣旨を守った価格で履行がされるものと考えております。

○上田委員長 小林委員。

○**小林委員** だから、低入札価格、調査基準価格には達してないから、今回、そういう調査とか入らないと思うんですけれども、これで本当に大丈夫なのかということは確認したいなということ。

あともう一つ気になったのが、今回、議案には出てこないんですけれども、機械設備工事の入札は、6,354万円の予定価格で、1回目は契約不調、2回目は、予定価格7,203万円に上げています。その機械設備の予定価格から、1回目のときに最低でも2,200万、そして最高金額は4,000万円も誤差があつて、6,000万円のお仕事の予定価格で、4,000万円の誤差というのは、ちょっと誤差があり過ぎるのでは、予定価格の設定の仕方に問題があるのではないかということを確認したい。

それと、こちらのほうも結局、最終的な落札者は、当初の見積りから1,400万値下げしたわけなんですけれども、こちらもちろんと人件費に影響が出ないようにやってもらえるのかどうか確認させてください。

○**上田委員長** 木口契約管財課長。

○**木口契約管財課長** 御指摘のもう一個の契約のほうにつきましても、確かにそういった予定価格と入札額の乖離があつたのは事実でございます。ただ、実際に契約の締結に当りましては、その履行が可能かどうかというところ、しかも不当なダンピングとかにならずに、適切な履行が可能かどうかは、確認等は行っておりますので、適切な履行がなされるものと考えております。

○**上田委員長** よろしいですか。ほかには、御質疑ある方、いらっしゃいませんね。

それでは、議案第33号の各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○**山田委員** 議案第33号につきましては、私も、説明、そしてこれまでの課題等をお聞きしていました。課題となっていたエレベーターの設置については、今回は限られた工期と、それからあと建築条件というものを考慮し、勤労福祉会館からの動線で整備されることで改善をするということ。

それからあと、バリアフリースイレや、また授乳室を設けたり、そういったユニバーサルデザインの視点だったりとか、あと、学習スペースも新たに整備した、いわゆる今の図書館の使われ方は滞在型の機能もという点では、そういったところにも配慮されているなというふうに確認をいたしました。

自民党は、議案第33号を賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 今回の本駒込図書館の改修、先ほども質疑でもありましたけど、幼稚園の改修に合わせての改修ということで、様々改善される点もございますけれども、一方で制約もある中での改修になると思います。より利便性の向上と区民サービスの向上をされることを期待いたしまして、議案第33号、賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 日本維新の会、33号、賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第33号につきまして、区民が主役の会は賛成いたします。

昨今の物価高騰で、工事契約では契約不調が多く、随意契約が増えていますが、削るところが人件費しかないというふうにならないよう、公契約条例にのっとり、無理のない、安全な工事を行っていただきたいと要望いたします。

また、今回、バリアフリー化が進むことで、車椅子やベビーカーを御利用の方が図書館を活用しやすくなることは重要なことですけれども、強い要望があった正面の階段部分にエレベーターはつきませんでしたので、都営住宅などの絡みで工事が行われる時には、ぜひ検討を進めていただきたいということも申し添えておきます。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 議案第33号ですけれども、今年の7月11日なんですけれども、私の下にこういうメッセージが届きました。本駒込図書館は、公道から図書館入り口まで階段があり、階段を使えない人はどうするのか。図書館入り口にもぜひエレベーターが必要。こういう声なんです。やはり、入り口には階段しかなく、エレベーターが必要だという声が寄せられているということは、改めて御紹介をしておきたいと思います。

一昨年9月の決算委員会で私、指摘しましたバリアフリースイレ、5年間故障していることが明らかになり、指摘した当時では5年間でしたから、7年、今まだ使えない状況が続いておりますけれども、ようやくこのバリアフリースイレも改修をされ、また裏手の通用口についても、クランクが一定解消されて、車椅子での通行が従来に比べて通りやすくなる。また、床を1段上げて段差をなくすことで、バリアフリー化が進むことは重要だというふうに考えております。

自習室も造られ、閲覧席も増やされるということで、全体としては、図書館の機能性は向上するということになると判断しますので、議案第33号、日本共産党区議団は賛成をいたし

ます。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラム、議案第33号、賛成いたします。

ほかの方もおっしゃいましたが、できる範囲内でバリアフリー化にも取り組んでいただいていますし、お話を伺って一番いいなと思ったのが、一般閲覧室と児童閲覧室の間に仕切りを造っていただくことになったというところが、小さいお子さん連れだと図書館に行きづらいという声は結構多いので、そこが改善されたところが今回一番よかったかなと思っており、いい図書館にしていいただければと思います。

以上です。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第33号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決めます。

○上田委員長 続きまして、付託請願審査5件に入ります。

請願受理第33号、教員の多忙化を解消し学校を楽しく学べる所にする為に教員を増やし、更なる少人数学級実現を求める請願です。

請願文書表のデータ23ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第33号
 - ・件 名 教員の多忙化を解消し学校を楽しく学べる所にする為に教員を増やし、更なる少人数学級実現を求める請願
 - ・請 願 者 文京区本駒込5-15-12
 新日本婦人の会文京支部
 支部長 小 竹 紘 子
 - ・紹 介 議 員 千 田 恵美子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請願理由

2022年文科省は「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」で、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、

小中学校では8.8%、高校では2.2%だったことを発表しています。前回から2.3ポイント増加しその傾向は現在も続いています。障がいの有無にかかわらずすべての子どもが共に学び多様性を尊重する社会を目指すインクルーシブ教育が求められる教師や学校、そして保護者には、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちにより目を向ける必要が生まれてきています。授業時間内に教室内で個別の配慮・支援が必要で、座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫などが求められていますが、実施している小中学校は54.9%でした。小中学校の35人学級で3人程度いることになり、早急な35人学級の実現とさらには30人を目指し、教職員の増員は必須の課題となっています。

また、2023年度の不登校の小中学生は34万6,482名の前年度比15.9%増で学校には行くが教室に入れないなど水面下には学校になじめない「不登校予備軍」はその数倍にもなると言われています。全国の小中学校不登校児童数は、過去最多を7年連続で更新し、文京区においても同様の増加傾向を示しており放置できません。学校が安心して学べる場所、居場所になっていないことが明白です。これらの不登校実態の背景には競争的な教育と子どもに寄り添い声を受けとめる教員の多忙化があり大きな社会問題です。教職員の休職者も過去最多で深刻な事態が進んでいます。教員不足で担任不在となり副校長が急きょ担任に入る事態は文京区内でも発生しています。国は子どもの減少を理由に8,759人の教員を削減しようとしています。文京区は人口増に伴い児童数の増加は2035年度まで続く見込みです。国の方針に合わせると現場実態から大きくかい離します。

学校の「働き方改革」を掲げる教員給与特別措置法（給特法）が論議されましたが、同改正案は公立学校の教員に残業代を支給しない制度を温存し教員の働かせ放題の状況が継続され、「教員になりたい」と思えない実態を作り出しています。教員の長時間労働是正や待遇改善にも結びつかない給特法改定を直ちにやめ教員の労働時間を正しく是正することは、学校が子どもの安心できる場所、より良く学べる場所となるために必要です。何より教員を大幅に増やして教員の多忙化を解消し、教員が子どもたちの声をしっかりと聞ける環境を作ることは急務です。

35人学級への法改正を受けて自治体独自に前倒しで促進するなど「少人数学級」は全国的な流れです。文京区でも独自の取り組みを進めて子どもたちの教育環境を整えることを強く望みます。

子どもの権利条約に鑑み、一人ひとりの個性を生かし学ぶ権利を保障することは社会の責任です。少人数学級を進め、国・東京都・文京区の文教予算を教職員増員のために大幅に増額し、東京都においても独自に教員を増やし35人学級を中学校3年生までに拡大することを強く要請します。

・ 請願事項

- 1 教員「働かせ放題」を固定化する給特法“改正”案に反対するよう国・都に働きかけること。
- 2 都の責任で中学校2年生以上も35人学級にするよう都に求めること。また、都の制度が整うまでの間、文京区独自で中学校2年生以上も35人学級にすること。
- 3 国に対して中学校の35人学級への移行を求めること。
- 4 小・中・高の全学年で30人学級の実現を都に求め、文京区としても30人学級への移行を開始すること。
- 5 都に対して学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。

.....
○上田委員長 この請願は、国・都に対して、給特法に中止・反対するよう求めること。

都に対して、中学校2年生以上も35人学級にすること。小・中・高の全学年で30人学級を実現すること。教職員定数の配当基準の見直し及び拡充を求めること。

区に対して、都の制度が整うまで、区独自で中学校2年生以上も35人学級にすること。区としても30人学級への移行を開始すること。

国に対して中学校の35人学級への移行を求めるものです。

それでは、御質疑ありますでしょうか。

高山委員。

○高山（か）委員 拝見いたしました、この請願。ちょっと御質問が、この請願文書表の紹介議員になっております、共産党の千田恵美子議員に御質問を行いたいんですが、千田委員は、たしか千石でしたから、お近くの、特にやっぱり今、人気がある昭和小、あるいは千駄木小というのは、公開授業というのを年度何回か開いていますが、最近その学校に行かれたことはあるんでしょうか。

○上田委員長 では、千田議員、どうぞ。

○千田議員 昭和小は行ってないです。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。

何でこういう質問をしたかといいますと、昭和小学校は今、児童数がかかなり膨れ上がっていて、教室が全く足りない状態なんですね。もともと1階にあった食堂も、今、4年生がクラスとして使っています。それから、図書室がなくなって、今、教室にもなっています。それから、2階の吹き抜けだったところは、今、音楽室として利用されている。つまり、全くスペースがない状態なんですね。

で、不忍通り側のほうに、今、もしかしたら仮設校舎を建てなきゃいけないんじゃないかという、今、3年生から上が5クラス、1・2年生が4クラスの全28クラスの状態で、それも今、ぱんぱんな状態なんです。ここにクラスを、30人学級というのをつくるというのは、どういう施策があって、この請願文書にサインをされたのかというのをちょっと御質問します。

○上田委員長 千田議員。

○千田議員 今、文京区、非常に児童数が増えていますので、教室問題は深刻にはなっています。しかしながら、各学校も工夫して今それをクリアしつつあります。そして、やはり子どもたちの教育にとっては、少人数学級、非常に大事なことだと思います。コロナ感染症のときに、やはり少人数学級を、これは余儀なく少人数学級にしなければならない、そんな状況がありましたが、そのときに、子どもも教師の方々もやはり少人数学級のよさ、そして教育が充実されることを経験されています。コロナ以降、教員の方たちも少人数学級のよさ、そして子どもたちも、少人数学級のよさを訴えている子も増えております。

やはり教育充実のために、少人数学級は必要です。教室問題は、それなりに工夫していただく、そして教室が足りなければ増やす工夫をしていただく。そこで、この請願の紹介議員になりました。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 ちょっと質問の意図が伝わってなかったかもしれない。申し訳ありません。

大切なことはすごく分かるんです。ただ、仮校舎を造るというのは、保護者からも反対意見がある中で、今、工夫をするということをおっしゃいましたけど、現実問題はちょっと難しいと私は思うんですね。例えば昭和小であれば、近くの土地を所有されている方のところにも交渉されて、結果的には駄目だということになりましたけれども、どうやって、今現状、たくさん児童が今でも集まってきている中で、この少人数学級、クラスを分けていく、あるいは

は6クラスとかにやっていくというのが、どうやったらできるのかというのが、私にはちょっと思い当たらないんですね。

そこが、当然、請願者の方は、子どもたちのことを思ってやられたんだと思いますし、請願者の方は、この委員会では発言ができませんので、当然、サインした議員は、しっかりと説明する責任があると思うんですが、今の御答弁では、私、ちょっとよく分からないんですが、もう一度、どうやったらこれをつくるのか、その工夫というのはどういうことなのかというのをちょっとお聞きします。

○上田委員長 千田議員。

○千田議員 やはり教室数を増やしていくことは余儀なくされると思いますが、やはり少人数学級に向かって進んでいく、教育上必要なことなので、サインしました。

教室数が足りないことは、やはりその場所で、ちょっと昭和小学校、私、授業参観に行っていないので申し訳ないんですけど、近くの明化小、林町小学校は、授業参観に行っていますが、昭和小学校は授業参観に行っていない。なので、ちょっと今、教室と人数のことを今、急に言われたので、ごめんなさい、ちょっと把握し切れなかったんですが、35人学級は必要なことだと思うので、紹介議員になりました。

○上田委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、よろしいですか。

では、小林委員。

○小林委員 今年度より小学校6年生の35人学級が実施されて、ようやく小学校の少人数学級が完了しました。世間一般では少子化ですけれども、文京区では、児童数増加により、増築棟を造っても普通教室が足りなくなる事態の中、大変だったと思います。

そして、令和8年度は、中1の35人学級が実施されますが、中1については、もともと中1の壁対策ということで、都と文京区も実施していたことであると思います。ところが、実際のところ、例えば音羽中学校の1年生を見てみますと、35人学級をするために105人の定員で3クラス、最初は35人学級でスタートしますが、昨今は外国人児童の転入なども増えていて、9月の現時点で1年生は38人、39人、37人の3クラスで、9人がオーバーしている状態です。ところが、こういう状態は今に始まったわけではなく、既に実施されていたはずの中1の35人学級なんですけれども、実際に35人学級ではない状態が続いていたことをどうお考えか、まずお伺いしたいです。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 定数については、105人という形で、3クラスを想定していますが、年度途中でどの学校にも、転居されたいということで人数が増えるということは、こちらでも想定してございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 これまでは、ちょっと努力義務的な感じで、少人数学級、そうなったらいいいねということで、中1の壁対策として行われていたと思うんですけども、今後、正式に35人学級が実施されるに当たって、先ほど申し上げた状況を踏まえて、事前の人数調整をしていくのかどうかということと、現時点でオーバーしている現1年生の学年が上がると同時に、令和9年度は中学2年生、令和10年度は中3の35人学級の実施となりますけれども、その際、普通学級は、1年生は取りあえず105人、3クラスでスタートすると思うんですけども、その1年生が2年生、3年生になったときに、35人学級の実施の学年が追いついちゃったときに、そこをまた増やしていかなければいけないと思うんですが、その普通教室、足りるのかどうかをお伺いします。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 中学校の35人学級対応につきましては、現在、各中学校と教室の確保について協議を進めているところでございます。各中学校とも、小学校と大きく違うのは、児童数が全体的に増えてしまう小学校に対して、中学校は35人学級を対応することですので、一定受入れ可能人数105人でスタートして、その後に転入者が増えるということの、今までとその部分は変わりませんので、その分の教室数は確保できるものと考えております。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 多分、私も、7月時点での生徒数とかちょっとチェックしましたら、やっぱり小学校と違って中学校は、音羽中や六中、茗台中、九中といった抽選がある学校の調整が必要だけで、それらも多分、各1クラスずつ増やす冬工事だけで済むというふうに思うんですけども、実は、この請願のとおり、前倒しで実施できる状況にあるのかどうかというのも確認しておきたいと思います。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 学校の教室数ということで考えますと、施設としては一定の余力があるものと考えております。学校の対応となりますと、教員の数であったりといった受入れ体制が必要になるものと考えております。

○上田委員長 よろしいですか。

山田委員。

○山田委員 この請願の5番目のところにあります、都に対して、学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充とありますが、これ実際に拡充するということが可能なのか。また、もしそういうふうにするのであれば、どういったことが考えられるのかということをお尋ねしたいんですが。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 学級数に対する教員定数の配当の基準の見直しについては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律に基づいて、国や都の責任において行われておりますので、区としては、それに従い運営していきます。区で独自にやるとなると、区で教員を確保することになってしまいます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 では、実際には、求めることはできないという理解でいいんですか。はい、分かりました。

○上田委員長 よろしいですか。

関川委員。

○関川委員 すみません、この文中にあります、教員が足りないということで、担任の先生がいないときには、副校長が代理で授業の担当になるというようなこと、前もこれ書いてあったと思いますが、今もそういう事態というのはあるんですか。

それと、中2と中3、35人学級にするには、教員はあと何人、それから費用はどのくらいかかるんでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 現在の副校長が担任でという話ですが、昨年度はそういった状況もございましたが、今年度については1校もございません。

また、費用については、ちょっと今、試算しておりませんので、この場ではお答えすることができません。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 去年はそういう副校長が担任する事態があったけれども、今年はなくなったということは、教員が増えたということですか。何人増えたんでしょう。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 教員数の増減はその年によって違いますが、今年度は、欠員に対して補

充の数でということで埋めていますので、それが足りなくて、副校長が担任をしているというような状況がないということです。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 はい、分かりました。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

石沢委員。

○石沢委員 すみません、先ほどの質疑の中で、教室不足対策という議論があったかと思うんですけれども、今、例えば昭和小学校なんかでも、そういういろんな対策なんかは、これからいろんな土地活用なんかを見通してやっているというふうには私、思うんですけれども、今、そういう教室不足対策でやっている取組、いろんな土地の活用なんかも通じて、ほかにいろんな学校でもそういう取組をやっているところがあると思いますけれども、そういうような取組をやっていることをちょっと教えていただけますでしょうか。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 学級対策といたしましては、多目的室、あるいは中学校ですと、コンピュータのための部屋みたいなものを用意しているところがございますけれども、学校と協議をしながら、転用可能な教室については、転用に向けて工事を進めていくと。一方で、短期間で工事を行おうとすると学校運営に影響が出ますので、極力早い段階で学校と相談をして、工事の時期をずらすなどとの工夫をしているところでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。それは今の既存の校舎の中での対応ということですね。ほかにもいろいろ、昭和小学校なんかは、この間、私たちは、在宅サービスセンターのいろんな移転なんかも含めて提案してきて、そういったことについては、いろいろ企画のほうなんかでも動いてやっていることなんかもあるというふうに思うんです。そういったことなんかも含めて、いろいろちょっと、お話しできる場所とできないところがあると思うんですけれども、そのあたり何かやっているようなことについては、ちょっと御紹介いただきたいなと思うんですけど。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 学校の近隣の土地の活用につきましては、国有地、区有地、都有地のみならず、民有地も含めまして、その活用の可能性があるところについては、極力協議を行うようにしているところではございます。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

では、山田委員。

○山田委員 すみません、ごめんなさい、1点聞き忘れちゃったんですけど、先ほど区のほうが配当基準の見直しを求めることはできないとおっしゃられました。それであれば、文京区として、何かやられていることありますかというところ、そのやられていること、エデュケーション・アシスタントもそうなのかと思いますけれども、そういったところをちょっと教えていただけますでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 区として、その人員に対することということで、こちらのほうは、働き方改革にもつながっていきますが、例えば学校にスクール・サポート・スタッフ、またエデュケーション・アシスタント、学習支援のボランティア、それから特別支援教育でいうと、支援員や交流及び共同支援員など多くの人材を今、雇用しています。エデュケーション・アシスタント等は、令和6年度から始めていますが、7年度については、さらに人数も増加して、プラスしています。

○上田委員長 よろしいですか。

（「すみません、委員長、ちょっと意見、訂正させてください」と言う人あり）

○上田委員長 はい、千田議員。

○千田議員 すみません、私、先ほど昭和小学校に行ったことはないと申し上げたんですが、授業参観には行ったことはないということで、記念式典とか運動会とか度あるごとに行っています。すみません、訂正させてください。

○上田委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○関川委員 ここに書いてありますけれども、今、不登校のお子さんが、これ34万ってなっていますが、全国ではもっと多くて40万を超えているという、こういう深刻な事態になっている中で、この1のところの先生が足りなくて働かせ放題、給特法という、その古い法案がずっとまかり通ってきて、残業代が出ないなんていうことになっているので、1のところは、ぜひ、この給特法を改定していただいて、残業代が出て、先生がゆとりを持って子どもたちに対応できるようにしていただきたいと思いますので、1、採択。

2は、都の責任で中学校2年生以上も35人学級にするよう都に求めるということですから

ども、東京都の新しく都議会議員になりました超党派の方々が、中2、中3について、少人数学級を求める要望を東京都に提出したということなので、誰が見ても、子どもたちの一人一人に目が行き届くように、一日も早く中学2年生以上も35人学級にすることが大事だと思いますので、2も採択。

そして、国に対して、中学校の35人学級への移行を求めることについても、採択。もともと教育基本法26条は、国がいろんな教育に責任を持つということでは、少人数学級についても、国が率先してやるべきだと思いますので、3も採択。

それから、4は、小・中・高の全学年で30人学級の実現を都に求めるということで、文京区としても30人学級への移行を開始することということ、これも採択です。

私ごとになりますが、今、私の子どもは30歳になりますけど、本郷小学校のときには、今、本郷小は700名になりましたけれども、私の子どもがいる頃は300名で、ちょうど1クラスが27名ぐらいで、一人一人の子どもたちに目が行き届く、そういう学級編制でしたので、やっぱり少人数学級というのは、先生たちの目が一人一人の子どもに行き届くということでは、とてもよいことだなというふうに思っておりますので、東京都に対しても、一日も早く30人学級を求めるとともに、文京区としても、ぜひいろんな工夫をして、30人学級への移行を早めていただきたいと思います。これ4も採択。

5は、都に対して、学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し、拡充するよう求めることですが、東京都は今、お金がたくさんありますので、こういうこともやろうと思えばすぐできるので、5についても採択を主張します。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 請願第33号につきまして、区民が主役の会の態度表明を申し上げます。

請願事項1については、教員を増やすためにも残業代を出せる制度に変えていくべきだと思いますので、採択です。

請願事項2について、都の責任において中学2年生以上も35人学級にするよう都に求めることは、とても大事だと思っております。文京区の場合は、中学生は私立に行く生徒も多く、人数が少ない学校も多いので、抽選校の調整を頑張れば前倒しの実施も可能かとは思いますが、しかしながら、教員の確保の課題と、音羽中のように実質35人学級になっていない、そういう状態の課題もありますので、こちらは継続とさせていただきます。

請願事項3につきまして、国に対して求めるべきことだと考えますので、採択です。

請願事項4について、30人学級の実施を都に求めることも大事だと思っておりますが、少

子化が進んでいる地方の自治体では可能なことでも、普通教室不足で35人学級の実施も困難だった文京区において、30人学級は難しいと考えるので、不採択です。

請願事項5については、少人数学級の実施に職員数の拡充は欠かせませんので、採択です。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 請願自体は重要なことであり、大変すばらしい、いいこともおっしゃっている請願です。10行目に、教職員の増員は必須の課題であるということを私も考えます。ただ、1についての給特法については、こちらにも書いてある、国や都で議論する話であることである。

それから、2と3については、先ほど申し上げたとおり、もう既に区も様々な施策、実施をされているということ。

それから、4については、先ほど申し上げたとおり、本区ではまず校舎に非常に課題があります。ですから、まずは児童・生徒に優先すべきは、学習環境をしっかりと整えることというのが我々の仕事と捉えます。

それから、5については、今、教員の倍率が2を切っている状態ですよね。そこで、教職員の方だけを優先的に雇用するということは質の低下にもつながるという、非常に問題も出てくると思います。区は、先ほど山田委員がおっしゃったように、エデュケーション・アシスタント、あるいはスクールサポーターといった、教員ではない様々なサポートを施策として取り組んでいるということです。日本維新の会としては、1から5までは全て不採択といたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 請願事項は、前回も提出されておりましたけれども、1項につきましては、この給特法、法改正がされまして、教員の処遇改善をはじめ、働き方改革や、また教育の質の確保に向けてのものと認識しておりますので、不採択。

2項から5項につきましては、中学校の35人学級が来年度から中学1年生から始まります。少人数学級は大切ということは十分承知しておりますが、やはり現実的には教職員の確保や教室の確保など環境の整備が必要であり、段階的に進めるべきと思っておりますので、2項から5項までも不採択でお願いいたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 まず、請願の1項につきましては、給特法改正案が2025年6月11日に参議院の本会議で可決されて、成立しました。これによって、2026年の1月から残業代の代わりに支給

される教職調整額が、現在の月給の4%から段階的に10%引き上げることと決まりましたので、これについて不採択。

そして、2、3につきましては、35人学級においては、文京区では既に小学校全学年で35人学級となり、中学校でも令和8年度より導入する予定でありますので、これについても不採択。

それから、4の30人学級に関して、やはりこれは教室の確保、それとまた教職員の確保というのがまず大きな課題です。文京区は、本当に生徒の数が増えておりますので、もちろん30人学級とか少人数という、そのお気持ちは分かりますが、さらなる違ったところへのやっぱり課題というものがあるということで、ここについても不採択。

それからあと、5に関しては、先ほども答弁にありましたとおり、定数の配当基準の見直しは区から求めることができない。その代りに、文京区ではエデュケーション・アシスタントやスクールサポーター、また学習支援など、本当に、先ほど聞いただけでも随分たくさんのお話をやってくれているんだなというふうに改めて知りました。多様な支援をこうやって活用し、質を下げない工夫がされているということが分かりましたので、こちらも不採択とさせていただきます。

○上田委員長 3項は……。

○山田委員 2、3、一緒に言いました。

○上田委員長 あ、ありがとうございます。

市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラム、請願第33号は、1項から5項全て不採択をお願いします。

1から4に関しましては、皆さんおっしゃったとおり、現実的に教室が足りない中で、30人学級を導入するのは無理ということで、小学校に関してはもう35人学級は導入されていて、中学校も順次令和8年度から導入予定ということで、そのまま進めていただければ問題ないと思います。

5に関しては、非常に悩んだんですけれども、確かに教員は増やしたほうが、子どもたちの教育環境は必ずよくなると思うんですけれども、高山委員がおっしゃったように、倍率が2を切っている中で、どんどん採用すると質の担保ができないというところも、話としてはよく分かります。区の方で独自に採用できる職員として、エデュケーション・アシスタントであったりスクール・サポート・スタッフという人員を年々拡充していただいていますので、そういうサポート、区で独自に採用できる人員を拡充していくほうが、結果的には教育

環境の改善にはつながると思いましたので、5番に関しても不採択とさせていただきます。

以上です。

○上田委員長 請願受理第33号の審査結果について申し上げます。

請願事項1は、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項2については、採択2、不採択4、継続1、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項3、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項4、採択2、不採択5、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項5、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

○上田委員長 ここで、理事者の出席について、改めて報告いたします。

成澤区長は、文京区高齢者連合会大塚地区芸能大会来賓挨拶に出席のため、午前11時15分から正午まで欠席となります。

○上田委員長 続きまして、請願受理第34号、オーガニック給食の実現を求める請願です。

請願文書表のデータ25ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第34号
 - ・件 名 オーガニック給食の実現を求める請願
 - ・請 願 者
 - ・紹介議員 千 田 恵美子 海 津 敦 子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請願理由

学校給食は、子どもたちの成長期における大切な栄養源であり、家庭とは異なり、子ども自身が食材を選ぶことができない場でもあります。だからこそ、食材の安全性や質については、保護者や地域が安心できる体制を整えることが求められます。

近年、学校給食に有機農産物を取り入れる自治体が全国で増えています。2023年度には278の自治体有機農産物の導入実績を持ち、東京都内でも世田谷区が「年11回の有機米給食」や「学期1回の有機野菜給食」を実施。さらに品川区では、2025年10月から学校給食に

使うすべての野菜を有機または特別栽培に切り替える方針を明確にしています。これは都市部でもこうした取り組みが十分に可能であることを示しています。

「学校給食で、有機農産物を適正価格で買い上げる」ことは後継者不足で離農が進む日本において重要な役割を果たします。都市部の学校給食では、農作物の安定的な確保ができて、子ども達の健康増進につながります。農村地域にとっては、都市部が安定した価格で定量の農作物を継続購入するので、農業生産の維持や農家の経営の安定につながります。また農薬や化学肥料に頼らない農法は、生物多様性を含め環境に優しく持続可能な社会にもつながります。

現在の米不足や価格高騰は、私たちの生活に大きな影響を与えています。日本は食料自給率が38%と低く、輸入が止まれば命を維持することができません。食べ物は人の体も、そして心も作ります。海外から輸入された食材は安価かもしれませんが、例えば輸入小麦からは除草剤グリホサートが検出されています。グリホサートを巡っては、海外では健康被害を訴える裁判が起きています。リスクのある輸入品ではなく、誰がどこでどう作ったかわかる安心安全な国産の農作物を子どもたちに提供するべきです。オーガニック給食を導入している千葉県いすみ市では、保護者を含めた市民からは好意的な声が続々と市役所に寄せられています。今できることから少しずつ、安全性を高めていくことが行政としての責務です。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

・ 請願事項

- 1 「有機農産物」を学校給食に段階的に導入すること。
- 2 学校給食で使用されるパンや麺類について、可能な限り国産の食材を使用し、残留農薬グリホサートに配慮された原材料を使用すること。

○上田委員長 この請願は、有機農産物を学校給食に段階的に導入すること、及び学校給食のパンや麺類について可能な限り国産の食材を使用し、残留農薬グリホサートに配慮された原材料を使用すること、以上を区に求めるものです。

それでは、御質疑ある方、いらっしゃいますか。

岡崎委員。

○岡崎委員 請願事項、有機農産物を学校給食に段階的に導入するってあるんですけども、今、学校によっては使用している学校もあるということも聞いていますけれども、1点は、どうなのかということ。

あと、2項も、パンや麺類について、可能な限り国産の食材を使用しとありますけど、これももう既に実際やっているというふうにも聞いておりますけれども、その辺はいかがなんでしょう。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず1つ目、有機農産物につきましては、委員御認識のとおり、学校によっては活用しております。

また、パンや麺類につきましては、麺の日ですと、例えばうどん粉などは100%国産と。パンにつきましても、国産を活用するよう極力努めているところでございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。これは大事なところだとは思いますが、ただ、いわゆる、今、食材を区内の業者とかお店とかから仕入れていると思いますけれども、もしも一律にこういった打ち出しを教育委員会がされた場合に、学校現場として対応ができるのかどうかというのを聞きしたいと思います。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 区内商店を通じた有機農産物の購入につきましては、学校給食用の規格に合うものを、またその時間に十分な量、食材を納入するという、その確保が課題になると認識しております。

○上田委員長 岡崎委員、よろしいですか。はい、よろしいですか。

関川委員。

○関川委員 1の有機農産物を学校給食に段階的に導入することというふうになっておりますけど、今、一部分、有機農産物、小学校と中学校で部分的に導入しているという課長さんのお答えでしたけど、小学校20校、中学校10校、30校のうちどのくらい導入しているんでしょうか。

それから、パンは、学校給食会で一括して購入しているんだと思いますが、今、お米は価格が上がって、地元の業者から取り入れている学校もあるみたいなんですけど、お米については、どういう状況になっているんでしょうか。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず1つ目、有機農産物の活用の頻度については、各学校栄養士のほうでメニューを決定しておりますので、有機農産物がどれかというふうな拾い方をしていませんので、手元に数値はございません。

パンにつきましては、委員御認識のとおり、学校給食会から一括で購入しているところ
す。国産のものを使ったり、国産はバリエーションが少し限られてしまうので、必ずしも国
産に統一はしてないところ、価格が高いというところもありますけれども、これも学校判断
で活用しているところでございます。

米につきましても、学校給食会からも購入しておりますけれども、直接地域の事業者等か
ら購入している学校もある状況でございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。有機農産物というのは、農薬とか使わないで、大変安
全な食品だと思いますので、部分的に導入をしているということで今、お聞きしましたけれ
ども、基本的に全小中学校に段階的に導入して、安全な食品を子どもたちに食べていただく
ようにしていただきたいと思います。

学校給食が民間委託になって、平成14年でしたっけ、かなり——あ、それ図書館だ。かな
り年月がたちますけれども、学校給食を導入するときに、区民の運動もありまして、譲らな
かったのは、食材を地元から仕入れてほしいということで、今もそれは守られているという
ふうに思いますので、そういういいところもありますので、有機農産物についても、やって
いるところを調査していただいて、ぜひ、文京区でも取り入れていただきたいというふう
に思います。

それから、パンについては、学校給食会一括は変わらないと思いますが、お米については、
今、価格が上がっている中で、地元から取っている学校があつて、大変地元のお店の方々に
は喜ばれているということをお聞きしておりますけれども、国産米というのは、農薬をたく
さん使わないで安全だというふうに思いますので、2に書いてあるように、安全な国産米を
子どもたちの給食に提供するというのを文京区としてもやっていただければというふう
に思います。

以上です。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 農林水産省のほうでは、今、有機農業推進拠点オーガニックビレッジの創出に向
けての取組を行っており、文京区と協定を結んでいる茨城県石岡市も含めた全国131市町村
が既に実施地区となっていますけれども、これを2030年までに200市町村に増やしていくこ
とを目標にしているそうです。その一環で、同時に学校給食での有機農産物の利用も推進し
ており、消費の拡大や環境教育、食育も同時に目指しているそうですけれども、文京区でも

もともと「和食の日」の取組があったり、魚沼産のお米を給食に取り入れたり、また、協定自治体の野菜を取り入れた給食を食育と同時に実施していたり、紹介も含めて実施していたりすると思いますが、また、先ほど有機野菜も既に取り入れている学校もあるというふうにお伺いしましたが、その頻度と評判についてお伺いします。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、「和食の日」ですけれども、毎月給食は全校で実施しておりまして、食文化の継承であったり、地産地消に力を入れているところではございます。

また、旬の食材を使用するよう努めておりまして、旬の野菜、これは野菜にとって一番よい生育状況が整った環境で育てられており、栄養価も高いということで、こういったものを活用するように努めております。

また、農薬の使用成分の回数や化学肥料の窒素成分量が半分以下で作られている環境保全米であったりとか、また、農薬の使用回数、やはり半分以下で作られているエコライスなどといったものも、こういった減農薬の米も東京都学校給食会から購入しており、こういったもので、食材や食育についても給食を通じて進めているところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 評判についても教えてください。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 やはり、「和食の日」もそうですし、あと、交流自治体からのフルーツであったりとかお米であったりとかいうことは、子どもたちにも大変喜ばれているところでございます。

○上田委員長 よろしいでしょうか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 まず、請願の1項については、有機農産物はやはり流通量には限りがあります。

食材調達そのものがやはり厳しいのではないかと。ましてや、それをまた区内事業者さんからとなると、さらに調達は困難と思われます。やはり昨今の物価高騰をまた考えると、これまでどおりに区内事業者さんを応援していくという、その視点も大切です。よって、1項については不採択です。

それから、2について、グリホサートに配慮された原材料の使用についても、輸入小麦に関しては、東京都学校給食会にもそれぞれ検査を行って、安全性が確認されております。ま

た、こういった配慮された原材料の使用には、調達コストも上がります。それから、安定供給の難しさ、また、使える食材が限られることから、栄養基準を満たしにくくなったり、献立の多様性が損なわれる可能性もあるということから、不採択とさせていただきます。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 先ほど質疑もさせていただきましたけれども、1項につきましては、もう既に学校によっては使用しているところもあります。また、2項につきましても、既にやっているということで、これを区として一律的にやるのはいかがなものかという点。先ほど言いましたように、やっぱり区内業者全てで賄えるかという点、不確かでありますし、区内業者を守るという点、応援するためにも、1項、2項とも不採択でお願いいたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 請願34号ですが、拝見いたしました。この請願の中にも書いてある農薬や化学肥料に頼らない農法は、生物多様性を含め、環境に優しく、持続可能な社会にもつながるという、SDGsの点も請願の中に記載されております。私もそうだと思います。

ただ、請願の中には、農家の経営のことも触れてはおられるんですが、これまでの慣行農法として、農薬を使用した製法と同程度の有機野菜というのは製造ができるのであれば、また、それに見合うコストメリットが農家にもあれば、どちらかが、二刀の選択があれば、それは当然いいほうに決まっていると思うんですね。農薬は使わないほうが望ましい。グリホサートは、いわゆる除草剤ですよね。

ただ、現実には、農家は化学肥料などを使わないで済むならそのほうが良いとは思っている一方で、季節を気にせず食べられる、あるいは消費者が求めている、虫食いかそういうものがないものを求めているって、言わば生産者側とすれば、消費者が求めているものを作っているという今、状態に恐らくつながるんだと思います。

特に、食料自給率も低いということも言われているんですが、今、お話ししたとおり、除草剤、いわゆる農薬を使わないと食料自給率はもっと下がります。ですから、ある意味、二律背反的な内容もあると思うんですが、今の製法的に日本の自給率がやっぱり下がっていく中で、結果的には値段の高騰など様々な問題も起きてきますし、私はこの1と2に対しても、よくよく私も拝見したんですが、農薬を恐れて野菜を選ぶよりも、しっかりとふだんから野菜を多く子どもたちに摂らせる、取り入れる。いわゆる栄養士さんに献立でも取り入れるというほうが、健康には気を遣って、よいのではないかという私は考えです。あまり神経質にならずに、周りの大人や給食普及会さん、行政はしっかりと正しい情報を取得して対応

していく必要があると考えますので、本請願1、2とも不採択です。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 請願第34号につきまして、区民が主役の会は、1、2項ともに採択いたします。

その理由として、1の有機農産物の学校給食の利用については、今、国を挙げて推進していることですし、既に区でも協定自治体の農作物の活用も行っているのです、例えば協定自治体の一つである茨城県石岡市の有機野菜などから段階的に導入することは、十分に可能なことだと考えます。

ちなみに、石岡市では、年間を通して、市内の全小中学校で、一部の献立に有機農産物を使用しており、令和6年度は、毎月旬の野菜を二、三種類使うほか、有機野菜の日を設けて、有機米と4種の有機野菜を使った献立を提供しているそうです。

今回の請願は、段階的にということが書いてありますので、そういう意味も含めまして、十分可能だと思っております。

また、2についても、農水省の統計では、国産米粉パンを例えば全国民が1か月に3個食べると、食料自給率が1%アップすると言われております。米粉パンならば、例えば小麦アレルギーのある子も安心して食べられますし、年に1回だった米粉パンを2回、3回に増やしていくことからなら十分可能だと考えますので、可能な限り使用していただきたいという思いを込めて、採択です。

○上田委員長 日本共産党さん。

○関川委員 1番については、先ほどもありましたけれども、部分的に区立の小中学校で導入しているということですので、努力すればできないことはないと思いますので、ぜひ有機農産物を広げていっていただきたいと思います。

ここに書いてあります千葉県いすみ市では、有機農産物を広げたことによって、一方で農業も有機農業が発展をしたという、そういう事例がありますので、ぜひ、日本の農業を守るということからしても、有機農産物を学校給食に取り入れることが大事だと思います。

食料自給率38%なんて、本当に世界の中で一番低いくらいなので、もっと食料自給率を上げていくことにも、この有機農産物は寄与することにつながると思いますので、1は、採択。

そして、2は、パン類や麺類については、学校給食会で一括して買っているということですが、前、学校給食会に聞きに参りましたけれども、検査についてはもっと厳しくしていただいて、残留農薬の管理をきちっとしていただくこと。

あと、お米については、今、高値になっておりますけれども、地元からと、それから学校

給食会からと両方なのですが、学校給食会で一括してできれば買っていて、需給の値段の安定に寄与していただいて、子どもたちに安全な米飯を食べていただくということが大事だと思いますので、2項も採択を主張します。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラムは、請願第34号、1項、2項ともに不採択でお願いいたします。

有機農産物に関しては、物価高のこの状況で、通常の食材より値段の張るものに切り替えていくのは、時期的にちょっと違うんじゃないかなと思うところがまず1点と。

皆さんおっしゃっていましたが、地元の業者さんから食材を納入している給食なんですけれども、これを有機農産物に100人単位の食材を切り替えるというふうになると、業者さんへの負担というか、実質手配ができなくなって、ではできる業者さんとなると、地元の事業者さんではなく、大手の事業者ということになってしまつては、またちょっとそれも話が違ふかなと思いますので、1項、2項ともに不採択です。

ただ、請願者の方とも直接お会いしてお話を伺ったんですけれども、よいものを子どもたちに食べさせたいという思いと、食育の観点からもこの請願を出されているというのは理解していますので、例えば今やっている「和食の日」のような形で、「有機農産物の日」みたいな給食の日を例えばつくってみて、子どもたちに今日の食材は有機農産物ですよというアナウンスをしっかりと、食育の観点でスポット的に行うのが現実的ではないかなと考えております。

以上です。

○上田委員長 請願受理第34号の審査結果について申し上げます。

請願事項1は、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定します。

請願事項2は、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第35号、竹早公園・小石川図書館に関連するワークショップの早期開催などを求める請願です。

請願文書表の27ページを御覧ください。

.....

・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第35号

・件 名 竹早公園・小石川図書館に関連するワークショップの早期開催などを求める請願

- ・ 請 願 者
- ・ 紹 介 議 員 依 田 翼 千 田 恵美子
- ・ 請願の要旨 次頁のとおり
- ・ 付託委員会 文教委員会
- ・ 請願理由

文京区が進めている竹早公園および小石川図書館の再編整備は、地域の公共空間と知の拠点に関わる重要な事業であり、将来世代に長く影響を与える計画です。しかし、区が3回の計画で開いているワークショップの3回目については、「課題等について整理を行うため」などとして、「一旦見送り」との説明がなされ、すでに数カ月以上がたっています。

現状では、ワークショップの延期によって議論の場が閉ざされ、区民が意見を示すチャンネルが細っています。延期されているワークショップを、実効性あるものとして再開するとともに、そのほかの機会も設けることをお願いする次第です。

そうした観点から、区議会より区側へ下記の項目を働きかけてくださるようお願いします。

・ 請願事項

1 延期されている第3回ワークショップの早期開催

参加者が安心して議論できる環境を整え、広く区民が参加しやすい日程・形式・場所で開催してください。

2 ワークショップ以外の参画機会のさらなる拡充

アンケートやパブリックコメントなどを通じて、子育て世代など多様な層の声を拾う仕組みを検討してください。

3 区民参画を基本とした将来の公共施設計画の原則の検討

本件に限らず、今後の公園・図書館・文化施設の整備においても、住民が計画段階から参画しやすい仕組み・ルール化を検討してください。

.....

○上田委員長 この請願は、第3回目のワークショップについて、参加者が安心して議論できる環境を整え、広く区民が参加しやすい日程・形式・場所で開催すること。

アンケートやパブリックコメントなどを通じて、子育て世代など多様な層の声を拾う仕組みを検討し、ワークショップ以外の参画機会のさらなる充実を図ること。

及び、区民参画を基本とした将来の公共施設計画の原則として、今後の公園・図書館・文化施設の整備においても、住民が計画段階から参画しやすい仕組み・ルール化を検討してい

くこと。

以上を区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いします。

山田委員。

○山田委員 1つだけお聞きしたいです。

第1回も第2回も、私もワークショップを傍聴させていただきました。大変、参加者の方たちのいろいろな思いがやはりあって、会を進めるということが結構厳しいなというように受けたのが感想でした。

実際問題、3回目のワークショップがまだ開催のめどが立っていないというところの理由、そこだけお聞きしたいと思います。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 今、委員からのお話のありましたとおり、小石川・竹早一体的整備につきましては、昨年度、区民ミーティングを行いまして、その会の中で、かなり参加者同士におきましていろいろな意見が出たというところでございます。その意見の中におきましては、中間のまとめにおきまして区が整理した内容に対して、さらに根拠を示してほしいという御意見だとか、区としての考え方が正しく伝わらず、その状況下で議論されているもの、また、中間のまとめ策定時から状況は変わっておりまして、改めて根拠データを求めるものなど、そういったもの、様々いただいたところでございます。これらの状況を整理しない段階で、区民ミーティングを再開するということにつきましては、さらなる利用者の意見の相違を深めてしまうことや、混乱が生じてしまうことが懸念されているところでございます。そういったためにも、まず我々のほうでしっかり内容を整理した上で、しっかりとした状態で再開をしていきたいと考えているところでございます。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

石沢委員。

○石沢委員 まず、この一体的整備についてなんですけれども、私たち共産党区議団としては、6月の本会議質問の中で、この中間のまとめについては、一部、具体的には3章と5章について言いましたけれども、これについては白紙にして、図書館、公園、テニスコートを整備していくその与条件の中に、例えばほかの区有地についても加味していくような方向性で進んでいったらどうかというようなことを提案させていただいたと思うんです。これについて、6月の本会議の教育長の御答弁では、現時点ですけれども、このような御提案のような内

容については考えていないという答弁だったんですけれども、その後3か月たって、私たちのこの提案について、どのようなお受け止めになったかということをお伺いしたい。

それから、小石川図書館については、やっぱりエレベーターがない、老朽化しているということですね、私たちは、改修については喫緊の課題だというふうに思っているんですね。そういった認識というのは、区としては、小石川図書館の改修というのは、喫緊の課題だというふうに、私たちは思っているんですけれども、区としては、どういうふうに思っているのかということも、2点目、お伺いしたいと思います。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 まず1つ目、中間のまとめのいただいた御意見に対してはどういう受け止めかというところでございます。

これまでも我々のほうで御答弁させていただいておりますのは、中間のまとめにつきましては、1つの案ということでお伝えをしているところでございます。あれをベースにいたしまして、様々御意見をいただいております。今後につきましても、それらの意見をしっかりと整理していく、合意形成を得ていくということが重要と考えておりますので、まずあれを基に皆さんで議論を深めていければと思っております。

また、2つ目の小石川図書館の整備については喫緊の課題かどうかということにつきましては、委員から御指摘があったとおり、小石川図書館については老朽化が進んでいることとか、バリアフリーに課題があることから、喫緊の課題だと認識しております。

○上田委員長 よろしいですか。

高山委員。

○高山（か）委員 請願事項の第1項に、「参加者が安心して議論できる環境を整え」とあります。それから第2項に、「子育て世代の多様な層の声を拾う仕組みを検討してください」とありますが、請願者の方は、今までのワークショップの中ではそういう形になってないということで、この請願を出されていると思うんですが、区の認識をお聞かせください。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 先ほど御答弁をさせていただいたところと重なる部分がございますが、これまで2回開催いたしました区民ミーティングにおきましては、様々な御意見が出ています。そういった中で、やはり皆さんが安心してできる議論とするためには、まず我々区側のほうでしっかり課題整理をすることと、また、昨年度実施した区民ミーティングのアンケートにおきましては、会の運営に対して様々厳しい御意見をいただいた

ところでございます。会の運営についても、皆様が安心できる環境になり得るようなところを我々しっかりまた考えていければと思っております。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 とても竹早公園と小石川図書館の一体的整備に関心をお持ちの方は多くいらっしゃるしまして、今、今後の課題の整理を行うため、一旦見送りになっているワークショップで、課題の整理をしているということは、重々承知しているんですけども、やはり今後の見通しが分からないまま、ずっと時間が過ぎていくというのは、区民の皆様にも御心配をかけてしまうので、見通し、いつぐらいにできるとか、やっぱり御破算にして、もうちょっと違うやり方をやるんだみたいなことが、言えることがあれば、教えてください。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 現時点におきまして、いつまでこの内部検討のほうをするかというところについては、お答えするものはございませんが、今、整理している中では、公園・図書館・スポーツ施設について、それぞれ課題があると認識しておりまして、それぞれの課においてしっかりと調査をしているところでございます。例えば図書館におきましては、区における必要とする蔵書数だとか、あるいは蔵書の再配置をどうするかとか、学習席、閲覧席はどういった方向性で整備していくかというところが課題としてあるところでございます。

また、スポーツ施設におきましても、これまで利用状況等に対する御意見だとか、多目的利用に対する御意見、そういったところもいただいているところでございます。ですので、一旦、区における利用状況、こういったものを調べるために、一定の時間をいただいているところでございます。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いします。

日本共産党さん。

○石沢委員 まず、請願事項の1項目めと2項目めについてなんですけれども、3回目のワークショップが中断されて半年ほど経過するわけですね。区民の皆さんにとっては、半年というのはかなり長い期間だと思います。私たちも、竹早公園と小石川図書館の再整備のことについては、6月の本会議で先ほどのような御提案をさせていただいて、今、猪岡館長からは、今、意見の整理をしているところだというような御答弁もございました。さらに、小石川図書館のことについては、建て替えについては、やはりエレベーターがないということも含めて、バリアフリー化が喫緊の課題であるというような御答弁もいただきました。

そういったことを今、確認したわけですが、私たちとしては、6月の代表質問で提案したような、そういう方向性で、私たちが提案したような方向性でやっぱり進んでいただきたいなというふうに思いますし、また、小石川図書館についても、やっぱりバリアフリー化の対策というのはもう本当に喫緊の課題だというふうに思います。ですから、そういった意味では、早く次のステップに進んでいくということがやっぱり必要だろうというふうに思います。なので、1項、2項、私たち賛成したいと思います。ぜひ、決着をつけていただきたい。

それから、3項目めについても、公共施設の再整備を進めていくという点では、区民の皆さんの意見を丁寧に聞いていくということは当然だというふうに思いますので、3項めも採択を主張します。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 請願第35号につきまして、区民が主役の会は、請願事項1から3まで採択です。

請願事項1の参加者が安心して議論できる環境については、参加者の皆さんにも御協力を求めたいところですが、今後のスケジュールについても、なしのつぶてでは、区民の皆さんに御心配をおかけしてしまうので、できるだけ早く状況をお知らせしていただきたいというふうに要望いたします。

また、請願事項2につきましては、お子さんの参加・参画も求めているところでありますけれども、大人とは別建てで考えられていると思いますが、ワークショップには出られないけれど、関心のある方も多いと思います。テニスコート利用者だけではなく、ほかのスポーツの愛好家の人たちの声も聞きたいですし、後の請願に出てくるユニバーサルデザインを求める障害当事者の方たちの懇談会を設けるなどもしていただきたいですし、ワークショップに参加されない方たち、声を上げにくい人たちの声も幅広く集める工夫をすべきだと思っております。

また、請願事項3については、建設委員会に出されているまちづくり基本条例を求める請願にも通じるものがあると思いますけれども、こうした請願として声が上がってくることでも分かる通り、公共施設計画について、区民参画がまだ不十分であるということと、対話による合意形成ができていないことに課題があると思っております。

施設によって検討の仕方も変わってくるとは思いますけれども、区民参画を推進することにおいて、やり方を検討することは大事だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと要望いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 請願35号です。先ほど小林委員がおっしゃったように、やっぱり見通しは大切ですよね。これ請願者の方も、よりよい図書館をつくりたいという思いは、それは我々も同じなんです、そういった中で、やはりいつ開催されるんだという不安の声があるというのも確かに非常に分かります。

先ほど課長もおっしゃったとおり、現在、環境を整える仕組みを策定中であると。この中で、確かに期限を設けてしまうと、今まで行われたパブリックコメントの中でも、区民の分断というのを生んでしまう、繰り返し同じことになってしまうというのは、やっぱり我々は避けなければいけません。これは1、2、3項とも共通することであります。

今、よりよい方法を策定中ということですので、結論から申し上げますと、1項から3項とも、日本維新の会は不採択であります。ただ、できるだけ早期に策定をして、区民の方にお示しするということは、我々の責務でありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 請願第35号、1項のワークショップの早期開催ということでございますけれども、私も2回とも区民ミーティング、ワークショップの傍聴をさせていただきましたけれども、本当に参加者の方々の意見の相違があまりにも大きいというのが感じられました。先ほどから、今、質疑でもありますけれども、やはりここはもう一度区の考えを整理して、この請願理由にもあるように、実効性のあるワークショップとするためにも、しっかり今後の会議の運営方法も含めて検討する必要があると思いますので、不採択でお願いいたします。

2項につきましては、今このような状況でアンケートやパブリックコメントを行うことは、偏ったというんですかね、一方的な意見が出されることも懸念いたします。それより、やはり様々な関係者の合意形成を図ることが大事だと思いますので、2項も不採択。

それから3項につきましては、区としてこれまでも公共施設の整備に当たっては、施設利用者や地域の方々の意見を伺いながら進めてきたと認識しております。こうした一律の仕組みやルール化をする必要性は感じませんので、3項も不採択でお願いいたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 まず、請願事項の1についてですね、ワークショップ3回目、先ほども御答弁がありましたとおりに、本当に1回目も2回目も、先ほど高山委員も言われていましたけれども、区民が分断しちゃうんじゃないかというような、そんな状況でした。

で、あの中で御意見とか、そういった課題の整理というのもそうなんですけれど、あと、本当にあの形のやり方でよかったのかなとか、例えばそれこそ、猪岡館長が仕切られておりましたけれど、猪岡館長じゃなくて、また違う民間の方だったりとか、そういった専門知識のおありの方がやってもいいのかなとか、これは断定しているのではなくて。

あと、大学の先生もおられましたけれど、失礼ながらも、ちょっとこの状況についてあまり深くは分かってなかったんじゃないかなと、ちょっとその辺のところは、私は感じた次第です。

なので、あれと同じような形というよりも、むしろまた違った方法の何かを模索するのも一つなんではないかなということをしっかりと——やっぱり同じようにやって、同じようなことになったら、もう本当に労力も、それから区民の皆さんに対しても失礼になるし、そのところはやはりしっかりと、早くやっていただくのもそうなんです、そこはしっかりと考えていただきたいと思って、ここは不採択にします。

それからあと、請願の2項についても、ワークショップ以外の参画機会のさらなる拡充とありますが、これまでも現場でのアンケートはもちろん、それからあとパブリックコメントもそうですし、あとパネル展示型の説明会もやられていましたよね。そういったことで、多様な層の声を、私は自民党は拾っているというふうに考えています。ですので、こちらも不採択です。

それからあと、請願事項の3について、このところに関しても、公共施設整備に限らず、区民参画の基本理念は、文京区の自治基本条例の中でしっかりとうたわれて、区はそれで実行しています。住民を計画段階から巻き込んで進めているのも確かです。ここに仕組みとかルールをつくってしまうのは、やはりそれはどうなのかなと。その案件によって、性質は様々ですので、利害関係者との意見を交換しながらというのをやはり基本にしたほうがいいのではないかとということで、不採択とさせていただきます。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラム、請願第35号、1項、2項ともに不採択でお願いいたします。

この公園と図書館の一体整備は、文教委員会のほかに建設委員会でも出ているんですけれども、過去2回のワークショップ、紛糾して話が進まなかったという話も伺っています。建設委員会の質疑でも申し上げたんですけれども、これはもう公園のワークショップと図書館のワークショップは分けないと、もう話は進まないと思うので、別々にやった上で、個々の

ワークショップは、皆さんが参加できるものにするべきだと思います。ただ、図書館と公園の折り合いをつけるためには、そのそれぞれのワークショップの中から代表の方が出たいて話さないと、大人数が参加するものでは、それぞれの図書館に関する思いと公園に関する思いというのがぶつかって、ネガティブな方向に話が行ってしまうと思うので、それぞれに分けて、ポジティブな意見を吸い上げた上で、代表の方たちで議論していただくという枠組みが必要じゃないかなと思っていますので、その理由で、この請願に関しては不採択という形にさせていただきます。

○上田委員長 3項……。

○ほかり副委員長 3項に関しても、現状、区民の代表の方、町会関係の方とか教育関係の方でやっておりまして、そこに関しても、広く住民が参加できるようにという請願の願意だとは思いますが、やっぱり参加する人数が多くなると、合意形成を得るのは難しくなってしまうと思うので、現段階ではこの3項に関しても不採択でお願いいたします。

○上田委員長 請願受理第35号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項2、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項3、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第36号、100年を見据えた図書館をつくろうです。

こちらは、請願文書表の29ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第36号
 - ・件 名 100年を見据えた図書館をつくろう
 - ・請 願 者 文京区小日向3-12-9
梅 野 秀 一
 - ・紹介議員 依 田 翼 千 田 恵美子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請願理由

文京区においては図書館の配置方針として半径1KM以内に配置する、いわゆる分散型配置を採用しています。23区の他の区のように、大きな本館をつくらず中小規模の図書館でサービスする。このことにより、徒歩圏内に図書館があり利便性が向上し、貸出件数は23区内1

位です。

このことは評価すべき事実です。

一方、小石川図書館の貸出件数は、区内で1位の年間50万冊を超えています。

分館とはいえ、豊島区や杉並区の本館よりも多い。新しくなれば、さらに増加することが予想され、板橋区の本館の70万冊台に届くでしょう。さらに近隣には500戸を超えるマンション計画もあり、利用者が急増することは必須です。貸出件数が多いということは、それだけ利用者数が多いことであり、施設規模の計画条件もこれに順じることになります。即ち、行政が真砂図書館の規模を超えないでという暗黙の共通認識では対応できないことは明らかです。

さらに近年の図書館の役割は貸出だけでなく、滞在型といわれる多様なニーズを受け持っています。誰もが自由に入れる知的環境のなかで、多世代の人々が集い、勉強したり子育てをしたり、様々な刺激や発見を得るところをめざしています。以上のような観点を鑑み、現実の利用実態や遠い将来を見据えた新しいビジョンの策定が不可欠です。

今回の一体的整備にかかる費用は公表されていませんが40～50億が想定されます。さらに今後他の図書館の建て替えやリニューアルを想定した場合、将来的には優に100億を超える事業費が予想される一大プロジェクトです。区においても令和2年に「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会報告書」を作成しICT化など今後の課題が整理されていますが、新しい図書館への期待、例えば、ハード面のバリアフリーだけでなく障がいのある人が円滑に利用できるサービスの提供、あるいは子供の居場所として、高齢者の知的な憩いの場として、さらに住民参加型の運営の在り方など、多様なニーズと可能性を想定した新しい図書館の役割が議論されていません。さらにICT化はもちろん電子図書館などハード面の将来像を把握し、図書館行政を単なる貸本型施設から高次に引き上げる必要があると考えます。小石川図書館は、そのリーディングプロジェクトです。

・ 請願事項

- 1 小石川図書館の計画策定の大前提として、学識経験者や専門家とともに全国的な事例や実態を把握し分散型図書館や滞在型機能の在り方を時間をかけて審議し、文の京における夢のある将来ビジョンを策定してください。
- 2 竹早公園・小石川図書館一体整備における最重要施設は図書館です。新しい将来ビジョンをもとに新たに建築計画の与件設定と規模設定を行い基本計画を策定してください。

○上田委員長 この請願は、学識経験者や専門家とともに全国的な事例や実態を把握し、分散型図書館や滞在型機能の在り方を審議し、「文の京」における夢のある将来ビジョンを策定すること。

及び、竹早公園・小石川図書館一体整備における図書館について、新しい将来ビジョンを基に、新たに建築計画の与件設定と規模設定を行い、基本計画を策定すること。

以上を区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員 文京区の図書館は、区内に8館2室ということで、それぞれ区民に身近な図書館ということで、そのこと自体は私たちも大変重要なことと捉えているところでございます。そういう中で、先ほどの請願の中でも述べたんですけれども、竹早公園と小石川図書館の一体的整備というものが計画されているわけなんですけれども、この請願の中で、その一体的整備に係る費用についてちょっと書かれているんですけれども、40億円から50億円くらいが想定されるということで、請願者の方はおっしゃっているんですけれども、区として、実際この整備費用についてはどのくらいの金額のことを試算しているのかというのをちょっと聞きたい。

それから、今、竹早公園、小石川図書館のある場所で、今の建築の与条件で参考にできる事例というものを区として情報収集、もう多分していると思うんですけれども、どういうところを实际見ているのかということも、ちょっと参考までに教えていただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 まず、1つ目の御質問になります。費用についての試算につきましては、現時点では行っておりません。竹早公園・小石川図書館の一体的整備につきましては、整備手法が様々想定されるところにございますとともに、整備手法によって工事費がかなり影響を受けるところでございます。また、昨今の物価高騰等によって、試算内容から大きく変動があるというところも想定されております。現時点では試算をしてないという状況でございます。

2つ目、参考にできる事例というところになります。

今回、参考にしている事例ということで、私のほうで幾つか視察をしてきたところでいきますと、例えば多摩市にあります図書館におきましては、公園と図書館が一体的に整備をさ

れているというところがございます。そういった形で、ほかの自治体におきまして、公園と図書館が一体的に整備されている事例がございますので、そういったところも一つ参考になるのかなと思っております。

また、特別区の中におきまして、幾つか新しい図書館ができているところでございます。そういった新しい図書館におきましては、席をゆったり設けたりだとか、新たな機能ということで交流機能を設けたりというところもございますので、そういったほかの自治体の事例とかも今後しっかり研究しながら進めてまいればと思っております。

○上田委員長 石沢委員、よろしいですか。はい。

小林委員。

○小林委員 請願理由のところに書かれていることで、ちょっと誤解があつては大変だと思うので、2つほど確認させてください。

文京区では、真砂図書館を本館とする現在の体制はありますけれども、区として、真砂図書館の規模を超える図書館を造らないという方針、認識があるのかどうか、1つ確認させてください。

また2つ目が、文京区は土地がないから、中小規模の図書館でネットワークを結び、貸出しを充実させてきたことは高く評価したいと思いますし、限られたスペースの中、現在、閲覧室や学習スペースの拡充なども行っていることは重々承知しているところではあります。しかしながら、昨今の図書館機能に求められている滞在型の図書館や居場所機能を高めるためには、図書館スペースの拡充も必要だと考えておりますが、図書館規模を大きくするという考え方はあるのかどうか確認させてください。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 まず、1つ目の質問になります。小石川図書館におきまして、中央館を超えるような規模のものができるかどうかというところの御質問になります。

我々のほうでは、今、御質問にあつたとおり、中央館が一番でなければいけないというところは、認識はございません。今回、一体的整備におきまして、小石川図書館において図書館機能を充実してほしいという御意見、様々ないただいているところは認識してございます。これからの検討におきまして、必要な規模というのを整理した上で、その結果、真砂中央図書館を超えるということも可能性として十分あり得ると思っております。

また、2つ目になります。滞在型図書館ということで、これから図書館規模を大きくする考えはあるかどうかというところになります。

今回、小石川図書館におきましても、湯島図書館におきましても、それぞれ規模を大きくしているところがございます。先ほどの御答弁でもさせていただいたところがございますが、ほかの特別区における図書館におきましては、学習席をしっかりと設けたりだとか、ゆったりしたスペースを確保したり、そういったところを実現していくためには、一定程度の規模が必要だと思っております。

一方で、土地の制約、建物の制約というところもございますので、そういったことと併せて検討してまいればと思っております。

○上田委員長 よろしいですか。

山田委員。

○山田委員 先ほどの御答弁で、私もこの文中にあった「暗黙の共通認識」というところが気になったんですけれども、そういう認識はないというところは分かりました。

それからあと、区内には10の図書館・図書室ということであると思います。いわゆる、これが地域にそれぞれあるので、分散型と言っているんだと思いますけれども、そこにはそれぞれの地域でどのような、例えば機能だったり特徴だったり、特色を持たせているのか。また、その分散型であることの何かねらいはあるのかとか、そういったところをお示しいただけますでしょうか。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 まず、分散型図書館についての各図書館における機能というところになります。一例を挙げさせていただきますと、本郷図書館におきましては、森鷗外のゆかりというところもございますので、ああいった文豪の図書を多く収集するというところがございます。

また、湯島図書館におきましては、これから整備をしていくところを計画しておりますが、立地といたしまして、ビジネス利用が多いというところもございますので、そういったビジネス図書を充実していこうということで、それぞれの地域の特徴を捉えながら、蔵書を確保しているところがございます。

文京区におきましては、10個の図書館と図書室で整備しているところがございますが、1キロメートル圏内に図書館を整備するというところで、文京区全体で一つの図書館ということで、全域サービス展開をしているところがございますので、そういったメリット、各図書館の特色というところもそれぞれ出しながら、これからは検討を進めてまいればと思っております。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 御答弁ありがとうございます。分散型、同じようなものが全部こういうふうにあるのかなというふうに簡単に考えていましたけれど、今の御答弁を聞くと、本当に、湯島だったり本郷だったりとか、また目白台もそうですけれども、いろいろ地域の特性に合わせたラインナップで考えられているというのは、それは一つの分散型の強みでもあるのかなと。そこを上手に生かされているなというふうに思いました。

あと、ここにも書かれていました滞在型の機能、先ほども本駒込図書館で学習スペースを用意したというお話があつて、改修時にはそのようなことはされているとは思いますが。そうじゃないところというので、例えば学習スペースが必要だということ、そういうようなところというのはどうなんですか、やっぱり改修のときまで待っているんですかね。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 座席の確保についてのお尋ねになりますが、昨年度を例に挙げさせていただきますと、本駒込図書館と水道端図書館でそれぞれ座席を増やしたところでございます。

すみません、訂正させていただきます。真砂中央図書館と水道端図書館でそれぞれ座席を増やしたところでございます。真砂中央図書館につきましては、9席増設をいたしまして、併せて電源席を拡充しているところでございます。

また、水道端図書館につきましても、席を21席に拡充いたしまして、そちらも電源席を確保しているところでございます。

それぞれ改修でないタイミングにおきましても、場所の確保ができた際におきましては、機能充実ということも今後も検討してまいれぱと思っております。

○上田委員長 ありがとうございます。

よろしいですか、副委員長は。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 請願事項1について、今ずっと御答弁にもありましたとおりに、区のお考えですね、それがよく分かりました。できていると思いますので、これについて不採択です。

それからあと、請願事項2についてなんですが、こちらについては、「最重要施設は図書館です」というところですね。この点において、ちょっとこのお考えには賛同ができかねるなということで、不採択といたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 請願36号、図書館の充実という観点では理解できると思いますが、竹早公園・小石川図書館の一体的整備については、請願35号でも述べたとおり、今、合意形成が重要であり、そのために担当課が今、御努力をされていると認識しております。今、山田委員からもありましたけれども、図書館が最重要施設と捉えてしまうと、ほかの利用者との意見の相違が深まる懸念もございますので、1項、2項とも不採択でお願いいたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 36号ですが、今、山田委員と岡崎委員がおっしゃったように、我々の会派でも意見をお互いにぶつけ合ったんですが、2番については、図書館が最重要施設だと言い切っておられるんですが、重要なのは公園も重要ですよ。どちらも重要であります。

また、与件設定、新しくつくってほしいということですが、新しく整理をして、共通認識を新しくつくってほしいということなんですが、これまでワークショップをやられた意見というものも、それもそれで大切なことです。これを全くなくして、一から新しい仕組みをつくるということには反対です。

それから、1については、先ほども各委員の方がおっしゃっているとおり、今、区の中でも取組を行っておりますので、文京区議会日本の維新会は、今請願1、2項とも不採択とします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 請願第36号につきまして、区民が主役の会は、1項、2項ともに採択いたします。

過去の機能向上委員会においても、図書館整備は、まず現状を知ること、学ぶことから始まっており、限られたスペースであることが前提となっているので、例えば検討委員会の報告書にあったように、長時間利用する方のための飲食スペースの設置については、上記で述べたほかの機能の向上を優先すべきなどの文言にも表れているように、区民の要望が現状に併せて取捨選択されている現状もあると思います。現状がこうだから、あれもできない、これもできないというのではなく、また、土地がないから、文京区は貸本型図書館体制という発想から脱却するためにも、いま一度図書館の将来ビジョンを話し合うべきだと考えます。つまり、それがなければ、大きくしてもらえる可能性のある図書館の規模の検討もできないと考えております。ぜひ検討すべきだという要望を付しての採択です。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 この竹早公園、小石川図書館については、私たちは先ほど述べたように、再整備

の計画については、3章と5章以下は白紙にして、それで様々な区内の区有地なんかも視野に入れながら、検討を進めていったらどうかということで提案をさせていただいております。そういうことを進めていく中において、区民の皆さんやまた専門家の皆さんからいろいろな意見をまた聞いて、新しいビジョンなんかもつくって、再整備を行っていくということは、大事だというふうに考えております。

それから、この最重要施設、図書館ということで書いてきているということで議論がありましたけれども、先ほど館長からも答弁がありましたとおり、やっぱりバリアフリー化の課題というのが小石川図書館にはあるということで、これについてはもう喫緊の課題だということですね。エレベーターがなくて、上層階を使えないということについては、やっぱり喫緊の課題で、早く解決していく必要がある課題だというふうに私たちは捉えております。

以上の理由から、1項、2項ともに、私たちも採択を主張します。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラム、請願第36号は、1項、2項ともに不採択とさせていただきます。

まず1項に関しては、図書館長のお話を伺いましたけれども、真砂図書館の規模を超えてはいけないという認識はないというお考えも伺いましたし、文京区が今やっている、限られたスペースで、蔵書とか資料をシェアして、活動センターとかいろんなところで受け取れる仕組みというのはすばらしいと思いますので、これに関しては、現状のやり方を継続すればいいという理由になります。

2に関しては、山田委員、岡崎委員、高山委員がおっしゃったように、公園ももちろん大事ですので、この図書館が最重要施設というところにはちょっと賛同しかねますので、不採択とさせていただきます。

○上田委員長 請願受理第36号の審査結果について申し上げます。

請願事項第1項については、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定します。

請願事項2については、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第37号、ユニバーサルデザインの視点から、文京区立図書館の整備及び機能向上に関する検討の場を設けることを求める請願です。

請願文書表のデータ31ページを御覧ください。

.....
・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第37号

- ・件 名 ユニバーサルデザインの視点から、文京区立図書館の整備及び機能向上に関する検討の場を設けることを求める請願
- ・請 願 者 文京区根津1-20-5-104
高 岡 正
- ・紹介議員 依 田 翼 千 田 恵美子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 文教委員会
- ・請願理由

文京区は、区民一人当たりの貸出冊数が23区トップクラスであり、区民生活に深く根ざした図書館行政を展開しています。しかし、その一方で、高齢者、障害のある方、乳幼児を連れた方など、すべての区民が平等に利用できる図書館環境が十分に整っているとは言えない現状があります。

現状の課題として、以下が挙げられます。

- 1) 物理的な課題：一部の図書館にはエレベーターがなく、車いす利用者や高齢者、ベビーカー利用者の利用を困難にしています。
- 2) 情報・サービス面での課題：デジタル図書、拡大文字図書、朗読メディアが不足しており、身体的な理由から読書を楽しむ機会が限られている区民が多数存在します。また、聴覚に障害のある方への対応も十分とは言えません。

これらの課題は、文京区が既に施行している『手話言語条例』や『障害者の情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に係る条例』の趣旨にも鑑み、喫緊の解決が求められます。

文京区では、今後100年にわたる図書館のあり方を検討していく必要があります。特定の利害関係者だけでなく、当事者である障害者、高齢者、子育て世代を含む多様な区民の声を広く聴き、専門家の知見も取り入れた議論の場を設けることが不可欠です。

区民全体が納得できる真にユニバーサルな図書館のあり方を検討する上で、このような開かれた議論の場が有効であると考えます。

よって、区民と区が一体となり、ユニバーサルデザインの視点から今後の図書館整備について議論する場を設けることを強く求め、ここに請願します。

文京区議会において、下記の事項が実現されるよう、議会として区に働きかけることを求めます。

- ・請願事項

- 1 多様な区民が参加する懇談会の設置：当事者である高齢者、障害者、乳幼児連れの区民、また図書館利用者や専門家など、多様な立場から意見を聴取する「ユニバーサルデザインに関する図書館懇談会（仮称）」を早急に設置すること。
 - 2 議論の透明性の確保：懇談会の議論の内容を広く区民に公開し、誰もが意見を提出できる仕組みを構築すること。
 - 3 議論結果の施策への反映：懇談会で得られた知見や合意形成の内容を、今後の図書館整備計画（建替え、改修、サービス改善等）に確実に反映させること。
-

○上田委員長 この請願は、当事者である高齢者、障害者、乳幼児連れの区民、また図書館利用者や専門家など、多様な立場から意見を聴取する「ユニバーサルデザインに関する図書館懇談会（仮称）」を早急に設置すること。

懇談会の内容を広く区民に公開し、誰もが意見を提出できる仕組みを構築し、議論の透明性の確保を行うこと。

及び、懇談会で得られた知見や合意形成の内容を、今後の図書館整備計画（建替え、改修、サービス改善等）に確実に反映させること。

以上を区に求めるものです。

それでは、御質疑はありますか。

高山委員。

○高山（か）委員 37号、拝見いたしました。請願者の紹介議員となっておられますので、依田翼議員に御質問なんですが、この請願の中にある、「特定の利害関係者」と書いてありますが、請願者は、この特定の利害関係者というのは、具体的にどういう方々のことをおっしゃっていたんですか。

○上田委員長 依田議員。

高山委員。

○高山（か）委員 質問を変えますね。では、区民全体が納得できる真にユニバーサルな図書館の在り方というのは、そういうふうと考えられてないという、この方の強い思いがあると思うんですが、具体的にどういう図書館ということを目指されているとおっしゃっていたんですか。

○上田委員長 依田議員。

高山委員。

○高山（か）委員 区民全体が納得できる、真にユニバーサルな図書館の在り方とおっしゃっていますが、そうになってないということ、だからこそ、この請願を出されているんだと思うんですが、具体的になぜそう感じられてないのか。どういう形がそうなのかということ、請願者の方はどういう形にすればそうだとすることをおっしゃっていたのかということと、先ほどの特定の利害関係者というのは、私はちょっとよく分からないので、教えていただければと思います。

○上田委員長 依田議員。

○依田議員 失礼しました。この請願者の方は、実際、障害を抱えている方でありまして、その上で、やはりユニバーサルということが重要だということで、この請願を出されております。既存の枠組みもいろいろあるんですけれども、追加でいただいているお話でも、単純に図書館の利用者懇談会でいろんな意見を言うだけでは、なかなか障害当事者の話にフォーカスしにくいということで、今回の請願を出されておりますので、1点目に関してはその辺かな。

ごめんなさい、特定の利害関係者というのは、私は、これは、先ほどからの請願の並びでもそうなんですけれども、公園との一体整備とかも含めた、いろいろな図書館の在り方、今、検討されておりますので、そういう意味で、図書館だけのことを考えれば、それ全ての政策がというか、図書館のデザインとか在り方が決められるものではないというふうな状況にあると思っております。ですので、利害関係者というのは、図書館利用者も含むんですけれども、それにかかわらず、様々なほかの施設も含めての関係者というふうに理解したところでございます。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 ちょっとよく分からなかったんですが、で、これ真砂中央図書館長にお尋ねするんですが、この請願の中で、図書館懇談会を早急に設置してほしいという要望があります。請願文書の中に、下のほうに、区民と区が一体となり、ユニバーサルデザインの視点から今後の図書館整備について議論する場を設けることを強く求めますと、これが恐らく図書館懇談会というものを新しく設置してほしいということなんです、区としては、この請願については、取組としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 まず、ユニバーサルデザインについての考え方になりますが、こちらにつきまして、公共施設等総合管理計画というのが文京区ではございます。その中で、文

京区の公共施設全てにおいてこういった形で整備していくかというところの推進方針が示されておりまして、その中で東京都の福祉まちづくり条例だとか、ユニバーサルデザイン2020行動計画の考え方を踏まえながら進めていくというところがございます。そういったところもございますので、図書館単独で考えていくのではなくて、公共施設全体の方向性に従いながら、整備を進めてまいりたいと思っているところでございます。

また、懇談会についてになりますが、先ほどもちらっと触れていただきましたが、我々図書館のほうにおきましては、毎年、利用者懇談会ということで、各図書館で利用者の皆さんと意見交換をしているところでございます。そういったところ、どなたでも参加いただけますので、そういった機会を活用していただければと思っております。

また、小石川図書館一体的整備におきましても、図書館のバリアフリー、ユニバーサルデザインというところに対して御意見をいただいているところでございます。その中でも、今後の検討のポイントといたしましても、ユニバーサルデザインについて、高齢者、子育ての方、障害のある方、あらゆる人にとって使いやすい施設を目指すということで記載をしております。そういった各施設整備の際におきましても、利用者の皆さんと意見交換をしながら進めてまいればと思っておりますので、様々な機会を活用しながら意見を聴取し、それをそれぞれの施設計画に反映できればと考えてございます。

○上田委員長 よろしいですか。

ほかに御質疑のある方、よろしいですか。

関川委員。

○関川委員 ユニバーサルデザインというのは、年齢、性別、文化の違い、あと障害の有無によらず、誰でも利用することができるというのが基本になっているというふうに思いますけど、今までユニバーサルデザインを取り入れて改修した図書館というのはありますか。真砂中央館なんかでは、改修をしましたけど、あそこの部分について、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたということは、障害者施設ぐらいですか、トイレぐらいですか。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 今、御質問のありましたとおり、これまでの施設整備において具体的にその考え方を反映させたかというところになりますが、直近でいきますと、真砂中央図書館になるかと思いますが、その中におきまして、具体的にその考え方をもって整備したというところの把握はしておりません。ただ、施設整備におきましては、これまでバリアフリー対応ということでいっていたところがございますので、それぞれの施設整備においては、

その改修の機を捉えながら、段差の解消だとか利用者の使いやすい環境づくりというところは、やってきたところでございます。

また、施設整備以外のところにおきましても、それぞれ利用者対応というところはしてございます。ユニバーサルデザインの考え方でいきますと、ハードだけではなくて、ソフトの面もあるかと思っております。我々、障害者資料の充実というところもやってございますし、昨年度でいきますと、文京区で所有しているデイジー図書を国のほうに提供いたしまして、全国の方が利用できる環境づくりというところもしたところでございます。

また、電子書籍というところも、令和3年度から導入いたしまして、あらゆる方が読書に触れやすい機会の拡充というところもしているところでございます。

今後につきましても、ハード・ソフト面からそれぞれ充実というところを検討してまいれぱと思っております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。図書館については、この後、文京の図書館計画の在り方で、また議論があると思いますが、ユニバーサルデザインについては、新たに取り入れていくというようなことも、挑戦としてやられたほうがいいかなと思います。というのは、小石川図書館ですね、ああいう、懇談、ワークショップですね、ワークショップは遅れているんですけど、さっきの請願にもありましたけど、懇談会を開いてほしいというのが区民の皆さんからありますよね。それはやっぱり指定管理者を入れてじゃなくて、真砂中央館は、受付以外、直営になっていないので、司書資格を持った専門家の方がたくさんいらっしゃると思うので、真砂中央館の職員の方々を中心として、小石川図書館の設計をするとか、どういう建物にするとか、蔵書はどうするとかということをやっていくということが大事なというふうに思います。

この請願1、2、3項とも、日本共産党は採択……。

（「態度表明は後……」と言う人あり）

○関川委員 あ、態度表明は後。ごめんなさい、すみません。

○上田委員長 では、猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 小石川図書館の改修におきましては、真砂中央図書館が主体的に関わりながら行っております。指定管理者制度のところ、小石川図書館を運営しているところでございますが、新たな整備におきましては、我々区の職員のほうでしっかり検討しながら進めているところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 関川委員の質問に続けて、追加で質問なんですけれども、私個人的には、去年まで建設委員会とかもやってきまして、学校施設改修とかも見ながら、バリアフリー的にもまだちょっと事情があってできないということも多い中、先ほど御答弁いただいたとおり、ユニバーサルデザインとしてのチェックはまだしてないということもあるというふうにおっしゃられていたと思っており、ユニバーサルデザインの視点を今後取り入れていくことは、公共施設整備において、ぜひやっていかなければいけない。2018年にユニバーサル社会実現推進法も制定されていますし、自治体のユニバーサル社会実現に向けた責務も規定されていますので、それはもう責務としてやっていかなければいけないと思っております。

また、令和4年度、自治制度・地域振興調査特別委員会で、私も参加したんですけれども、板橋区のユニバーサルデザイン推進の取組を視察しました。その際、板橋区では、2016年にユニバーサルデザイン推進係を設置して、条例もつくり、計画もつくり、ガイドラインの策定なども行い、公共施設の改修時は、計画からユニバーサルデザインチェック、また竣工3年後のユニバーサルデザインチェックの体制も構築しているということでした。ユニバーサルデザイン推進協議会が年3回行われており、メンバーである障害当事者の方の意見聴取もされております。視察報告書には、参加した自治制度のメンバーの多くの委員が、文京区でも公共施設整備でもぜひ取り入れたいというふうに書いておられましたけれども、まずは請願に書かれているように、懇談会から取り入れてみるべきだと考えますけれども、先ほどやっていくというふうにおっしゃられたという認識でよろしいのでしょうか。懇談会というか、意見を聴取していくという意味で。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 まず、図書館におきましては、利用者懇談会ということで、毎年、各図書館におきまして、利用者の皆様と意見交換をする場というのがございます。そういった利用者懇談会の場だとか、各施設整備におきましても、今回できます小石川図書館・竹早公園の一体的整備におきましても、利用者やその周りの皆様との意見交換する場というところもございましたので、それぞれ意見を伺う場において、しっかり意見を聞き取りながら、施設整備を進めてまいればと思っております。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 ちょっと聞き方が悪かったんですけれども、板橋区で紹介してもらいましたユニバーサルデザイン推進協議会みたいなものは、文京区ではまだないですね。

○上田委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今、委員御指摘のような、他区のような協議会というのは、現在、区のところでは実施をしておりませんが、図書館長も答弁申し上げたとおり、現在、公共施設等総合管理計画におきまして、各それぞれの施設ごとにユニバーサルデザインの対応について検討しているというところでございます。企画課も、本年度、公共施設マネジメントということで、担当課長もつきまして、そのあたりのほう検討を進めているという状況でございます。

○上田委員長 よろしいですか。

それでは、12時になりましたので、お昼の休憩に入りたいと思います。

午後1時より再開いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 0時58分 再開

○上田委員長 （録音漏れ）

それでは、文教委員会を再開いたします。午前中に引き続いてなんですが、請願受理第37号の各会派の態度表明をお願いします。

日本共産党さん。

○関川委員 この請願については、1項、2項、3項とも、日本共産党は採択を主張いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 先だって9月6日に文京区立中P連の主催の交流研修会で、東大先端科学技術センターの研究員で、視覚障害者当事者でもある、大河内直之のお話を聞いて、バリアフリーとユニバーサルデザインは違うものであるというお話を聞いて、はっとしました。先ほどの議論の中でも、バリアフリーとしての対策とユニバーサルデザインとがきちんと差別化されていないことも気になりました。今や、段差をなくしたり、エレベーターを設置するなどバリアフリー化は当たり前の話です。区もその点は、できる限りやっているというふうに認識しております。しかしながら、車椅子の人も視覚障害者の人もほかの人たちと同じ動線で動けるかどうかという、ユニバーサルデザインの視点から見たら、エレベーターや点字ブロックなどがついてはいるけれど、当事者から見たらここにつけても駄目でしょうということや、遠回りを強いられているということも多々あります。表示の文字の大きさ一つも同じです。

なので、先ほど来、利用者懇談会で一般の人と同じように参加してもらって、意見を訴えることができると言われましたが、それでは不十分です。当事者抜きに決めてはいけません。

当事者の方に特化して意見を丁寧に聴取する機会が必要ですし、板橋区のように計画の段階でも、竣工後もチェックすることも必要です。その点、まだ文京区では庁内で共通認識になっているかどうかにも懸念があり、横串も刺さっていない状況のように思います。

図書館ビジョンにユニバーサルデザインの視点を加えるという目的の下に、ユニバーサルデザインに関する図書館懇談会の設置と、その意見をみんなで吟味し、共通認識にしていく過程が必要です。

そして、実際に反映することも、まだ文京区では不足していると感じますので、必要なものと考えます。

よって、区民が主役の会は、請願第37号の請願事項1から3まで、採択いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 請願37号ですが、詳しく読ませていただきました。非常にこの請願者の方の強い思いというのは、この文面から強く読み取れます。ただ、その請願の中にある図書館懇談会というものを新たに設置することを前提とした3つの請願です。先ほど真砂中央図書館長もおっしゃったとおり、利用者懇談会等を、区とすると、今現在で行っている利用者懇談会等も行っていますし、新しくまた図書館懇談会というものを設置するということに対して、我々会派としては反対いたします。

よって、この3つの請願は、懇談会が設置される前提での請願ですので、1から3とも全て不採択といたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 請願第37号ですが、図書館のユニバーサルデザインについては、一定の理解ができるところであります。先ほど高山委員の質疑でもありました、今、公共施設等総合管理計画で、公共施設のユニバーサルデザインについて、推進方針が示されております。図書館だけではなくて、公共施設全体の整備を進めていくべきと思っております。

また、図書館については、各施設によって規模も様々あり、先ほどありました図書館それぞれの特徴もありますので、施設整備のタイミングで個別に検討するのが現実的かと思っております。

また、先ほどからありました各図書館で利用者懇談会も行われておりまして、当事者の意見もしっかり聞いていると伺っておりますので、1項、2項、3項とも不採択でお願いいたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 この請願、ユニバーサルデザインに関する図書館懇談会の設置ということなんですけれども、先ほど来ほかの委員からも意見として出ていましたように、ユニバーサルデザインについては、公共施設等総合管理計画の中で、その推進方針が示されておりまして、図書館単独で整備するものではないと。公共施設全体の方向性に従って整備を進めるものであり、図書館でも今現在もそのようにされているということを御答弁の中からも確認しました。

そして、懇談会については、図書館の改修整備のときだけでなく、毎年定期的に図書館ごとに利用者懇談会を行っているという点では、図書館だけでなく、あと区民が利用する公共施設の整備においても、様々な手法でワークショップやオープン型のパネル展示、それからパブリックコメントなど、誰でも意見を出せる仕組みがあり、それをもう反映してきているところですので、1から3の請願の全てに、自民党は不採択となります。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラム、請願第37号、1項から3項、不採択とさせていただきます。

理由としては、皆さんおっしゃっているように、1に関しては、ユニバーサルデザインに関しては、意見聴取は図書館単体で行うのではなくて、全ての公共施設に関して行うべきものだと考えます。だからといって、障害をお持ちで介助が必要な方の御意見が聞けないというわけではなくて、利用者懇談会は各図書館で開いていらっしゃるということなので、まずはそちらに参加されて、利用されているほかの皆さんとの意見交換をしていただければと思います。

同じく2と3は、懇談会が設置されたことが前提の項目となりますので、不採択とさせていただきます。

○上田委員長 請願受理第37号の審査結果を申し上げます。

請願事項第1項は、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項2については、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項3は、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

○上田委員長 それでは、理事者報告に入ります。

項目ごとに報告を受け、質疑を行うことといたします。

なお、関係理事者の出席について、報告事項2に関連する理事者として、木口契約管財課長に御出席をいただきます。

まず、報告事項1件目、子ども家庭部子育て支援課から1件。

報告事項1「（仮称）文京区こどもの権利に関する条例（素案、修正版）等についての説明をお願いいたします。

富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 （仮称）文京区こどもの権利に関する条例（素案、修正版）等について、報告いたします。

文京区では、令和8年4月から条例を施行するために準備を進めているところでございます。

今回の報告内容は、1つ目が条例素案の修正版について、もう一つがWEBアンケートの2回目の結果についてとなります。

まず、資料2ページを御覧ください。

一見してお気づきのとおり、前文にルビを振りました。

次に、条例案の冒頭に、前文案を掲載しました。前文案は、区内中高生から募集しました、こどもの権利推進リーダーと検討を重ねて作成したものです。8月20日のこどもの権利推進リーダーと区議会議員との意見交換会では、条例を作成したリーダーの生の声を直接お聞きいただく機会をいただきました。

ちょっと飛びまして、9ページを御覧ください。

18以降のところ、子どもの権利擁護委員に関する規定を追加いたしました。権利擁護委員は、区長の附属機関として設置し、子どもや子どもに関係のある人は、子どもの権利に関する事柄について、権利擁護委員に相談することができます。

18の(2)のマル1からマル5のところに、職務を示しておりまして、相談を受けて助言や支援を行い、必要に応じて調査や調整、関係者への要請、意見の表明などを行います。現在、具体的には、弁護士等に委嘱して、ホットライン対応のスマホを貸与しまして、曜日・時間を定めて、権利擁護委員が直接子どもたちからの電話やメール、チャット相談に応じる方式を想定しております。

続きまして、13ページを御覧ください。

ここからアンケートの結果の御報告になります。こちら、7年の5月から6月にかけて実施しました、2回目のWEBアンケート調査の結果概要となります。

13ページの(4)に、回答数、回収数を記載しております。御覧のとおり、全体で合計6,929件の回答がありました。昨年10月、11月に実施しまして、1回目のアンケートでは、8,712

件の回答がありまして、前回の約8割程度となっております。

まずは、子ども向けの集計結果となります。15ページをお開きください。

15ページは、知っている「こどもの権利」の内容についてです。前回は、「こどもの権利」を知っていますかという質問をして、7割、8割の方が「知っている」と答えております。今回は、「こどもの権利」の具体的な内容を選択肢に並べまして、それぞれを知っているかを聞いたところでございます。結果としては、「最善の利益」についてがいずれの年代も最も低く、その次に、「意見表明と反映」についても低い状況でございました。

今後の啓発活動につきましては、最善の利益等についてしっかりと周知していきたいと考えております。

ページ飛びますが、24ページでは、相談手段について聞いております。

年代が進むにつれて、直接会う対面からチャットというものにニーズが移っております。先ほど条例素案の説明の際に、子どもの権利擁護委員の取組のところで、チャット相談ができるようにということでお話ししました。こちら、ニーズも高いところもありますので、ぜひ、これが実現できるように検討を進めていくところでございます。

33ページからは、大人向けの集計結果となっております。

34ページでは、知っている「こどもの権利」の内容について、先ほど子どものほうで見ていただいたものと同じ内容なんですけど、こちら「最善の利益」と「意見表明」、それから「反映」というものが低い状況でございました。

37ページで、同じく相談手段について、大人にも聞いているところでございます。

こちら子どもの結果と同じく、対面とチャットというのが6割を超えているニーズがあったところでございます。

今後、条例素案につきましては、10月からパブリックコメントを行いまして、2月議会で最終案を提出する予定でございます。

資料の御説明は以上となります。

○上田委員長 それでは、報告事項1「（仮称）文京区こどもの権利に関する条例（素案、修正版）等について」の御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員 こどもの権利に関する条例の中身についてなんですけれども、先ほど御説明の中で、権利擁護委員のことが御説明としてあったかと思えます。それで、子どもの権利条例を全国的に制定している自治体というのは、大体、今、子どもの権利条約総合研究所というところ

ころの調査だと、81自治体あるそうでした、そのうち、いわゆる子どもの権利条例に基づく、子どもの相談・救済期間（公的第三者機関）と、こういうのを設定している自治体というのは、今、57だということで、条例制定に比べて、こういう公的な第三者機関というものを設置している自治体というのは、若干少なくなっているわけなんですけれども、今回、文京区がこうやって条例をつくっていくわけなんですけれども、ここで、この公的な第三者機関という位置付けを、この権利擁護委員の方々は持つのか。持つとしたら、そういう第三者性というのは、この条例の中では一体どこで第三者性というものが担保されているのか。この点について、まずお伺いしたいと思います。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 全国的な進捗具合というのは、先生のおっしゃったとおりで、それは確認しますと、どこの自治体も第三者機関でいろいろ言われるものに関しては、同じような条例をつくって、同じような設置をしているところなのかなと私としては認識しております。

擁護委員は、先ほど9ページの18のところで、区長の附属機関として置くんですけれども、その次のページですか、10ページ、19の(2)のところで、まず権利擁護委員は公平公正にその職務を行わなければいけません。(3)で、それぞれ独立して職務を行います。それから、(6)のところで、権利擁護委員の独立性と公正かつ公平に職務を行うことができる環境を確保するために必要な協力及び支援を行うものとしますということで、こういったところの中で独立性は担保しているところになります。

実際には、先ほど9ページの18の(2)のところで、権利擁護委員の職務のお話をいたしました。最後のほうに、関係者の要請とか、権利を保障するための意見の表明というのがありました。これに対しても、11ページの21のところですね、権利擁護委員の要請及び意見の尊重等というところの中で、まず1番目のところで、区民等及び育ち学ぶ施設は、要請、意見の表明を受けたときはこれを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとしますという形になっています。

また、(2)のところで、その相手が区であった場合は、権利擁護委員にその取組の内容を報告する、もしくは取組を行えない場合は、理由を報告しなければならないところで、条例の中でしっかりと権能が定まっているものというふうに認識しております。

このように条例で位置づけられた権限を持ち、区から独立した立場で役目を果たしていただけのものと認識しております。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 この第三者性という点については、今、御説明があったところで、確保されているということでの御説明でした。ぜひ、第三者性を、こういったところで担保されているということですから、ぜひ、これからそういうことを実効あるものとしてやっていただきたいなというふうに思います。

それで、あともう一点は、この子どものアンケートの中で、いわゆる相談窓口のことについて、今、課長さんから御説明がありました。それで、チャットでの相談を受け付けるということで御説明がありました。子どもたちが権利が守られてないなというふうに思ったときには、チャットでの相談を受け付けるということだったんですけれども、今、想定しているのは、チャットのみなのか、それともほかにこういう相談窓口というのを設定しているか、この御説明をいただきたいなと思います。

それで、私は、チャットもそうなんですけれども、このアンケートの中では、結構対面という、やっぱりそういうことを求めている、そういう相談窓口、相談するのに、やっぱり会って話すとか直接会うとか、高校生も2番目が対面なわけですね。親御さんも対面を求めているということで、チャットもいいんですけれども、やっぱり来所して相談してもらえるような、そういう体制、最初からでも来所して相談ができるような、そういう体制というものを私、つくっていくことも、やっぱりこの傾向を見ると、私は必要なのではないかなというふうに思います。

その2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 この相談の仕組みのお話でございます。

先行区では、対面式の窓口を置いて、人が配置されているところもあれば、今、私どものほうで想定している電話相談フォームなどホットラインで対応する形という、両方があるのかなと思っているところでございます。

各まちまちで、年間20件程度のところから300件に及ぶような、大きく使われているところもあるというところでございます。

それで、文京区のほうでは、現状も子ども家庭支援センターのほうで運営する子ども応援サポート室がありまして、そちらですと専門職の方がいらして、相談を受ける体制もあるところでございます。

なので、まずは、子どもの権利擁護委員としては、弁護士等をやっていただく方にスマホ

を貸与して、そこから子どもからの電話とかメールとか、あとチャットですね、のほう、直接リアルタイムに対応していただくというのがいいのかなと。

あと、これ進んでいった場合ですけど、当然、会わないで終わることはあり得ませんので、最初の入り口の話のところですね。そこでもうちょっと詳しい話を聞きたいよとなったときに、直接やり取りして、ではどういう形がいいかということで、どこかで会えるかとか学校に行こうか、ほかの自治体でも、そういった形で学校のほうにこの擁護委員の方が出向いて行って、直接会って話をしたという事例もありますので、まずは、つながった先は、それぞれやりやすい、子どもたちが相談しやすいやり方というのを探してもらってやっていただく、そういった形で進めていきたいと考えているところでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 今の御説明だと、まずはチャットですとか電話ですとか、そういったところで、まずは1回受けて、それで相談に進めば、対面につなぐというような御回答だったかなというふうに思います。

それで、そういうやり方も一つあるんだろうなというふうには思うんですけども、ただ、いろいろ先行区の見組を見ていると、例えば中野区は、令和6年度の子どもの権利救済委員の報告書なんかを読みますと、令和6年度、中野区は、全体としては大体500件くらいの相談件数がどうもあったらしいんですけども、そのうち子どもというのは270件くらいで、大人の方も結構いるらしいんですけど、その中で、来所してくるという相談というのが結構6年度は多かったらしいんですね。107件くらいなのかな、何かそういうふうに書かれているんですよ。107回、子どもたちが来室して対応したというような、そういう件数があったそうです。

これは、必ずしも毎回相談があったというわけではないんだということも言っているんですけども、やっぱり相談室に来て、いろいろ権利救済相談委員とか調査専門委員なんかの顔を見ておしゃべりをする。そういう中で、いろいろ気持ちが通じ合って、実はこうこうこういうことで困っているんだみたいなね、そういう子どもの様々な権利に関する相談というのも寄せられるということがここに書かれておりました。

中野区は、文京区よりも先行自治体で、何年かやっていらっしゃるところなので、見組をいろいろ工夫されて、こういうことになっているのかなというふうに思いますけれども、文京区としても、そういう電話やメールでまずはやるというのも、そういうやり方もあるのかもしれないんですけども、やっぱり直接来るというところでも、受皿をしっかりと用意し

ていくということも、ぜひ必要だろうというふうに私、思うんですね。そういうのをぜひ今後設置していただきたいなというふうに思うんですけども、その点、いかがでしょうか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 実績のほうがどのくらい上がってくるか、そういったところにもらみながらになると思います。当然、実績が増えてくれば、より相談体制を拡充していくということはあるかと思っています。今の本区での方針としては、今、既にある子ども家庭支援センターと十分に連携して、要は看板の書き方は一緒なんですよ、権利擁護委員にしても、子ども応援サポート室にしても、何でも困ったら相談してねという入り口から入るので、片や、専門職がいて、来れますよという、予約が前提になっていると思うんですけど、来ても対応できますよという窓口も今ありますので、その両方で連携しながら、相談内容に応じて、権利の話で進めていくものとか、逆に、虐待であったりそういったところの中で進めていくこと、中で整理しながら、両方でうまくよさを生かしながら、連携するというのが一つやり方なのかなと。

そのやり方の中で、権利の話の中で非常にニーズが高まっていくようであれば、どこかにそういったものがあるというのは、次のステップとしては考えていく部分は出てくるかなと思うんですけど、まず始めるに当たっては、今、既存にあるところとうまく連携しながら、進めていきたいと考えているところでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 この子どもの権利条約は、子どもの最善の利益を追求すると。子どものちゃんと声を聞くということも、この権利条約の中で書かれているわけですね。ですから、やっぱり小学生のところでは、対面で会うというのが、こうやってアンケートの中でもトップに上がっているということは、ぜひ重く受けとめていただいて、子どもの最善の利益と子どもの意見をちゃんと聞くということで、そういう対面の窓口も、ぜひ最初から設置をしていただきたいなということは、重ねて要望させていただきたいと思います。

それから、このアンケートの御説明の中で見ていると、子どもの意見表明についての認知度ですかね、やっぱり低いということも言われておりますので、アンケートの結果を見てもそういうのがあると思います。だから、こういう子どもの権利の基本となるのは、4つのベースがあるということも聞いていますけど、その重要な一つである子どもの意見表明ということとか、あと最善の利益をやっぱり担保しなきゃならないということとか、こういうことが認知度としては低いというのは、やっぱり大きな課題だろうなというふうに思います。

それで、こういうことを知らせていくということも本当取り組んでほしいんですけども、それから不登校のお子さんたち、やっぱりこういったところにも、こういう子どもの権利というものをちゃんと知らせていくということも、私、本当必要なんだろうなというふうに思うんですけども、不登校の子どもたちのところには、やっぱりそういう子どもの権利が保障されていないということも背景としながら、不登校にならざるを得ないという状況もあると思うんですね。

そういった点で、こういった子どもたちに対する、この条例の周知徹底というのを、今後どのように進めていくのかというののもちょっと最後にお伺いしたいと思います。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 条例は4月から施行していくわけですけども、施行後はしっかりと周知に力を入れていきたい。ただ、今までもずっと周知には力を入れながらやってきているところでございます。

それで、4原則の今お話がありました。そのうちの2つの最善の利益というものと子どもの意見の尊重というのが、なかなか権利として自覚されていないのかなと。まずは、子どもたちに自分に権利があるんだ、特に厳しい状況にある子は助けてって言うていいとか、逃げていいよって、そういったのを知ってもらうことはすごく大事だと思うんですね。

なので、そういったところをしっかりと伝えられるように、来年に関しては、啓発に力を入れていく1年にしていきたいなと思っていますので、そういったものを子どもたちとも一緒に連携しながら進めつつ、あと、内容によっては、教育委員会の皆さんとも連携しながら進めていく形で、大人も子どももこの権利について正しく、深く知ってもらって、子どもの権利が守られる社会を実現していきたいと考えているところでございます。

○上田委員長 それでは、岡崎委員。

○岡崎委員 こどもの権利に関する条例の、今回、素案から修正版ということで示されたわけですけども、今回、大きく変わった点が何点かございまして、体系的には、4ページの4の「こどもの権利」が、今まで17項目がずらっと並べてあったのが、4つに分類されたという、見出しというんですかね、これを作られたわけですけども、その辺の背景というか、その辺はどういった形になったんでしょうか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 2月にお示しした素案との修正した部分ということだと思います。

2月の段階では、子どもの権利について、1から17という数字で並べていたところです。並べ方の順番で、いわゆる権利って4種類に分けられるのがあるんですけど、それが並ぶように意識してきたんですけれども、この間、子ども・子育て会議の中で委員の先生からの御指摘とかの中でも、ちょっと17も並んでいると見づらいし、どこまでが一区切りかというのをやっぱり見せたほうがいいですよという話はあったので、それで今回の素案を、修正版を作るに当たっては、4つのカテゴリーに分けているところでございます。安心して生きる、過ごすための権利、成長と可能性に関する権利、必要な支援を受け、守られる権利、意見等の表明と仲間づくりに関する権利ということで、それぞれ柱書きといいますか、タイトルを入れまして、分かりやすくしたというところでございます。

その中で、前の案だと、マル7番、今ないんですけど、ゆったりと安心できる場所で休めるところという項目があったんですね。ただ、こちらが今でいくと、3番の安全安心に過ごすというところだったり、あと休むという意味で、遊び、学び及び休めることというのとちよつかぶり感があるねという議論はちょっとあったんですね。

それで、前回の2月の素案をお示したときに1項加えているんです。今でいくと、4番で、家族や大切な人と一緒に過ごせることって加えていまして、これなぜ加えたかという、1回目のWEBアンケートの中で、自由意見で、小学生の方から、家族と過ごすとかみんなと一緒に過ごすというのも大切な権利じゃないかという意見がございまして、まさにそのとおりかなということで、ここは増やしているところでございます。もともと16あったときに加えたんですけど、17になって増えてしまったところもあるので、ちょっと重複感のあるところは、一旦整理したほうがいいかなというところで、今のこの16項に落ち着いたところでございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。僕も、2月の最初に出された、17項目あって、分かりづらいというか、何か非常にそういう感覚があったので、今回、この4つに大きく分けられて整理されたというのは、本当に分かりやすくなったのかなというふうに思っております。

次には、今、石沢委員からありましたもう1個は、18番以降の子どもの権利擁護委員の設置ということだと思うんですけど、先ほどもちょっとありました、どういう方がなるのかなという意味では、今、文京区では、人権擁護委員って8名の方がいらっしゃるんですけど、そういった方が担当するのか、または全く別の方が委員になっていくのか。といいますのも、(3)ですね、権利擁護委員は3人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、子

どもの権利に関して優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱しますということなんですけれども、専門的な方も当然なっていくのかなと思うんですけれども、その辺は今どのようにお考えですか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 子どもの権利擁護委員のところでございます。

人選はすごく大切かなというふうに考えているところでございます。これからそこら辺のところ、具体的には考えていくところなんですけれども、人権擁護委員のほうでいきますと、人権擁護委員法に基づいて、法務大臣から委嘱を受けて、人権相談を受けたり、あと、啓発活動もやっている民間ボランティアということで、当区だと8名ほどいらして、弁護士の方とか保護司の方とかもいらっしゃるというようなことで、様々な方がいらっしゃるのかなというところでございます。

子どもの権利擁護委員に関しては、その中でも、特に子どもの権利というところに、より詳しくあったり、知見のある方をお願いするのがよろしいのかな。例えばほかの自治体の中でそういった活動をされている方というの、もう一つ候補になるかもしれないですし、なので、ちょっとまだ今の段階で具体的な絵って描けてないんですが、人権擁護委員とはまた別で、特にそこでの関連性は深くは、直接的なことは考えてないんですけれども、我々が先ほど示した中身にしっかり対応いただけるような方を、いい方をちょっと人選、進めていきたいなと考えているところでございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。言うまでもないですけども、非常に重要な立ち位置になる方ですので、しっかりその辺の人選をお願いしたいと思います。

それと、先ほどからありました相談体制というか、大人もそうかもしれない、特に子どもが相談するって、敷居が高いというか、ハードルが高いというか、ハードルがあるというか、その辺にやっぱり心していかないと、せっかくつくっていただいて、なかなか実効性があるものにならないというふうにも思いますので、これは要望ですけども、やっぱり相談しやすい、先ほどからチャットですか、ホットラインとか、また対面ということもあると思いますし、より相談しやすい体制をやはり工夫してつくっていただければというふうに思います。

それと、次の2番目の意識調査では、前はどちらかというと、子どもの権利の認知度的な部分の質問が多かったと思うんですけど、今回は、内容というか、中身に踏み込んだ形で

なっていると思うんですが、今回の2回目の調査を終えて、どのように捉えているのかという点と、あと、条例作成に当たって、今後どのように進めていくかというところをお伺いしたいと思います。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 1回目のアンケート調査では、子どもの権利を知っていますかということだったり、あとは、今、お話しした16項目の子どもの権利の種類について、ほかにどんなのがありますかとか、それを権利だと思いますかとか、課題があるのはどれだと思いますか、そんなところを聞いていたところでございます。その中で、権利条例の文言の中に、先ほどお話ししたようなものを入れたりとか、そういったところで、条例の中身を肉付けするようなアプローチができたかなと思っています。

今回、2回目のWEBアンケートで、どちらかという、子どもの権利の個々の中身がどうですかと聞いた中で、あまり知られてない要素というのが明確になりましたので、そういったところが、一つ、今後の啓発を進めていく上での指針になるのかなというところ。

それから、居場所であったり、意見表明であったり、相談だったり、そういう個別の中身を聞いたことで、特に相談の仕方に関しては、チャットのニーズが高いということも分かってきました。実は、チャットで、23区だと荒川区が1区、先行してやっているところありまして、そこにもちょっと今、いろいろ教えていただきながら研究しているところでございます。チャットは、匿名での相談も可能なので、非常に相談しやすい方法なのかなというところで、相談の気軽な入り口にできたらいいのかなと考えているところでございます。ですので、権利擁護委員のホットラインに関しては、チャット相談がぜひできるようにしていきたいなというところで考えているところでございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。先行事例も参考にさせていただきながら、やはりよりよいものができるように、しっかり取り組んでいただければと思います。

あと、ちょっと戻っちゃうんだけど、さっきの相談体制のところ、いわゆる子家センとの連携もやっぱり必要になっていくのかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○上田委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 先ほど来、子ども応援サポート室の相談窓口ということで、これ連携して行っていきたいと思っております。

今、子ども応援サポート室の周知についてですけれども、今回、児童相談所も設置されたということで、区内の全校生徒に配るリーフレットを作成し、配布したところです。その中にも、子どもの権利って知っていますかというコーナーを設けまして、そこにQRコードを載せて、子ども権利のホームページに飛ぶようにも設定してあります。

また、子ども応援サポート室では、今、区立の小中学校に配布されておりますタブレット端末から直接相談ができる体制を整えております。

また、ホームページからも、そういった専用のオリジナルのアイコンと、相談フォームを設置しておりまして、気軽にどこからでも相談できるような、そういった状況を整えております。

子どもの権利に関することを、児童虐待防止も含めまして、子どもの権利の部署と一体的に相談内容を連携しながら、子どもたちがどこでも相談できる、それから相談したら、必ず大人が聞いてくれる、そういった取組をこれからも進めていきたいというふうを考えております。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。めちゃくちゃ丁寧な御答弁いただきまして、ありがとうございます。しっかりそういった形で連携もしながら、よろしくお願いします。

最後に、今後のスケジュールで、10月からパブリックコメントを始めるということになっておりますけれども、どのように進めていくのか。また、やはり子どもの意見をどう吸い上げていくかということも非常に大事だと思うんですけれども、今の段階でどのようにお考えなんでしょう。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 本日お示ししています条例素案につきましては、10月20日から11月20日まで1か月間、意見を募集する形でパブリックコメントを進めていきたいと考えてございます。

区報特集号を出したり、区のホームページでもお知らせしていきます。区報特集号に関しては、この条例素案もそうなんですけど、ルビを全部振って、読みやすくしていきたいなと思っております。

あと、少し、情報過多にならないように、読みやすいような、子どもも含む全ての方が読みやすい形をちょっと今、検討しているところでございます。

ホームページについても、子育て支援計画のパブリックコメントのときにもやったんです

が、一般向けのものに加えて、子ども向けの入り口も用意しまして、あと、区立の小中学校の児童・生徒様向けには、学校から貸与しているタブレットのL-Gateからも、そちらのページにはリンクを張って、入れるようにしていきたいなと思っています。

また、これと併せて、11月6日と9日に、パネル展示型説明会を開催しまして、そのパネルをベースにした、ちょっと動画、今もクマ先生とウサギさんの動画と持っているんですけど、それとは別に、条例を解説する動画を作りまして、放映していきたいなと思っています。10月29日からは1週間、パネルを地下2階の区民ひろばでも展示するところで考えてございます。

説明会のほうは、啓発の機会でもあるかなと捉えていますので、関心の高い低いがあるとは思うので、どなたからもパネルが何か楽しく見進められるような何か仕掛けを、クイズなのか分からないですけど、何か仕掛けをちょっと工夫したいなとは考えているところでございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。ぜひとも、区報特集号はそうですけど、タブレットでやるというのは、非常に多くの方が、子どもたちが目にすると思いますので、そういった工夫もしていただきながらやっていただければと思います。

先ほどもありました、いわゆる、8月20日でしたっけね、区議会議員と推進リーダーさんとの意見交換会を持っていただきまして、本当に有意義なというか、とても貴重な時間を過ごしたかなと本当に思っております。推進リーダーさんたちも本当に真剣にというかね、本当真面目に、これに関して取り組んでいただいているというのが本当に肌で感じたところでもあります。

何か今回の推進リーダーさんが、間もなく1期目が終了するというのもちょっとお聞きしているんですけど、今後、リーダー会議も含めてどのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 こどもの権利推進リーダーにつきましては、8月20日のところで意見交換会のほう、ありがとうございました。子どもたちからも、実はあの後感想を聞いていますので、もう少ししたらまとまりますので、御出席いただいた先生方には、ちょっとそれもフィードバック差し上げたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

それで、10月の最後のほうに第7回というのをやって、終了となります。1期生は、こち

らで卒業という形になるんですが、続けて、ぜひ2期生を募集して、活動を進めていきたいなと思ってございます。2期生のテーマは、条例制定後の啓発、どうやって啓発していくか、啓発資材をどうつくるかとか、どんなものがいいのかというのを、等身大の子どもの目線でつくっていただければよいのかなというところで、進めていきたいと思っているところでございます。

また、1期生といっても、4割ぐらいは高校3年生なんですけど、ほかの子はまだ高校2年生よりも若い子たちなので、続けてぜひ御参加いただけたらありがたいですし、あと、1期生の応募のときにちょっと回れなかった高校とかも残っているので、そういったところも少し耕しながら、さらに参加を増やしていければと思っているところでございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。10月で卒業、何かもったいない気もしないでもないですけど、今度また新たなメンバーが入ってリーダーさんになっていただいて、また活発な議論を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 こどもの権利条例がやっと皆さんの御苦勞によって形になったんですけれども、これからこれどうやって周知していくのかというのは、いつものように区報「ぶんきょう」、それからホームページ、あとタブレット等々、いつものように周知をしていくんでしょうけれども、それだけだとなかなか伝わりにくいと思うんですよね。私の周りで、こどもの権利条例、条約、知っているんですかって聞いたら、数人の人に聞いてみたら、誰も知らないって、こういう状況になっているので、きちっとやっぱり知らせていく。例えば、学校の授業の時間に、このこどもの権利条約も含めて条例について、授業の時間に教えていくとか、学校の先生の教職員の研修にも取り入れていくとか、そのくらいやっぱりやらないと、このこどもの権利条例が広がっていかないなというふうに思っているんですけど、その辺、いかがでしょうか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 条例と、あとそれからこどもの権利そのものの周知というのは、非常に大切なところだと考えてございまして、我々も1年目、つくっているときから努めてまいりました。9月から11月を「こども月間」というふうに命しまして、そのところで子育てフェスティバルだったり、商店街がやっています本郷百貨店祭りだったり、あと、

青少年健全育成会がやっています、こどもまつりだったり、いろんなところで、出向いていきまして、シールアンケートを取ったり、ちょっとインタビューみたいなのをやったりとか、行くところで、そこにいらっしゃる方の層に合わせた取組をしてきたところがございます。

制定後に関しましては、先ほどお話ししたとおり、こどもの権利推進リーダー、2期生たちと一緒に周知の仕方、どんなものをつくったらいいのか、例えば、こんな御時世なので、動画を多分作るんだと思うんですけど、どんな動画がいいのかとか、そういったところも含めて、どういうものをつくったら刺さるのかというところをやっていきたいと思います。

また、これからも「こども月間」というのはずっと続けていきますので、その中で何か目玉になるようなイベントというのをいろんな機会にできたらいいなということで、ワークショップであったりとか、何かそういったところを、大人向けにも子ども向けにも進めていけたらと。ただ、こちらで最初から決めるのではなくて、あくまで推進リーダーたちといろいろ話し合いながら、絵を描いていきたいなと思っております。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 先ほど学校教育においてというお話がございましたので、現在、道徳、それから社会科の授業において、子どもたちの人権、または権利について学んでいるところでございます。引き続き、担当課とも連携していきながら、こちらのほうも推進してまいります。

また、教員等の研修というところについても、まずは教員の理解を充実させることを主眼として、管理職研修、それから主管研修や若手研修など、職層ごとに子どもの権利に関する研修等を重点的に現在も行っていますので、引き続き進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いします。

それから、今、日本の子どもたちの幸福度を調査した調査結果があるんですけども、日本の子どもたちは、精神的な幸福度のところが一番、他区に比べたら低いと。この間も言いましたけれども、子ども・子育てで。受験等々競争社会の中に置かれているというようなことが、不登校、いじめにつながったりという、そういう現状が日本の今現状として見られるわけですけども、そういう中で、子どもの権利、こういうふうに自分の意見を言っていんだよというふうな、子どもの権利条約プラス文京区の条例をもっとやっぱりきちっと広げ

て、意見をきちっと言えるような文京区の子どもたちになるように、ぜひ、その辺はお願いをしたいというふうに思います。

それで、世田谷区は、みんなが持っている権利ということで、このような絵で分かるように、20項目くらいのこういう分かりやすい表示をしたり、それから世田谷、チャットというんですか、そういうものをつくって条例を広げていく努力、世田谷は、23区の中で一番早くこういうものをつくっているわけですが、きちっと広げていっているということは、文京区はもっと先進区に学んでいただいて、ぜひその辺、お願いしたいというふうに思います。

あと、子どもの貧困についてですが、日本はやっぱ子どもの貧困率が他国より高いというようなことが言われていますけど、その辺のことについても、こどもの権利条例と絡めて改善をしていくというようなことも大事ですので、その辺、いかがでしょうか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 権利条例をつくっている先行区は、それぞれ工夫を凝らしながら周知のほうはやられているのかなというところでございます。我々もそれを参考にしながら、文京区らしいものをぜひつくっていききたい。その中で、権利の推進リーダーたちと一緒にしながらつくっていったらいいのかなというところでございます。

満足度の話とか貧困の話とかございました。あくまで、このこどもの権利条例って、大きな理念条例ということで、一つ大きく掲げるものになりますので、今後、それぞれの分野の行政の中で、ここに掲げた考え方をしっかりと踏まえながら、子どもの権利を大切にしていくなことによって、様々な部署の取組の中で、子どもの権利を大切にされて、子どもたちの満足度が上がっていたりとか、そういったところにつながっていくように、我々の部署としてはしっかり旗を振っていききたいと考えてございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 残念なのは、理念条例だって今、課長さんのほうから御答弁がありましたけど、やっぱり理念だけで終わらせちゃったら駄目だと思うんですね。実際にこの基本条例、あるいは国連の子どもの権利条約が述べているようなことを基本として、きちっとこれをいろんなところに広めさせていくことがやっぱり大事だと思います。

それと、先ほど来、出ている相談機能ですけど、さっき大戸課長さんがおっしゃった、児童相談所ができたり、サポートセンターができたり、子家センがあったりって、いろいろあるからというふうにおっしゃっていましたが、世田谷区は、相談のための組織をつくって、2023年から、せたがやホッと子どもサポートというふうに、世田谷区らしい名前をつけて、

弁護士や大学教授が子どもサポート委員となって、社会福祉士や臨床心理士などが相談に応じているということが新聞に書かれていましたけど、文京区もいろんな相談機能がありますけど、そういうふうにとまとめた機能をつくって、いつでも相談できる場所が欲しいという、そういうことでアンケートに子どもたちからの相談が出ていますので、何かそういうまとめた組織ができないかなと思うんですけど、いかがですか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今、御紹介いただいたのは、「せたホッと」という世田谷の仕組みです。これ、うちがこれから条例でやっていくのと全く同じでございます。条例で位置付けた子どもの権利擁護委員という方が、権利の相談・救済機関ということで、公平中立な立場で臨んでいくものになりますので、こういったすばらしい前例が幾つかありますので、我々のところで相談の仕組みをつくるに当たっては、「せたホッと」だけじゃなくて、ほかの区の事例も研究しながら、よりよいものにしていきたいと考えているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ぜひ、よろしくお願いします。子どもがいつでも相談できる機能をちゃんとつくって、窓口を開けておくのが本当に大事なことだなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、子どもの権利擁護委員の設置ってなっていますが、国連では、国の機関と切り離れた、そういう組織をつくるべきだということで提言しているんですけども、権利擁護委員は、区長さんの附属機関ということで、諮問を受けて答申するというような形を取るのかどうか。国でいえば、国の組織と別の組織をつくって、国連、子どもの委員会では、こういう組織をつくるべきだと提言しているんですけども、これ権利擁護委員って、あまり子どもたちも知らないと思いますけど、諮問機関として、どうしてもやっぱりこういう組織をつくらないといけないということなんですか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 子どもの権利擁護委員に関しては、特に諮問・答申という機関ではなくて、あくまで独立して動いていくものになります。相談に応じて、そこからその個別のサポートをはじめ、関係者にこうしたほうがいいよと要請したり、もしくはこういう制度が必要だということであれば、例えば区とかそういった団体とかに意見を表明したりということで、あくまで相談を軸に、子どもの権利を守っていくために必要なことについて考えて、発信していただくような位置付けになりますので、なので、条例の中でも、その独

立性、公正公平性というところを位置付けたりとかしながら、しっかりと権能を持った形で、区と独立して機能を果たしていただくというところを考えているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。公正公平性って今、言葉がありましたけど、中立性に立った、いわゆる国連子どもの委員会が提唱しているような、独立性を持った組織をやったりきちっとつくるべきだと思うんですね。権利擁護委員という言葉自体も難しいし、この組織は何だろうって子どもたちも思うと思いますし、権利擁護委員を設置するというのは、必ずしもつくらなくても私はいいと思っているんですね、国連の言っていることを基本にすれば。だから、ぜひその辺、御検討をお願いします。

以上です。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今、条例自体を持っているのは80近くあって、各区でももう60に迫るような区が、この子どもの権利擁護委員を置いているというところになります。やはり、子どもの権利というのをただ条例で掲げていくだけでなく、それを守っていくための部署、相談できる部署というのが必要ということの中で、多くの自治体がやられているものだと考えています。

区としても、しっかりと既存の相談窓口もありつつも、新しくその権利という観点から、しっかりと独立して動いていただいて、物が言える存在ということで、こちらの子どもの権利擁護委員というものを位置付けて、設置していきたいと考えているところでございますので、これも一つの子どもの権利を守っていく大切な仕組みということで捉えているところでございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

もうほとんどがね、質問がもう出てしまったかなと。最後に、子どもの推進リーダーとのそのあれもどうだったんですかというのも聞こうかなと思ったら、次回の本会議での報告と言われたので、ではそれも聞けないかなんて思いながらも、皆さんの質問も御答弁も聞いて、私はちょっと違う視点からなんですけれども、こどもの権利に関する条例、これを教えるというような、そういうようなちょっと表現もされていたけれど、この条例制定に向けて、この間、子どもの推進リーダーを決めて、前文を作ったりとか、アンケートを2回やったりとかって、そういうことをしている中で、それ以外にもやられていたわけじゃないです

か。条例って、制定しても、それが施行されて、ではそれをみんなが知っているかといったら、結構知らなかったりするわけですね。でも、子どもだから特にここはすごく慎重に丁寧になられた部分もあるかと思うんですけれども、この制定、施行に向けて、これまでの間、本当に事細かに、教えるんじゃ、ここまでは分からない。だけど、いろんな部分で、子どもたち、多分体感してきているんだろうなというふうに感じています。

で、私の知っている範囲では、教育の森で富沢課長、コスプレして、こどもの権利条例を一生懸命広めていました。それからあと、子育てフェスティバル、去年も今年もブースを出していました。あと、先ほどパネル展示というようなこともおっしゃって、それはちょっと気づいてはいなかったんですけれども、そういったところで子どもたちが体験することで、あ、こういうことがあるんだというのが、そこなんですよね。こういうのを面白いとか面白くないとは言わないけど、どこかに興味をそそられたとすると、子どもたちに残っているんですよ。そのときに教えると、あ、こういうことなのというふうに分かっていく。

だから、その段取りとしては、もう本当にお話を聞いていても非常にすばらしい、いい進め方をしてくれているんじゃないかなというふうに思っております。

もちろん、課長だけではなく、職員の皆様が大変な御苦勞をされているんだと、その辺も心配にはなるんですけれども、私の今言った中で、子どもたちが体感できたようなところで、それが普及、周知、啓発まではまだいかなないかな。普及できたんだんじゃないかなと思うところを、ちょっと課長のほうから何か披露していただけないでしょうか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 リーダー会議の中でも、講義というよりかは、それぞれの体験の中で、子どもの権利がどうだったかというのを体験してもらうという、もやっと体験だったりとか、そういったところで、自分の体感の中から子どもの権利を見つめ直していただくというアプローチは何度も行ってまいりました。そんな中で、生の言葉というのが出てくるようになって、それが今回の前文につながったのかなというふうに考えているところでございます。

あと、アンケートに関しては、2回行いました。アンケートは、意見を取るという意味もあるんですけど、今回、ゼロから18歳の全ての子どもに、はがきを送れるという非常に大きな周知の機会だということで、それを比較的短期間の中で、計画的に2回できたということで、アンケートの中身自体をすみ分けることもやったんですが、やっぱり重ねてのお知らせにはなったので、アンケートのフリー意見でも、子どもの権利について意識するきっかけに

なったという声もあったりもしております。アンケートに回答するに当たって、親子で権利について話し合うきっかけにもなったのかなというところもございます。

1つ、数字的なところでいきますと、今年、子育てフェスティバルを行いました。子育てフェスティバルは、毎年9月にやっています、同じように、子どもの権利を知っていますかとシールアンケートを取っているんですが、昨年の9月の子フェスでは、432名の方が答えてくれて、知っているが46.8%だったんですね。その後から我々の啓発を始めまして、WEBアンケートを2回やったり、個別ヒアリングでいろんなところにお邪魔したり、それからさっき御紹介いただいた、いろんなイベントで啓発したりということで、それで今年9月の子フェスでは、502名の方が回答いただきまして、79.9%の方が知っているというような答えをいただいて、30ポイント以上が上昇したというところがございます。いろんなところで周知活動を行ってきたことが、やはり周知につながっているのかなと。

ただ、次の課題は、やっぱり中身をちゃんと知っていただくというところが必要なので、そこに照準を当ててやっていくと。しかも、私の考え方としては、楽しくやっていったほうがいいかなと思っていますので、そういったところに心を配りたいと考えてございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 すばらしい数字、もうびっくりしました。でも、課長のコメントは、答弁はすごく謙虚なんだななんて思いながら、だからこそ何かまだまだ期待しちゃうかなというところもあるんですけども、やはり条例を制定して、本当に子どもたちのための条例であって、子どもたちがこうやって知っていくこと、また大人も知っていくことというのは、多分ほかの区は、そんなに、ここまでやれてないんじゃないのかなって。制度とかそういうのはつくったとしても、それを、君たちが運用して——運用というんじゃないな、君たちのことだよというのを、やはり小さいときから分らせてあげることというのは、本当に大切なことで、その子が例えば文京区の子じゃないにしても、文京区でこういうことをやっていれば、文京区について知ってくれるわけだし、そういったことって、やっぱり区政の発展を考えたときは、非常に大きなことだなというふうに私は思います。

引き続きといたら、もう大変なのかもしれないけれども、でも楽しんでおられるように今コメントもいただきましたので、ぜひ、また楽しいオープン型のパネル展示も、多分工夫をされてやっていくんだらうなというふうに思いますので、ぜひ、この制定に向けて、ゴーというときに、広くこの条例が生かされるような、そういう体制になっていること。

あと、やはりその後の、子ども推進リーダーの、先ほども質問が出ましたが、また今度メ

ンツを変えと言われていました。だけど、立ち上げてくれた1期生というのをやっぱり今後もどこかで役立ててほしい。君を頼りにしているんだよというふうに、思わせたいという言い方はあれですけども、本当に頼りにしているというところ、それが次々と続いていくというのが理想なのかなというふうに。そういう子たちが、こどもの権利に関する条例ってこういうものなんだよというのを、我々が言わなくても、学校が教えなくても、おのずと分かってくという、そういう体制になっていけるということを願ってやみません。よろしく願いいたします。

○上田委員長 よろしいですか、御質疑は。

では、小林委員。

○小林委員 まず、私も子どもの権利擁護委員についてお伺いしたいと思うんですけども、先ほど、まだこれから選任するということだったんですが、やっぱり権利擁護といえば弁護士ですし、かつて教育委員であった坪井節子先生のような方が適任だと思いますので、子どもの側に立ってくれる人を選任してくださいということは要望としてお伝えしておきたいと思います。

そして、豊島区で2010年から子どもの権利擁護委員として活動されている山下敏雄弁護士のお話を何度か伺ったことがあるんですけども、当初、子ども家庭支援センターの会議に出席しての権利擁護の活動だったんですけども、その際に、乳幼児と小学生のケースがほとんどで、中高生の事案が上がってこなかったことから、2013年から中高生センタージャンプという居場所にて、アウトリーチ活動を行ったそうです。そこで、ただ待っているだけでは見えてこなかった、深刻な権利の侵害状況に多く出会うことになったといいます。

チャット相談対応で、キャッチアップすることとても大切だと思うんですけども、ぜひ、文京区においても、月1回でも青少年プラザなどにアウトリーチをしていただいて、中高生の相談対応をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 子どもの権利擁護委員に関しましては、9ページの18の(2)のところに、職務が並んでいて、5番目のところですかね、子どもの権利の侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくこと、関係者との協力の推進に関することというのがありまして、そういったところの中の心としては、そういう浸透を図っていくような取組というのは当然やっていく、特に初動期に関しては、まだなかなか認知も低いでしょうから、そういったところに力を入れる必要はあろうかなというところで考えていると

ころでございます。

具体的な進め方に関しては、これから他区の事例とかも研究しながら進めていきたいなというところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 ぜひ、検討して進めていただきたいと思います。

先ほどの豊島区の例で、続きなんですけれども、豊島区の子どもの権利相談室の活動報告を見ますと、やっぱり弁護士が動かねばならない深刻なケースも多かったからか、相談件数は28件なんですけれども、活動回数が実に445回になっております。その内訳は、1件の相談につき2回以上活動したケースが9割、30回以上対応したケースも4件もありました。内容としては、家族の問題や学校の対応、虐待、いじめなどが挙げられています。

その権利擁護委員の課題として、第三者機関としての相談業務への関わりが課題だというふうに報告されていました。先ほど、条例案、13の3にも書いてあるように、権利擁護委員というのは独立性の担保が必要で、そういうふうに職務を行うとあるんですけれども、先ほど虐待対応なども場合は、子ども家庭支援センターとの共同で、多分弁護士の方も交えた、これまでと同じ要対協のチームなんかで、多角的に問題を捉えながら解決をしていく例もあると思うんですけれども、独立性というのが、機関としての独立で、相談対応としては連携するという意味で捉えていいんでしょうか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 それぞれの相談機関での個人情報取扱いの部分とかもあらうと思いますので、御照会し合いながら、つなぎながらというところになろうと思います。具体的な何か仕組みのフローチャートみたいなものを含めまして、そういったところも今後つくっていきたいと考えているところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 では、またそちらのほう決まったら、教えてください。

それから、子どもの権利に関する意識調査の2回目の報告で、子どもの意見表明、子どもの最善の利益について、子どもだけではなく、大人の権利意識、認知度も低いということが分かったこと、分かりました。そもそも子どもの最善の利益と言われても、大人ですら漠然としていて分かりにくいですし、親の価値観を変えることはとても難しいと思います。

で、文京区の場合、子どもたちが先陣を切って、周知を進めていってくれるということには、とても期待しているんですけれども、先ほどの子どもの権利擁護委員、親と子や子と学

校などの間に入って、ふだん子どもの声を聞きながら解決に向かっている、子どもの権利擁護委員による出張講座などを学校でぜひ実施していただきたいなというふうに思います。それには、保護者も参加できると、親と子の権利意識の差とか価値観の違いを乗り越えてどうやってやったらいいかというようなヒントになることがいろいろ分かって、効果的だと思います。ぜひ、そちらちのほうも検討してください。

それで最後に、子ども・子育て計画や若者計画など計画への反映は、今後どうなるのかということと、あと、子ども議会などの実施による意見表明の機会の確保や、社会参画、また、施策への反映なども求められるところだと思うんですけども、そうした環境整備を今後どのように行っていくのかも、見通しも教えてください。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今日の資料の12ページで、参考資料というのがあるんですけど、こちらを御覧いただければと思います。

推進体制、2月の素案から4本柱でお見せしていたんですけど、そのうち1つは、権利擁護委員という形で、条例の中に盛り込むことになりました。

それ以外のところになります。12ページ、その他の推進体制のマル1番で、推進に向けた計画ということで、子育て支援計画、令和9年度に中間年度の見直しを行う予定でありますので、この見直しに合わせて、条例の具体的な推進体制というんですかね、を関係する事業が何かとか、そういったところを計画に盛り込んでいく考えでございます。

また、マル3のところ、子どもの意見を聴き取る取組ということで、こどもの権利推進リーダーの取組を、まずは継続していくところで、8年度は啓発手法の検討、実施というところで、子どもの声をしっかりと生かしていきたいというところでございます。この辺の取組を今後どう発展させていくかというところで考えていきたいというところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 ぜひ、理念条例が出来上がったのを生かして、計画、実効性のあるものに仕上げていただきたいなというふうに期待したいと思います。ありがとうございます。

○上田委員長 ありがとうございます。

以上で報告事項1の質疑を終了いたします。

続きまして、教育推進部学務課1件。

報告事項2「文京区立小日向台町小学校等改築基本設計について」の説明をお願いいたします。

内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 それでは、資料第2号に基づきまして、文京区立小日向台町小学校等改築基本設計について、御報告いたします。

本件は、小日向台町小学校、小日向台町幼稚園、児童館・育成室の一体的な改築の基本設計について御報告するものです。

基本情報につきましては、項番1から3に記載のとおりでございます。

次に、項番4、基本設計の進め方についてです。

こちらは、記載のとおり、基本設計の策定に当たっては、昨年の6月と本年7月にPTAをはじめ地域の方々や、これから小日向台町小学校等にお通いになる未就学児の御家庭の方々等に広く周知して、説明会を行っております。

昨年度の説明会では、工期の長さや、校庭に仮校舎を建てることによる学習環境の影響などについての御意見を多くいただきました。

本年7月の説明会では、大塚四丁目に仮校舎用地を確保できたこともあり、設計や改築に関する御意見や御質問を多くいただきました。

次に、項番5の改築スケジュールです。

まず、基本設計・実施設計を令和8年8月までに完了させます。また、茗荷谷研修所は、令和9年2月までに改修工事を完了させ、令和9年度から幼稚園及び児童館・育成室をこちらの仮園舎へ移転します。これによって、現在使っている既存園舎が空きますので、令和9年度から既存園舎解体工事、南側道路後退工事、埋蔵文化財調査などの事前工事等を進めてまいります。

その後、設計修正や各種申請・届出を行いまして、大塚四丁目の仮校舎が完成する最短のスケジュールですと、令和12年度以降に小学校を移転させてから、新校舎の建設工事に着手いたします。

次に、2ページにお進みいただきまして、項番6、全体イメージ図です。

こちらは、新校舎の外観等のイメージ図を記載してございます。

次に、3ページ目にお進みいただきまして、項番7、建替計画（ステップ図）でございます。

御覧のとおり、校庭に仮校舎を設ける自校式と異なりまして、既存校舎の解体、埋蔵文化財調査、新校舎建設、外構・校庭整備とシンプルに工事が進められます。

次に、4ページ目にお進みいただきまして、項番8、計画の特徴です。

ここでは、設定の主な特徴を記載しております。現在の校舎の意匠等を再現するなど記憶の継承をしつつ、3項目めの敷地の有効活用の3行目に記載のように、校庭の面積を現状と同規模程度確保しつつも、建物の床面積は既存の倍近く確保し、多様な学習形態等に対応できるように計画してまいります。

また、環境にやさしい学校づくりとして、ZEB Readyを目指すこと、地域の核となる施設である学校として、避難所としての機能強化や、ポケットパークの設置、敷地外周路の一部を歩道状空地とするなどの整備も行ってまいります。

次に、5ページ目にお進みいただきまして、項番9、配置・平面図です。

5ページの上の図が1階の配置・平面図です。こども園は、図面左側、現在の幼稚園と同じ位置に配置し、1階には広いピロティを整備いたします。雨の日の遊び場や、保護者がお迎えにいらしたときの職員とのコミュニケーションを取る場になります。

また、小学校は、校庭に面した中央に配置しており、昇降口を入ると、日だまりホールがあり、小日向ホールを通して、こかげのニワまでが見渡せる、広がりのある空間となっております。

さらに、児童館・育成室は、現在の校舎では給食室がある北側に配置し、入り口を分けて動線を区切るとともに、運用によっては、小学校と遊戯室を通して、中でもつながる計画としてございます。

また、地下につきましては、左下、地下1階の図の路でございます。

体育館は地下となりますが、ドライエリアや、1階部分に当たる上部吹き抜けから自然光が入る設計となっております。

給食室も地下に配置し、車両が入るスロープをつけておりますが、緊急時に避難所となった場合の車両動線ともなります。

また、防災備蓄倉庫は、体育館近くに配置しており、その横の階段、あるいは更衣室近くにEVと記されたところのエレベーターにより1階に上がると、保健室や小日向ホール、図書室などに移動できるようになっています。

次に、6ページ目にお進みいただきまして、2階、3階の配置・平面図です。

学年ごとに普通教室3室と、少人数教室1室を配置することとしており、2階には2学年分、3階には3学年分を配置してございます。

特別教室は、図面の上部に当たる北側にまとめて配置しております。

なお、プールは、最上階に設置しまして、最近改築が終わった誠之小学校等と同じ、天井

開閉式としてございますが、近年の猛暑を考慮しまして、天井へのブラインドやプール室内に空調設備を設置するなどの対策を行う予定でございます。

最後に、7ページ目にお進みいただきまして、項番10、北側隣地の取得でございます。

当該土地所有者と交渉した結果、当該土地の取得に係る手続を進めていくこととなりました。

下の配置図にございますとおり、この土地の取得により、学校敷地が北側道路と接続することになりますので、工事動線としても、また竣工後は避難経路としても、非常に有効であると考えてございます。

土地の具体的な活用方法については、今後の実施設計の中で検討を進めてまいります。

説明は以上です。

○上田委員長 それでは、質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員 まず、今回の小日向台町小学校の基本設計についての報告事項についてなんですけれども、教育委員会においては、持ち回り審議となっております。大事な案件だと思いますが、持ち回り審議になってしまった理由を伺うとともに、事前の聞き取りで資料配付だけではなく、説明して御意見を伺っているということだったんですけれども、教育委員の皆さんからはどのような意見があったのか伺うとともに、やっぱり教育委員会を経て承認されて、決定事項となっていくわけですから、意見の要旨なども記録をぜひ残すべきだと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 教育委員会の持ち回りにつきましてでございますけれども、こちらにつきましては、まず7月19日に説明会を実施してございます。その中で、メールフォームということで意見も賜っておりまして、そういった意見を7月末まで頂戴していたところでございます。

教育委員会でございますけれども、8月6日と、そして9月2日というようなスケジュールで、月1度開催してございますけれども、今回、9月議会に本件を報告するに当たりまして、そういった庁内の意思決定をする過程の中で、今回、持ち回り庁議となったものでございます。

こちらで、委員の方からどのような御意見があったかというところでございますけれども、ございましたのが、今回の自校式でなくなったことに伴う工期、工期がどのように変わった

かというような御質問というところと、あとは、改築後の面積、具体的には育成室と児童館でございましたけれども、そういったところの面積というところを御質問いただいております。

また、本件にほうで、1ページ目の下段にございますけれども、大塚四丁目仮校舎、こちらへの移動手段であったりとか、あるいは学区等の考え方、そういったところの御意見をいただいたところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。ぜひ、記録としても、そちらのほうを残していただきたいと思います。

続きまして、ちょっと細かいことを幾つか聞いていきたいので、ざっと3つ、続けて質問してしましますが、東邦音大に仮校舎を建てることで、約3年の工期の短縮になることはとてもよかったと思うんですけれども、校庭に仮校舎を建てないことで、今回、工期のほかに、建築計画に変更が出た部分はどこだったかということをまず確認したいのが1点です。

それから、先ほど、北側隣地を取得して、工事の際に北側の道路から通路に使えるものとして有効だということとはとてもよく分かりますし、避難経路として使っていくということも分かったんですけれども、工事が終わった後の土地活用として、何かそこに備蓄倉庫を置くだとか、そういうことも考えているのかどうか、何か考えがあるのかも伺います。

あともう一つが、今、千駄木小、文林中、千駄木幼稚園の改築検討において、プールの在り方も検討されていたかと思うんですけれども、小日向台町小においても、保護者の方から、プールの在り方についての御希望というか、の声もいろいろ伺っております。プールの是非については、小日向台町小においてもぜひ検討するべきではないかと思えます。

設計上、プールが体育館の上にあるので、地震が起きた際にプールからの水漏れの心配もありますし、プールがなければ、地下を掘らずに体育館を造ることもできるかもしれません。また、そうした場合に、高さ制限10メートルの緩和を求めて、建築審査会に付ける必要もなくなります。もし造るのであれば、温水プールにして、地域開放を考えたりということもあり得るかもしれません。丁寧に議論していただきたいと思いますというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 今、幾つかの御質問をいただきまして、まず北側隣地についてでございます。

こちらの土地の具体的な活用方法につきましては、今回の基本設計ではなく、今後の実施設計の中で検討を進めていきたいというふうに考えてございます。ですので、今の段階で具体的にちょっとどのような用途で用いるかというところは、今後の検討事項であるというふうに認識してございます。

また、プールの部分でございます。

プールにつきましては、やはり区内のプール施設のキャパシティであったり、移動手段の確保等の課題を考慮いたしますと、外部施設を活用した水泳事業等の実施は困難であると考えてございまして、まず小日向台町小学校にプールの設置は必要というふうに考えてございます。

こちらにつきましては、令和5年に、改築に当たりましての整備方針を策定してございすけれども、やはりプールは基本的に残す方向の中で、先ほど申し上げたような暑さ対策等もしっかりと行っていくというところを考えているところでございます。

○上田委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 1点目の、居ながら改築でなくなったことに関して、計画に変更があったのかという御質問ですけれども、結論からしますと、特段計画としての変更はございません。もともと居ながらであるといった中で、幾つか案の比較というのを行いまして、その中でこの案が最善だということで、案の確定をしております。この中で、仮設計画とはもちろん変わっておりますが、プランとしての変更はございません。

それから、3点目のプールに関して、高さ制限の緩和、プールをここに設けなければ、緩和をしなくていいのではないかといった御指摘もございましたが、今回、この敷地は10メートルという高さ制限がございまして、そういった中で、教室の高さとか、できるだけ高く取りたいというようなところもありまして、高さ制限の緩和ができるかどうかというのもまだ確定ではないんですけれども、そういった可能性を検討しているところです。それは、プールが上にあるから検討して緩和をするということではなく、仮に10メートルの高さでいくとなった場合も、プールの計画については大きな変更はございません。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。こども園のところも、先ほどの建築審査会にかける、教室部分に網かけしてありましたから、そこは理解いたしました。

もしプールを造るのであれば、今後、ほかの学校でもプールを地域に開放するだとか、そういうことも動きがあるかと思いますので、小日向の場合もそういうケースも考えて、議論

させていただきたいなというふうに思います。

先ほど申し上げたプールの地域開放もそうなんですけれども、これからの学校というのは、地域開放は必須になってくると思います。

また、動線さえ考えれば、図書館や家庭科室や理科室、ランチルームなども、体育館と同じように、夜間や休日の開放も割と手軽にできるようになるのではないかなというふうに思います。

災害時の避難場所とのすみ分けも容易で、災害時の学校再開も早くできるメリットもあると思います。

地域開放を考えた動線に今なっているのかどうか、地域開放を考えた動線にするお考えはあるのか、伺います。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 プールも含めました地域開放に関しての御質問でございますけれども、小日向台町小学校の改築に当たりましては、地域開放に配慮した施設配置、そして動線の確保というものは行ってございます。

ただ、地域開放につきましては、学校運営に支障がないということが大前提となっておりまして、そういった地域開放の諸室につきましては、学校運営に支障がないことを前提としまして、他自治体の事例も参考にしながら、今後、研究していきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。

最後に、自然園の木々について、伐採せずに残してほしいという声が、隣接するマンションにお住まいの地域の方から寄せられております。設計の図に書き込まれた理科園は、区画整理された畑やガーデンのように見えますけれども、自然園は、手入れされていないからこそ価値があります。中が空洞の病気の木まで保全しろとは言いませんけれども、どのぐらい保全できるのか、住民の方も特に気にされているところなんですけど、いかがでしょうか。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 現在の理科園の部分につきましては、位置を一部東側に拡張するような形で整備することを予定してございます。その中で、木の部分につきまして、やはり工事エリアに係るものは伐採せざるを得ない部分も出てくるかと考えてございますが、残せる木につきましては、しっかりと樹木を保存していけるような形で今後検討していきたいとい

うふうに考えてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。

あと、ちょっと東邦音大の仮校舎の件は、一般質問で後ほど質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○上田委員長 分かりました、はい。いえいえ、もしほかの方で、東邦音大の話とか仮校舎の話が出てきたら、関連で入られますか。はい。

では、山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

この間、様々、一転二転し、そして落ち着きました。その間、企画、それから学務課、また関わる所管の皆様には、本当に大変な御苦勞だったと思います。改めて感謝を申し上げます。

今回いただいた図面を見ても、先ほどの御説明からも、校庭の面積を現状の規模と同程度のものにしながらも、建物の面積が2倍近くになったというふうにありました。多分、その面積の2倍になったところの利用の活用のされ方というのが、生徒増から教室が足りない、足りないという課題がある中で、それぞれの学年にやはり教室をもう一つずつ余裕を持たせたというところにあるのかなというふうに思っているんですが、私がちょっと感じたのは、この図面を見ても分かるんですけども、どうしても全て四角い箱というかな、全部、小さい四角い箱がいっぱいできたというふうにちょっとイメージしちゃったんですね。

何が言いたいかというと、例えば教室でも、全部が全部じゃなくても、可動式の壁を取り入れたりとか、廊下もすごい狭いですよね、これって、この何十年も、多分、50年ももし使われるんだとしたら、今、学級担任制ですけども、行く行く、もしかしたら子どもの人数も変わってきたりして、教科担任制というような傾向に行く時代にもなるのかもしれない。そういったことを見据えると、本当にこの箱で全部仕切っちゃっていて、生徒が増加してこれで対応できますって言っちゃっていいのかなと。いや、その辺はこういう工夫がありますというのであれば、言っていただきたいし。

全部、先に話しちゃいますけれど、今、例えば他の自治体では、私がちょっと見たのは、いろんな自治体があって、板橋区のほうですけども、公立の小学校で建て替えたときに、各学年にオープンスペースというのを設けているんですね。そのオープンスペースというのが何をするかというと、通常は、普通に授業を座ってやっているけれども、そうじゃなくて、

オープンスペースのいいところは、学年に1ずつあるんですね、例えば机も違っていれば、ベンチみたいなのが置いてあったりもするところもあり、ベンチじゃなくて、ただ座布団みたいなのがあったりと、各学年に合わせてなんですけれども、すごく工夫は凝らしてあって、そこで子どもたちが動きながら活動ができるというところが、自主性を促すというのかな、そういった工夫で、そういうスペースの活用というのが求められていて、その事例もあるんですね。

やっぱり先ほども言ったように、教科担任制となってきたときに、ロッカーが今、いつも教室の後ろにあるわけだけれど、そのフィックスで本当にいいのかなとか、何かそういった工夫をしておかないと、今はすばらしい教室であるけれども、20年、30年たっていったときに、文京区でそれをもう見据えてこういうふうにやってあった、すごいなという、そういった工夫があるかなって、ちょっとこれを見ていてどうなのかなと思ったので、その辺のところを、ちょっとお考えを聞きたい。

それからあと、可動式の壁でも、いわゆるボードも置けるようなタイプも、調べたらあるらしいんですね。そうなってくると、例えば災害時の避難所として学校を使われますよね、そうなったときに、この個室、個室——個室というかな、というんじゃないくて、時には広く使うときもあるだろうし、目が行き届くこともあるだろうし、そういった災害という意味でも、そういった可能性を含めたような教室づくりをしておかないと、どうなのかなと思ったこと。

それからあと、全部言っちゃいます。私、かねがね学校の校内の表示には、全て英語との表記を入れてくださいと言っているんで、その辺はどうなっているのかなという点。

あと、この間、町会からも、改修工事の間の避難所のことも御心配が挙がっていますし、それからあと、その間の防災倉庫といったところ——今日、災害がいらっしやらないと答えられないかな。その辺のところもどうなっているのかなと、一応全部、その辺のところを教えてください。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 今、幾つか御質問いただきまして、まず、順を追って、普通教室の考え方について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、令和5年に改築の整備方針、そういったものを策定してございまして、その方針に基づきまして、少人数指導等による学習にも用いることも可能な教室を含め、各学年4教室として御用意しているところでございます。

先ほど教室の確保というところで御指摘もいただいたかと思うんですけれども、現在、令和7年5月1日時点では、学級数は19学級となっておりまして、今後の児童の推計上では、今後、児童の減少が見込まれているというところで、普通教室は、今の見込みですと確保できるというふうに考えているところでございますけれども、今後、児童数が増える場合につきましては、適切な環境学習というところの確保はしていきたいというふうにまず考えてございます。

その中で、先ほどオープンスペースのお話がございましたけれども、現在、こちら、各学年ごとではないんですけれども、多目的学習スペース、そういった形で、オープンスペースのほうを御用意しているというところでございます。

また、可動式のところでございますけれども、先ほどから申し上げている、令和5年の整備方針の中でも、間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど、児童数の変動や日常的に展開される多様な学習内容、学習形態に対応できるよう整備することが重要であるというふうに整備方針上も記載されてございまして、委員御提案のところについては、重要な点であるというふうに認識しているところでございます。

今後、こういった対応ができるかも含めまして、学校等とも適切に協議をしながら設計は進めていきたい、そんなふうに考えてございます。

○上田委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 今の若干補足させていただくと、各学年、普通教室3室プラス少人数教室、それから多目的学習スペースという一つのユニットになっております。

また、2階、3階には、各学年の間に読書ラウンジというようなものを設けていたり、あと、特別教室の前にはメディアスペースといったようなものを設け、いろいろな活用が柔軟にできるような設計となっております。

それから、英語でのサイン表記につきましては、最近改築を行っております誠之小学校や明化小学校等も含めそうなんですけれども、子どもたちが早期に英語に触れることが大事だといった御指摘も踏まえ、主要な部屋には、日本語に加え、英語の表記といったことも考えております。

○上田委員長 防災倉庫については。

宮原学務課長。

○宮原学務課長 改築期間中の防災倉庫や、また、そもそもの避難所の在り方につきましては、今、担当区長部局のほうと協議を進めているところでございます。実施設計を進める中で、

検討を進めてまいりたいと思います。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 御答弁ありがとうございます。最初に申し上げていただいた、教室が19室、現在あつてとって、いわゆる一つ一つ、何教室あるということよりも、可動式でいかようにでもなるというようなのがいいですよというふうなことで私、言いました。でも、御答弁の最後のほうで、その辺はそうやって考えていくと。今現在では、こういった形で教室が確保されているんですということ。ただ、今後はそういったことで対応できるようにというふうにはなっています。あとは、生徒の増とか減だけじゃなくて、教科担任制というのを見据えたときの工夫というのでも凝らしていただきたい。

それからあと、多目的スペースがありますといったところも、それをオープンスペースというように捉えていいのかなというふうに感じました。

そういったスペースというのが、子どもたちの発見だったりとか、その活動の中から生まれてくる提案だったりとかというのが非常に大切なところになってくると思うので、教室でお勉強するという概念ではなくて、そういった視点をやっぱり捉えてやっていっていただけたらなというふうに思っております。

ありがとうございます。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

では、石沢委員。簡潔に、重ならないように。

○石沢委員 はい。

では、まず、建て替えですね、小日向台町小学校改築基本設計ということで、まず1点目、トイレの数についてちょっとお伺いしたいと思います。

スフィア基準ということで、男女のトイレ数3対1ということが今、言われておりますけれども、この小日向台町小学校の改築の場合、トイレの数というのは、どういうふうに今、設計上なっているのかということを伺いたい。

地域の重要な避難所にもなるので、こうしたトイレの数というのは、やっぱり3対1ということで、スフィア基準の中では示されておりますけれども、いろんな工夫もあると思います。今日、何か東京新聞を見ましたはら、いろんな公共施設では、例えば可動式の壁を設置して、トイレの数を工夫するとか、そういうことも何かいろいろやられているということも拝見しました。こういうことが小日向台町小学校の場合は可能なかどうかというのは、ちょっと分かりませんが、ただ、そういう避難所の機能強化ということも計画の中に示

されているので、このトイレについては、今、どういう状況になっているのかというのをお示しいただきたいと思います。

それから、暑さ対策ということで、今年も大変な猛暑ありました。1つは、今回、この小日向台町小学校というのは人工芝、校庭ではなるかなというふうに思うんですけども、この人工芝については、例えば夏のサーモカメラで映してみると、あるところでは、直射日光にかなり照らされて60度になるとかね、そういうことも私たち共産党の都議団が、何か明治公園で調査したときに、そういうような状況になっているということも見ました。

なので、夏、大変な高温になるということで、そういうヒートアイランド現象の抑制とか、そういう意味では、この人工芝ということも、やっぱりいろいろ考え直していかなければいけないことでもあるのかなというふうには思うんですね。そういった点で、この人工芝ということ、これを天然にするのかどうかというのはありますけれども、そういったことをどういうふうにお考えになっているのかということもお聞かせいただきたい。

それから、暑さ対策ということで、これは建設委員会の請願にも出ているんですけども、雨庭というレインガーデンというものがあるそうでして、これは国土交通省のホームページを見ると、暑さ対策としても非常に有効だみたいな、グリーンインフラの一つとしても注目されているということで書かれております。雨が降ったときに、一時的に雨水を逃して、そこに雨水を貯めておいて、それで、そういう豪雨対策にもなるし、暑さ対策にもなるということで、注目されているような取組だそうなんですけれども、小日向台町小学校って高台ですよ、ああいうところで流れた水が全部低いところに行くというふうになると、雨の対策という点では、やっぱりそこに一時的に貯めておくような、そういう施設というのを造る。そういう点で、この雨庭というのも、一つのアイデアなのかなというふうに思うんですけども、この3点について、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○上田委員長 3点でよろしいですか。まとめていただいても。もう少しありますか、半分ぐらいですか、これで。

では、大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 まず、トイレについてですけども、ほかの学校でも同様なんですけれども、空気調和衛生工学会というものが示している衛生器具の適正個数算定方法という算定に基づいて、必要な個数を算定しております。具体的には、小学校ですので、休み時間とかそういった限られた時間に利用が集中するということを踏まえ、利用する人数を基に、サービレベルといいまして、待ち時間に対する、どのぐらいの人が許容できるかというような

レベルがあるんですけれども、その一番高い、約8割の人が許容し得る最大待ち時間というのに対応するものということで、1学年が仮4学級になったとしても、そういったレベルを充足できるような、そういった個数を算定しております。

ですので、個数自体は、スフィア基準にあった1対3というものではないんですけれども、そこは今後、防災部局とも相談の上、運用方法によって、女子を多く使うとか、そういった方法は幾らでも可能だと思いますので、引き続き検討していきたいなというふうに思います。

それから、グラウンドの人工芝等の対策ということなんですけれども、暑さ対策というのは、重要な項目だというふうに区としても捉えておりますので、具体的にどういう仕様にするとといったことも含め、今後、実施設計の中で検討してまいります。

それから、レインガーデンといったような御指摘もいただきましたけれども、一応、グラウンドの下には、非常用発電のタンクを埋めたりとか、いろいろ入れるものがあったりということで、御指摘いただいたものができるかどうかも含め、研究材料としていきたいと考えております。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 では、ぜひいろいろ検討していただいて、暑さ対策も大変大事だと思いますので、やっていただきたいと。

あと、トイレの数は、運用の中でいろいろ工夫されるということなので、ぜひ必要な形の、防災にも合うような形での対策を取っていただきたいというふうに思います。

以上で。

○上田委員長 よろしかったですか。

○石沢委員 はい。

○上田委員長 ありがとうございます。

以上で、報告事項2の質疑を終了いたします。

続きまして、教育推進部教育指導課1件。

報告事項3「みんなの学びサポート事業の実施について」の説明をお願いいたします。

藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 それでは、資料第3号、みんなの学びサポート事業の実施について、御説明いたします。

本事業は、日本語と日本の習慣等への適応指導を行う教室を開講することにより、そのレッスンを受けた児童・生徒はもとより、教室内の全ての児童・生徒が楽しく、安心して学習

に取り組めるように、学習環境を整えるための事業となります。

初めに1、実施目的です。

区立の小中学校において、日本語の理解が不十分なため授業参加への意欲の低下が見られる児童・生徒、文化圏の違いにより学校生活への適用に苦慮している児童・生徒が発生している状況でございます。そのため、日本語の習得、学校及び日常における生活・習慣への適応を支援することにより、対象とする児童・生徒等の学習環境の改善を図ります。

また、そのことが児童間・生徒間のコミュニケーションの円滑化に寄与し、学級における学習環境が整えられ、学級内の全ての児童・生徒が楽しく、安心して授業に参加できるようにすることを目的としております。

次に2、対象ですが、日本語でのコミュニケーションが困難な児童・生徒、来日または帰国したばかりで、日本語がまだ話せない、または日本の生活習慣、学校生活に慣れない児童・生徒、日本語の理解が十分でないため、教科学習に困難を抱える児童・生徒としております。

次に、本事業の開始時期は、令和7年10月1日でございます。

4、曜日・時間でございますが、火曜日と木曜日に教室を開きます。開講時間は、夕方の時間帯となり、2つの教室で少しずつ異なります。

5、サポート教室につきましては、区内にある留学生に日本語を教える2つの学校に業務を委託いたします。1つは日中学院、もう一つはアジア文化会館となります。

定員は、日中学院は40名、アジア文化会館は20名としております。

8、実施回数でございますが、40分の授業、10分の休憩、40分の授業で1回とし、週に2回行われます。

通室期間につきましては、約20日を1期として、原則1期限りとしておりますが、必要に応じて3期まで継続することができることとしております。

最後に、費用についてですが、無料としております。

説明は以上となります。

○上田委員長 それでは、報告事項3「みんなの学びサポート事業の実施について」の御質疑をお願いいたします。

高山委員。

○高山（か）委員 まず、質問に入る前に、実際この事業は、現在の学習環境の中では、区立学校の中では求められるものであろう、いずれかはとは思っておりました。質問に入る前に、

ちょっと時系列を整理したいんですが、この事業を始めた経緯ですね。ホームページで募集を始めたのが6月20日ということ、これは合っていますかね、というふうに聞いていますが、教育施策推進担当課として、この事業を、今回、補正にも上げていますが、いつ頃この事業を立案して、いつの庁議報告に上げて、いつ教育委員会に報告を上げたのかというのがまず1つ。まず、そこからお願いいたします。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、この教育課題に対して、立案の案の案の段階では、特段いつからということではなく、ここ数年ずっと課題を持っていて、何かしら対応しなくてはならないという課題意識は持っておりました。ただ一方、具体的に令和7年3月に、日本語指導を必要とする児童・生徒の御家庭にアンケート調査をしております。そのアンケートの内容は、日本語指導の教室みたいなものを必要としますかといった内容です。そういった意味では、具体的制度設計はそこから始まったといってもいいのかなというふうに思います。

続いて、時系列につきましては、まず8月6日の教育委員会定例会で報告をいたしました。次に、同じ8月の20日で庁議にて報告をさせていただいているところです。そして、本日、9月29日、文教委員会で報告するとともに、今後の総務区民委員会のほうで補正の案を、予算案を提出しているところでございます。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。

もう一つ、ちょっと教えてください。先日の9月の議場での答弁で、教育長が、176人の日本語指導が必要な児童・生徒が今いて、希望すれば誰でも学べる仕組みだと。私は、何が日本語が不自由で、生活言語、学習言語を含めて、どこが線引きなのかなと思ったら、希望すれば全部入れる、こういうことだということを聞いたんですが、現在の応募状況ですね、ほぼ埋まっていると聞いていますけれども、具体的に国別として、どの辺での児童・生徒が申込みがあるのか。あと、これ公立学校だけに絞っています。私学を外したのはなぜなのかというところを教えてください。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、応募の状況でございますが、先ほど申し上げた40名、20名、合計60名の定員ところ、9割を超えている状況でございます。

国別におきましては、ほとんどが中国語となります。わずかに違う言語がありますが、ほぼ中国語となっております。

また、公立学校に限ったことであるということにつきましては、現段階では、初めの一步というところで、公立の小学校、中学校というところを対象にしております。近隣区の教育施策を見ましても、基本的には公立学校を対象にしているところですので、そちらを参考にし、今回のこの学びサポート事業を立案したところでございます。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 よく分かりました。

では、具体的な質問に入りますが、先日の本会議場で、これは海津委員の御質問だったかと思うんですが、学びサポート事業の議会について、教育長はこのように答えています。本件は、喫緊の課題であることから、スピード感を持って、年度途中に開始するため、本定例会において一般会計補正予算を提出いたしました。予算案を提出し、十分な情報を提供した上で、文教委員会にて質疑を行っていることが適切と考え、本定例にて報告する判断をいたしましたとおっしゃっていますが、まず、議会の文教や総務の各位委員会において、まず報告事項を行い、それぞれの委員会の審議を経て、本会議場で補正予算採決を諮るというのが順序だと私は思うんですね。事業の開始を6月20日に始めています。そして、先ほどおっしゃったように、10月1日からもうこの事業が始まります。さらに言うと、10月6日に、今回の本定例議会の補正予算、中間議決がありますが、予算がまだ執行されるかも分からない段階で事業を始めるというのは、一体どういうふうなことを考えられて、始めているという質問が1つ。

それから、補正予算に今回504万4,000円という予算を上げられています。今事業は、通室期間は1期とし、必要に応じて3期まで、令和7年度は2期実施、令和8年度は4期実施とありますが、来年度は、ではこの予算が倍に膨れ上がるのかという、どういう試算をやられているのかということですね。

もっと言えば、教育長は、松平委員の答弁で、本会議場で、年々、外国人の生徒が増加傾向にあり、当面の間減少に転じることは考えていないと。今後の需要予測を含めて、具体的な対策を考えていますということで、具体的な対策というのは何でしょうか。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、このような流れになったことにつきましては、6月20日にこの事業の実施要項を決定いたしまして、その後、事業者と詳しい打合せ等を進めたところです。ですので、7月の文教委員会では報告はできませんでした。その後、8月の教育委員会、先ほどと重なります、8月の教育委員会、及び庁議で報告した後に、本定例会にて予

算案を提出し、この文教委員会で、今のように御審議いただくということが適切だと考えて、そのようにいたしました。

なお、この教育課題は、すぐにでもスピード感を持って取り組まなくてはならない課題というふうに捉えています。そういった意味では、この年度途中で始めるに当たって、そのような流れとなりました。

続いて、令和8年度の予算につきましては、現在、事業者の見積りを基に検討を行っているところですので、現段階で具体的に幾らというふうな予算額はまだ出ておりません。

以上となります。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 分かるんですが、そうではなくてというか、しっかりと審議を経て、補正予算をちゃんと可決した上で、事業を執行するのが適切だと私は思うんですね。それを今、喫緊の課題だから執行しましたという、その根拠が何なのかということをお尋ねしているので、それは大事なのは分かるんです。やらなきゃいけないことも分かります。ただ、順序が違うじゃないですかということを御質問しているんです。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 教育指導課として対応いたしましたのは、まず予算を流用する形で確保して、その上で、このたび補正予算案を提出しているところでございます。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 では、ちょっと違う質問をするんですが、私、考えるのは、保護者の方が、しっかりとまず日本語をお子さんに、ある程度、学習言語——学習言語は難しいかもしれない。生活言語を含めて、覚えさせてから学校に行かせるという、ある程度保護者の責任というのがあると思うんですよ。それないですという人いないと思うんですね。そこは吹っ飛ばして、学校というか、言うたら公立学校ですから学費もかかりません。本区はおとしから給食費も無償化にしています。ここに日本語指導までただで教えてもらえるととなると、ますます呼び水として入ってこられることになってしまうと考えられませんか。

○上田委員長 高山委員、ほかにも、まとめていただけますか。

○高山（か）委員 で、区長は、先日の本会議の答弁で、ほかり委員からの質問に、区内は外国人の不動産取得や取引を把握してない。国際協定との整合性を踏まえ、国において議論されることとおっしゃっている。確かに私もそうだと思います。

これが文京区の中で、今現状そういうふうな影響があるかどうか分かりませんが、今、特

に目立っているのが、経営管理ビザというのを取得して、中国の方が引っ越してこられることが多い。これは今、500万円かければ、事業所などを担保して、従業員が2人いれば、特に日本語がしゃべれようが関係なく、移住ができる。そのまま、今度お子さんを連れてくる。特に、中国の富裕層からは、子どもの教育のために日本に入ってくるということが多くなって、上位に入ってくるんですね。

何が言いたいかというと、やることは非常に大事だと思うんですが、これ別に、文京区は「文の京」といっていますが、文京区が誘引しているわけじゃありませんよね。ましてや、今お話ししたとおり、国が——今度、3,000万円に上げるといっていますけれども、10月から。国がハードルをあえて下げているわけですから、この予算については、都や国に請求をするものでいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○上田委員長 これ全部ですか。はい。

藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 今、後半の予算につきましては、今のところ都や国の補助金の対象にはなっていないというふうなことを報告させていただきます。

前半の質問につきましては、我々としては、この日本語指導をしようとする児童・生徒に対して、夕方の日本語教室を開講し、日本の言葉ができるようにすること。そして、日本の習慣等に適応するようにすることを目的としておりますが、冒頭で申し上げたとおり、そのことが最終的には、日本語指導を必要とする児童・生徒と日本人の子たちとのコミュニケーションが円滑になり、児童間・生徒間トラブルがなくなり、教室内の全ての子どもたちが楽しく、安心して授業を受けられるようにすることを目的としているところです。

また、様々、教員が対応しなくてはならないことが増えております。そういった意味でも、この事業を切り口に、学校の教員の負担軽減も図れるとよいというふうに考えているところです。

○上田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 高山委員おっしゃるとおり、一面ではそういったところも、私どもは十分に分かっておりました。先ほど担当課長が申し上げたとおり、制度設計として、我々教育委員会としては、公立の学校において、教室内で様々なトラブル等があつて、我々が目指している良質な学習環境が整えられてないんじゃないかというような課題から出発したというところでございます。

最終的にといっていますけれども、我々としては、そういった現場で起きていて、学校と

か教員各人が非常に苦勞している状況、これを児童・生徒、教員、そういった人たちの、そういった課題を解決するためには、どういったことがいいのかというところを視点に制度設計を始めて、ただ、我々としては、文京というこの地で、こういった留学生に日本語を教えているというようなところが、我々としては、それが地域資源というふうに思っていますので、そういったところと連携してやることによって、今、現場で行っている課題を解決できるというような判断を基にしてやってきました。

ですので、我々としては、日本語が話せる、話さないではなくて、今、公立の我々が、文京区の学校に通っている子どもたち、生徒たちに、良質な学習環境を整えるということを第一に考えている。それで、制度設計したというところでございます。

○上田委員長 高山委員、まとめてください。

○高山（か）委員 何度も申し上げたように、事業としては大切だということがよく分かります。ただ、おっしゃるとおりに、一般会計予算から補正を組むわけですから、当然、区民の方々の税金から行われる事業ですよね。なかなか議会の審議も通らず、日本語指導を、無償で教えてあげるというのに、区民税を500万使う。今後も事業を拡大していく可能性もあるというのに、区民の方々のまず理解というのをやっぱりしっかりと取らないといけないと私は思うんです。必要なのはよく分かります。ただ、今回補正を上げています。10月6日に中間をやられますけれども、今度、総務区民委員会でもこの話がもし出た場合、よくよく我々会派としてもその質疑を聞きながら、今回67億という大きな補正予算を組んで、今回の事業だけじゃないものですから、当然いろいろなことを考えていかなければいけませんけれども、その審議の中をよく見ながら、10月の中間議決の際に態度で表明していきたいと考えています。

○上田委員長 それでは、3時となりましたので、休憩に入りたいと思います。

3時半より再開いたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時28分 再開

○上田委員長 それでは、文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続いて、「みんなの学びサポート事業の実施について」の質疑なんですけれども、一般質問が5人の委員の方から11件ありますので、本日1日で文教委員会を終えたいと思いますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

それでは、吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 このたびのみんなの学びサポート事業については、教育環境の維持・充実の観点から、学校生活における子どもの健やかな成長に影響を与えかねない状況であったため、補正予算成立を待たずに、準備的な対応を先行して行ったものです。

ただ、十分な説明が行き届かなかった点については反省し、今後は議会との調整や情報提供をより丁寧に行い、適正さを確保した事業運営に努めてまいります。

なお、実際の予算執行について、補正予算成立後に行われるものであり、適正性は担保されており、その点、御理解いただければと存じ上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上田委員長 それでは、ほかに御質疑のある方。

関川委員。

○関川委員 このたび、アジア圏からの生徒さんが多くて、日中学院とアジア文化会館で、中国語のほうの語学のお教室を受けていただけるということで、よかったなと思っているんですが、今の現状は、900名——あ、200名でしたっけ、帰国子女も含めてそれだけの数の方がいらっしゃって、さっき部長さんが現状を改善するためっておっしゃいましたが、中国語が分からなかったりするお子さんがいじめの対象になっちゃったりして、あと、そこから不登校になっちゃったりしている例があるということですか。それらのことを改善するために、このたびこのような対応をしたということでしょうか。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 今、具体的にいじめ、不登校とありましたが、どちらかというと、言葉の問題等で起こる児童間・生徒間のトラブル、言い争いというのが多いというふうに学校のほうからは聞いているところです。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 人数的には200人ということで、2つの学校で、日中学院は40人、1クラス20人掛ける2クラス、それからアジア文化会館は20人で、1クラス当たり10人掛ける2クラスということで、出発するということですから、もう少し増えてきたら、何人ぐらいまで対応できるという目算なんですか。

○上田委員長 関川委員、もう少しまとめていただくことはできますか。

○関川委員 はい。

○上田委員長 分かりました。取りあえず、藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 この40名、20名という数は、この両校と十分に検討した上で、今、ぎりぎりのできるキャパシティだというふうに聞いております。そういった意味では、

この40、20を大きく上回った形で次年度以降やるというのは、かなり難しいことであるというふうな認識は持っています。

○上田委員長 関川委員、どうぞ。

○関川委員 学校の先生、担任の先生から見て、学習したほうがいいなというふうな生徒さんがいたとすると、行ってみたらどうですかって勧める、あるいは自分が希望して、その学院に通うと、両方が考えられるということですか。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 基本的に、募集、応募の流れといたしましては、まずこういった日本語等を学べる事業を開始しますというふうな募集をしました。その募集の内容を学校経由で、日本語指導を必要とする児童・生徒さん、そしてその保護者にその募集の応募の内容が通知されました。それを見て、御家庭で判断をして、この事業を受けたいという御家庭におかれましては、応募をいただいたという流れになってございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。そうすると、先生のほうから行ってみたらどうかというのは、別にあれですか、御家庭と相談してということなのか。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 基本的には、日本語指導を必要とする児童・生徒と、保護者の意思で、この応募に関しては進めてきているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。今回、補正で540万円、半年分だと思いますけど、計上して、来年は本格的に、その倍ぐらい計上するのかしらね、本予算を組んで、何人ぐらいまで生徒さんを増やす予定ですか。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 令和8年度におきましては、予算におきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりで、今、この両校とやり取りをしているところでございます。

人数におきましては、先ほどと重ね重ねになりますが、今、40人、20人というところの数を大きく上回った数で募集はなかなか難しいというふうに現段階では考えてございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。

あと、留学生のボランティアの方が指導していただけるということですが、無報酬とい

うことですか。この計上したお金は何か、事務費ですか。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 ボランティアにおきましては、学校の運用の中でボランティアを採用する、しないというふうに決まることというふうに認識をしております。ですので、今年度でいうと540万の予算の中で、最低限講師をつけ、プラスアルファ、ボランティアをつけるかどうかについては、学校の運用の中でやる、やらないの判断になります。

○上田委員長 関川委員、そろそろまとめをお願いいたします。

○関川委員 はい、ありがとうございました。

そうすると、講師の方に謝礼という形で、540万を分配するという形になるんですか。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 ほとんどが講師への謝礼でございますが、もちろん、この事業を運営する費用であったりとか、教材費であったりとか、幾つか、その講師謝礼以外にもお金はかかってございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございました。外国人の方が増えてきて、今、排外主義とかということとで言われていますけど、日本人と中国の方が仲よく一緒に机を並べて勉強できるような形で、母国を習うというのはとてもいいことだと思いますので、ぜひ、その辺、よろしくお願いします。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

みんなの学びサポート事業、今回、一般質問のほうでも、うちの松平議員のほうからも質問させていただいている件です。

まずは、9割の応募があったということでは、計画段階において成功しているのかなというふうに評価をいたします。

そこで、質問をさせていただきます。幾つかまとめて質問させて——幾つか、全てまとめますけれども、まず、20日間を1期で、週2回で、最長3期までということ。これで効果は出るのかなと思ったのと、それからあと、終了した後の支援とか、もしくはほか制度と結ぶなどのお考えはあるのか。

また、これとは別に、松平議員のほうからも一般質問であったように、転入前段階での子

どもと親を支援するようなプレスクール、そういったものも必要なんではないかと。ある一定程度の生活習慣や文化を学んだりとかというようなことから始めて、そういうのも必要なんではないかという質問をしていると思います。その辺について。

それからあと、実際にここで受講して、その成果の測定方法というのはどうされるのかなと。日本語力の向上だったり、学校生活適応度、この2点になるんですけども、それはどうやって行うのかなと。

あと、子ども自身が日本語をできるようになったと実感できる評価方法というのをやはり導入したほうがいいなと。それを保護者へも伝えていく必要があると思うんですね。やはりこういったことが、教えただけで終わらせるのではなくて、モチベーションの維持につなげていくというのは必要だと思いますので、質問させてください。

それと、40分の授業の後、休憩を挟んで、また40分の指導とありますが、この授業というのは、どういうふうに行うのか。学年、それから日本語力の差がある中での指導方法は、どういうふうにするのかなと思った点。

で、10人、20人での2クラスとあるけれども、その2クラスは習熟度別なのか。また、個別指導はあるか。

それから、補助員の配置も考えているか。これは、松平議員の一般質問のほうでも御答弁として、新たな人材配置などについても検討していくというふうにありましたが、これは学校においてなのかもしれませんけれども、このみんなの学びの中での補助員というのものなのか。

それからあと、ICT教材の用意、それから家庭学習のサポートをするようなもの、そういったものも導入していく必要があると思います。

この授業、この講座だけで全てが行えるようになるとは、やっぱり思わないんです。それから、その前だったりとかその後のフォローというものをやっぱりしっかりする体制というのは必要だなと思いますので、そういった観点から御答弁をいただければと思います。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 順に答弁させていただきます。

まず、20日間を3期行うことでの効果におきましては、この両校と十分に検討を進めた結果、20日間、3期であれば、一定程度効果が出るのではないかとということでした。そういった意味では、3期を終えたところで、授業あるいは学校での生活習慣に一定程度適応できるようになるものというふうに認識をしております。

続きまして、この3期終えた後のその後の支援につきましては、1つ、日本語指導協力員というのを、ほかの施策として行っております。そういった意味では、そちらとの抱き合わせで、みんなの学びサポート事業を終えた後も、学校の授業でも困らないようにしていくことが大事なかなというふうに考えてございます。

次に、プレスクールのことにつきましては、近隣区、他の自治体で実際に行っているところはございます。そういった意味では、今後、可能性を探っていく必要はあるのかもしれませんが、まずは、みんなの学びサポート事業、初めの一步というところで始めたいというふうに考えてございます。

次に、成果の測定につきましては、こちらは2点考えてございます。1点は、学校への聞き取りです。実際に日本語指導を必要とする児童・生徒の担任に聞き取りを行いまして、みんなの学びサポート事業に参加した結果、子どもたちの変容がどのように見られたのか。そして、クラス全体にどのように波及していったのかというところは、しっかり聞き取りを行っていくとともに、私を含めて、指導主事ラインのほうで学校に赴き、授業の様子を参観し、しっかりその変容ぶりを見取っていく必要があるかなというふうに考えてございます。

続いて、評価方法におきましては、これも両校と相談をさせていただきましたが、通常であれば、日本語の能力検定とか受けることは考えられます。ただ一方で、そのスコアがモチベーションを下げってしまう結果にもなりかねないというふうな懸念を聞いてございます。そういった意味では、みんなの学びサポート事業を受けた結果、テスト等を課してスコアがどう出るかということについては、今のところ実施する予定にはございません。

次に、クラス編制におきましては、大きく申し上げますと、習熟度別で2つに分けます。その中身の学年においては、小学校1年生から中3まで全ての学年が入る可能性はございます。基本的には、習熟度別になりますので、小学校の低学年の子でも、習熟度が高い子であれば、習熟度の高いクラスへ、中学2年生の生徒でも、来たばかりでほとんどまだしゃべれない状況であれば、習熟度のいま一步のほうのクラスに回るというふうにしております。

オンラインにおきましては、今のところ考えてはございません。山間地区とかでオンラインをやっている、あるいは個別指導のためにオンラインでやっているという事例はたしかに把握しておりますが、今のところ、初めの一步のところではあくまでも対面で、集団指導の中でやっていこうというふうに考えております。

家庭学習のサポートにおきましては、ただいま担任中心、あとは日本語指導協力を行っているとありますが、今回、期待しているのは、この両校へ通うお子さんたちに対して、両校

の講師の方々から、そういった宿題の悩みであったりとか、ふだんの悩みであったりとか、文化の違いの悩みであったりというところも聞きながら、そこは対応してくださるというふうに聞いておりますので、家庭学習もそのうちの一つというふうに考えておりますので、この両校と我々もそこは検討を進めながら、家庭学習のサポート、どのようにできるか、検討していきたいというふうに思っております。

そして最後に、新たな人材におきましては、まず、みんなの学びサポート事業をしっかり進めてまいりたいというふうに思います。ただ一方で、これは学校外におけるサポートになります。学校内で具体的に、日本語指導協力以外に何ができるかということについては、またさらに検討していく必要があると思いますので、ここの部分、しっかり検討してまいります。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。御答弁にもあったように、随時、必要な見直しを行って、効果的な支援となるように努めていくとありますので、今の御答弁を聞いていても、そのように進めていくんだなというのは分かりました。やはりお金を使ってやるわけですね。なので、受講された生徒さんたちには、話せるようになってとまでは言わなくても、身につける一歩でもいいんだけれども、身につけてほしいんですね、やっぱり習ったことはね。なので、家庭学習、取り入れるのはもちろんだと思いますし、あと、評価はしませんとありましたけれど、何か私はそんなにセンシティブにならなくてもいいのかなというふうには思うんですが、文化の違いもあって、そういったテストとかというのも、どうなのかなという御懸念もあるのかなというふうに、今、聞いていて思いました。

ただ、例えばやりたい子だっていると思うんですよ、中にはね。だから、こういったものもあるよという、こういった日本語決定もあるよって、子どもの検定だってあると思うんですよ。だから、そういうのをお示しして、これをただ受けさせるだけではなくて、やっぱり成果を上げてほしいと思いますので、そういったところもしっかり取り組んでいただければと思っています。よろしくお願いします。

○上田委員長 ほかに、御質問のある方。

岡崎委員。

○岡崎委員 みんなの学びサポート事業ですけれども、本当にここ数年、日本語の理解が不十分な生徒さんたちが多くなって、先ほどありましたけれども、担任とのコミュニケーションが取れなかったり、また、学校環境にも大きな影響が見受けられた中で、本当に学校現場で

も御苦労されていることも聞いておりまして、その対応もお願いをしてきたところでございますが、高山委員が言われることも分かりますけれども、スピーディに今回やっていただけて本当にありがたいなと感謝申し上げます。

で、ダブっちゃうかもしれないですけど、今回、日中学院とアジア文化会館に御協力をいただくわけなんですけれども、その指導体制というか、その辺はどうなっているのかということ。

あと、先ほど小学1年生から中学3年生ということで、そこまで心配するあれはないかなとも思うんですけど、今回、2か所つくっていただいて、ありがたい部分なんですけど、それでも、やっぱり遠くから通ってくる子もいると思うんですけど、特に低学年の子に対しては、何か対応を考えているのか。

それと、今回、募集が40人、20人ということなんですけれども、そのうち9割方がもう申込みがあるということで、先ほど176人と言ったんですかね、必要な方が。そういった意味では、3分の1ということで、そのほかの別の対応も考えなくちゃならないのかなと思うんですけれども、その3点お伺いいたします。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、1点目の指導体制におきましては、基本的には、最低で、講師はクラスに1人以上つくというふうなことでなっております。プラスアルファの対応として、今のところ聞いているのが、先ほど話題に出ました、ボランティアを配置するということと、アジア文化会館のほうでは、中国語以外の対応も必要になってくるので、多言語の対応のために人を配置するというふうに聞いております。

続いて、低学年の子たちの通室の手だてとしては、基本的には、小学校のお子さんが通うには、保護者の方に付き添っていただくということを原則としており、そのようにして安全面を確保したいというふうに考えているところです。

以上となります。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。こういった事業を早急に立ち上げていただいて、やはり実効性のあるもの、また、山田委員からもありましたけれども、やっぱりやる以上は、しっかりその辺の評価も含めて、今後、取組をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○上田委員長 それでは、報告事項3の質疑を終了いたします。

続きまして、教育推進部児童青少年課から1件。

報告事項4「（仮称）第二青少年プラザの基本設計について」の説明をお願いいたします。
日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 （仮称）第二青少年プラザの基本設計について、御報告いたします。

大塚一丁目の旧大塚地域活動センター跡地に建設します、（仮称）第二青少年プラザにつきまして、基本情報につきましては、項番1から3に記載のとおりでございます。

次に、2ページ目にお進みください。

項番5、全体のイメージとなります。こちらは、外観と館内の特色となる2階のだんだんスペースのイメージ図を記載しております。

次に、3ページにお進みいただきまして、項番6、計画の特徴になります。

ここでは、設計の主な特徴を記載しており、周囲の環境への調和、敷地の特性を生かした機能配置、充実した活動空間の提供など、中高生が利用しやすい建物となるよう計画をしております。

また、6項目めにあるとおり、環境に配慮した施設づくりの中で、ZEB Ready認証の取得を目指しております。

次に、4ページ目にお進みいただきまして、項番7、配置・平面図になります。

上の図が1階、下の図の2階、次ページ以降に3階、4階、地下1階の順にお示しをしております。

まず、1階と2階ですが、大きく開放的な談話室の中に、囲まれ感のある小さなスペース、たんだんスペースなどを配置し、緩やかにつなげて、様々な居場所をつくります。

5ページにお進みください。

3階になりますが、今のb-labでもニーズが高い音楽スタジオ、木工室、工作室を配置し、子どもたちが自ら工夫して取り組める活動空間を整備します。

4階ですが、自習室を設け、比較的落ち着いた活動の場を提供します。

最後、6ページにお進みください。

地下1階になりますが、軽運動室を設け、ダンスや演劇、フリースローのバスケットボールなどの活動を想定しております。

地下1階の軽運動室から4階の自習室まで、立体的な活動のグラデーションを下から上へ、動か静へとなるような構成とし、それぞれの活動の独立性と緩やかなつながりをつくってまいります。

最後、1ページにお戻りいただきまして、項番4のスケジュールになります。

本年10月に近隣向けに本計画の説明会を開催し、11月より埋蔵文化財調査を進め、12月に実施設計を完成させる予定です。その後、令和8年度から工事に着手し、令和10年度の開館を目指してまいります。

説明は以上となります。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項4「（仮称）第二青少年プラザの基本設計について」の御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。まとめて聞きますね。

今回のこの第二青少年プラザの基本設計ということでお示しいただいて、余計イメージが膨らんできました。

今回は、青少年の方たち、保護者、それから関係団体と意見を募ってきたわけですが、その意見を反映するに当たって、若者たちから、例えばどんなような感じで会を進めていったのか。で、どのあたりに意見が反映されたのか。

それとあと、b-labとの差別化っていうのかな、b-labと違う点。b-labではこういう課題があったけど、ここではこうなの、こういうふうにしたでもいいし、b-labと違って、こういうものがあるでもいいですし、そういった点を教えていただきたい。

それとあと、将来の人口動態とか、子ども、若者のニーズの変化を見据えた設計になっているかと。先ほどの小学校のほうでも、やっぱりそのような質問をさせていただいたんですが、何かフレキシブルに対応できるような工夫とかがあれば教えていただきたい。

あとは、b-labのようなユースワーカーさんの配置計画、スタッフさんですね、の計画はどのようなのか。

それと、地域の特性を生かして的地な感じのことが今、書いてありました。そうすると、あの辺りは大学がすごくあります。そういったことから、例えば近隣の大学生たちを巻き込んでの何か連携とかも考え得ると思うんですけど、そのあたり、行く行くお考えがあるのか、それとも既にあるのか。

最後に、災害時の避難所とか一時滞在施設として活用できるような設計になっているのか、また、その災害のときの地域との連携とか協力体制を今後どう考えていくのかというあたり、その辺を教えてください。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 こちらの第二青少年プラザの建設に向けて、どのような意見をというところですが、昨年度、今のb-labでワークショップを開催いたしました。新たな青少年プラザを中高生とともにつくるということで、3回ワークショップを実施しました。その中で、具体的に例えば先ほど御説明したとおり、だんだんスペースが欲しいという御意見や、自習室が欲しいと、シアタールームが欲しいとかって、いろいろ御意見をいただきまして、それをなるべく今回の設計に反映させてきたというところでございます。

ワークショップの後も、例えば建物の模型をb-labに展示して、いろんな中高生の意見を求めたりといったところで、様々なお声をいただきまして、その声をなるべく反映させた設計になっているという状況でございます。

今のb-labとどのような差別化を図るかというところですが、まだちょっと具体的にはないんですけども、先ほど4点目の質問とかぶるんですが、大学とかそういう学校が結構近くにいっぱいあるという立地の特性を生かしていければいいのかなというふうにも考えております。

新たな青少年プラザの周辺には、区立中学、私立、大学も結構数が多くございます。そういったところで、どのように連携していくかというところですね。まだこれから要検討ですが、立地の特性というところを生かしたような連携というところは、大学側と協議をして、何かできないかというところは模索していきたいなというふうに考えております。

3番目、スタッフのところにつきましては、これから建設に向けて業者の選定を行います。具体的には、来年度、プロポーザル方式により業者の選定をして、9年度から事前の準備、10年度の開館というところを目指してまいります。

その中で、スタッフをどのように配置するかというところにつきましても、検討していきたいというふうに考えております。

あと、災害のところですね。こちらは、避難所として指定されている施設ではございませんが、実際に災害が起きたときの対応というところで想定しているところでは、この建物、一応、太陽光パネルを設置する予定です。蓄電池も設置する予定でして、そういったところで、トイレにつきましては、災害時にも利用ができるような体制を整えていこうというふうに考えているところです。

また、災害ですから何が起きるか分かりませんので、そういったところのある程度の一定の受入れ、そういったところも今後検討していかなければいけない課題かなというふうには

考えているところでございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ちょっと2点だけ。

もう一つ、ちょっとお聞きしたのが、若者たちの人口動態、それからニーズの変化を見据えたときに、そういう何かフレキシブルな設計の工夫はありますかというところが抜けていたのかなと。

あと、これは質問ではないですけど、災害時の地域との連携とか協力体制という意味では、前の大学とか、そういったところとの何かあるのかなと思いつつも、今、トイレが蓄電で使えるというような御説明はあったんですけども、反対に、この受け入れる体制なんかもあるのかなとか、ちょっとその辺がもやっと思ったんですが、何かフレキシブルな対応ができる工夫とかは、あるのか。そこだけもう1点だけ教えてください。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 すみませんでした、答弁が抜けておりました。将来の人口動態を踏まえたフレキシブルな対応というところですが、ちょっと具体的にはここがこうというところはないんですけども、もともと広いスペースでございますので、間仕切り等々がございまして、そういったところで、仮に利用者が少なくなった場合にも、例えば間仕切りを増やしてといったところで、活動スペースを区切ったり、いろんな、人口が増えたり——増えることはあまりないのかもしれないですけど、人口の大小にかかわらず、フレキシブルにレイアウト等は工夫できるような余地は残しているのかなというふうに考えております。

災害時には、先ほど申し上げたとおり、避難所には指定されておりませんが、あとは、近くに大塚の地域活動センターもございまして、そういったところとの連携というところは可能性としてはあるのかなというふうに考えております。

いずれにしても、災害時に区の施設として有効に活用ができるような方策については、考えてまいりたいと思います。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 確かにそうですね、1階、2階というのはオープンな感じになっているので、こういったところがフレキシブルに使えるんだなと、ごめんなさい、改めて思いました。

全体的には、b-1abよりはコンパクトなつくりであって、ただ、ここには、ハード面はそうではあるけれども、ソフトという意味では、やっぱり充実した、あそこもいいよって人から、若者からも本当に愛されて利用されるような施設になっていくということを期待させて

いただきますので、よろしくお願いいたします。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 私も、細かいことを幾つか確認させていただきたいと思います。

まず1番目に、このエリアでは、大塚地域活動センター内に中高生の学習スペースができたことを大変喜ばれているんですけども、第二青少年プラザにも自習室が充実してよかったと思います。ここは何時まで使えますかということが1つ目。

2つ目が、ぜひ図書コーナーを設けるべきで、貸出し等もできるといいのですが、そういう機能は持たせるのかどうかということと、この後の子ども読書推進計画には、青少年プラザと図書館との連携による読書環境の整備や、居場所づくりによって中高生世代の読書率向上のための方策を検討していく必要がありますというふうに書かれていたんですが、現状、b-labのほうでもやってないということだったのかしらということを確認したいです。

3番目には、例えばネット検索とか動画を見たりできるようにする、共有、共用のパソコンは用意されるのですかということをお聞きしたいです。

また、先ほどこどもの権利条例のところで、子どもの権利擁護委員の制度も確立されるので、アウトリーチに来ていただきたいというふうに要望したんですが、安心した空間で相談ができるコーナーがあるといいなと思ったんですけども、そのような場所がありますか。

また、先ほどの請願にありましたユニバーサルデザイン化は、今後の施設整備では必須だと思うんですけども、ハード面だけではなく、ソフト面の充実も必要かと思いますが、どんな配慮がなされているのかということと、そうした視点でのチェックがされているかどうかというのをいま一度確認させてください。というのも、2階のだんだんスペースは、車椅子では利用できないので、ユニバーサルデザイン的には配慮されていないように思えます。ぜひ、ユニバーサルデザインチェックも行ってください。

以上です。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 まず、何時までというところですが、自習室も含めですね、営業時間はちょっと確定ではないですが、今の現状のb-labと同様の時間帯を想定しております。

あと、図書館の機能ですけども、こちらは現状、先ほども言ったとおり、大塚地活に近い立地でございますので、現状ではそういった機能を設けることは考えておりません。

共用パソコンの利用についても、これも先ほどの営業時間と同じで、今のb-labでも運用していますので、同様の運用を想定しております。

あと、安心して相談できるスペースというところですね。開かれたスペースというコンセプトでいろいろ設計をしているところですので、逆に言うと、なかなか閉ざされたスペースが少ないというのは、確かに課題という部分ではあるのかもしれませんが。そういった相談ができるスペースというところにつきましては、スタッフの方がフレキシブルにうまく対応して、スタッフルームを使うであるとか、いろいろそれは工夫をしてスペースを設けていきたいなというふうには考えております。

ユニバーサルデザインの視点につきましても、エレベーターであるとか、サイン表示、あと段差の少ない、あと滑らない木材等々で一応対応しているところでございますが、そういったユニバーサルデザインの視点を持って、今後、建設をしてまいりたいというふうに考えているところです。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 図書館とb-labの連携についてのお尋ねになりますが、昨年度の実績でいきますと、本郷図書館がb-labのほうに出張いたしまして、ポップ展示のワークショップを開催したということがございます。まだまだ我々、図書館と中高生を取り込んでいくというところは重要ですので、引き続きそういった中高生施設との連携もこれから増やしていければと思っております。

○上田委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 ユニバーサルデザインについての補足ですけれども、区有施設について、今、設計しているものも含め、しっかりとユニバーサルデザインには取り組んでいるところです。

そういった中で、今回のこの施設に関しては、例えば駐車場から雨にぬれずに中に入れるですとか、エレベーターと階段とで同じような経路をたどれて、いろいろな部屋が利用できるといったことをしっかり意識して設計をしておりますし、また、バリアフリースイレについても、この規模ですと1個あれば十分な規模なんですけれども、用途もいろいろ階によって違うということも踏まえ、1階と4階の2か所といったことで設置をしております。

それから、御指摘いただきました、だんだんスペースのところですが、こちらは、主にはシアターのような利用ですとか、いろんな発表をしたりといったような、そういった利用を想定している中、例えば映画館でも、全ての座席が車椅子で利用できるということは求められておらず、そういった部屋の目的に合った利用がしっかりと車椅子利用者でもできるといったものがユニバーサルデザインだと認識しております。ですので、ここのだんだん

スペースの場所にあっても、2階の下の部分、それから3階の上の部分からもしっかりと利用ができるといったことで、全く問題がなく設計をしているものと認識をしております。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 幾つか、さらにはお願いはしておきたいなと思うんですけども、やっぱり図書コーナー、大塚地域活動センターは貸出しと返却の拠点ですけれども、先ほど館長がおっしゃられていたように、そういう図書のイベントなどもぜひやってもらいたいですし、ぜひ今後、青少年プラザとの連携は深めていただきたいなというふうに思います。

また、こどもの権利条例の、ちょっとそういう悩みの相談ができる場所というの、b-labを見ていると、やっぱりきらきらした高校生が集う場所みたいなイメージもあるんですけども、先ほどの山下弁護士が豊島区で中高生のジャンプという居場所にいたときに、一緒にバスケットしながら、だんだん心を開いて行って、すごい深刻な相談があったりとか、そういう例も聞きますので、フレキシブルに対応していただいて、そういう子たちとのつながりになるような居場所になるといいなというふうに希望します。

また、ユニバーサルデザインについても、今後、チェックとかもしていただくということなんですけれども、やはり当事者の声にも耳を傾けていただきたいなというふうに思います。これまでも子どもたちの声を聞いて、それを設計に生かしてくださっていますけれども、今後、区民説明会もありますけれども、また今後も当事者の声を聞いて、設計に生かしていただきたいと要望します。

○上田委員長 それでは、石沢委員。

○石沢委員 手短に、3点お聞きします。

中高生向けの第二青少年プラザということなんですけれども、こういった中高生が使っていないときに、その他の子どもたちもこのb-lab、その下の学年とかになるのかなと思いますけれども、こうした青少年プラザを使うことができるのかどうかということで、前回、何か文教委員会か何かのときに御検討いただいているようなことも、何かそういう答弁があったようなことも聞いているんですけども、その後、その点はどうかということ。

それから、もともとここは大塚地活があったということで、それは移転しましたけれども、やっぱり地元の方々が使えるような、そういう配慮とかも、一定、こういうのも必要な、下の遊戯室とか音楽室とか、お金を払っても使いたいという方ももしかしたらいるのかなというふうにも思いますけれども、そういった点での配慮というのはどうかということですね。

あと最後に、今後のスケジュールですけれども、プロポーザルをこれからやることになる

のかなと思うんですけれども、それはいつ頃を予定しているのかということも、3つお伺いします。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 青少年プラザの利用につきましては、中高生の利用というところが原則でございますので、居場所というところで、例えば小学生であれば、児童館等がございますので、そういった形で利用いただくことになるかと思います。

あと、地域の方の利用につきましては、現在も、b-1abでも中高生が利用していないところにつきましては、例えばスタジオであるとかホールであるとか、そういったところについては貸出しを行っているところでございますので、そういった運用は、新しい第二青少年プラザでも実施していきたいというふうに考えているところでございます。

プロポーザル方式の業者選定につきましては、まだちょっと、来年度というところで詳細は未定ですが、来年度中に選定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○上田委員長 石沢委員、よろしいですか。はい。

以上で、報告事項4の質疑を終了いたします。

続きまして、教育推進部真砂中央図書館から1件。

報告事項5「文京区子ども読書活動推進計画（素案）について」の説明をお願いいたします。

猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 それでは、資料第5号のほうを御覧ください。

1番、概要となります。

本計画につきましては、子ども読書活動推進法に基づきまして、平成23年度から策定してまいりましたが、令和7年度をもちまして、現行計画である第3次計画が終了することに伴いまして、次期計画を策定するものでございます。

この間、検討委員会での検討を進めてまいりましたが、素案がまとまりましたので、御報告させていただきます。

2番、計画期間につきましては、令和8年度から12年度までの5年間となります。

3、検討経過につきましては、記載のとおりですが、昨年11月に区立小中学生、区立幼稚園・保育園保護者及び都立高校生を対象にアンケートを実施しております。

4番、素案につきましては、次ページ以降となります。特徴的な点について御説明させていただきます。

まず最初に、通し番号の6ページを御覧ください。

第2章では、基本的な考え方を記載し、5、計画の目標において、5つの目標を掲げております。現計画では4つの目標となっておりますが、(2)多様な子どもたちへの読書機会の提供を追加し、5つの目標としております。

国・都の動向や、読書バリアフリー法を踏まえまして、支援や配慮が必要な子どもや外国語を母語とする子どもなど、多様な子どもたちが読書の機会が持てるよう、取組の充実を図ってまいります。

次に、9ページを御覧ください。

9ページ上段のグラフになります。昨年度実施いたしましたアンケートにおきまして、御家庭での読み聞かせについては、「ほぼ毎日している」と「時々している」を合わせますと、9割以上の御家庭で読み聞かせなどが行われており、乳幼児期における家庭内読書の定着が図られているものと捉えております。

次に、12ページを御覧ください。

12ページ上段のグラフ、児童・生徒が1か月に読んだ本の冊数については、学年が上がるにつれて減っておりますが、学年が上がるにつれて読み物のページ数が増えていることも要因の一つと捉えております。

また、前回と比較しまして、中学校2年生は5.9冊と増えており、高校2年生については、今回初めて調査を行ったところでございますが、3.8冊となっております。

次のページ、13ページを御覧ください。

13ページのグラフ、読書をしない理由については、「テレビやゲームのほうが好き」や「外遊び、スポーツのほうが好き」と答えた割合が高い傾向が出ております。

また、高校2年生では、「勉強する、塾、習い事へ行く」も割合が高くなっております。年齢が上がるにつれまして、興味・関心の対象が様々な広がっていく中で、読書の楽しさをいかに子どもたちに伝えていくかが重要と考えております。

次のページ、14ページを御覧ください。

14ページのグラフ、読書が嫌いな理由については、小学5年生、中学2年生において、「読むのが面倒くさい」や「読んでも面白くない」と答えた割合が高く、限られた時間の中で子どもたちが読書にアクセスしやすい環境を整備することも重要と捉えております。

次に、19ページを御覧ください。

第4章では、読書活動推進に向けた具体的な取組を記載しております。

5つの目標に対し38事業を位置付けており、21ページ以降に具体的取組を記載しております。特徴的な取組について御説明いたします。

まず、22ページを御覧ください。

項番6におきましては、高校生向けのブックリストの作成を目標としております。今回のアンケートにおきまして、読書をしない理由として、「読みたい本がない」と回答した割合について、高校生が最も高くなっていたため、今後、高校生向けブックリストも新たに作成してまいります。

項番8におきましては、読書をするのが困難な方に向けた資料を並べる「りんごの棚」の設置、項番9、10、11においては、日本語を母語としない子どもに向けた資料や行事の実施について、目標としております。

次に、24ページを御覧ください。

項番15におきましては、親子連れが気兼ねなく図書館を利用できるような周知啓発を目標としております。今回の保護者アンケートにおきまして、図書館行事に参加したことがない理由として、「子どもが騒いでしまうため」との回答が幾つかありました。どなたでも御利用いただける図書館ということを啓発してまいりたいと考えております。

項番16におきましては、小中学校の児童・生徒の電子書籍サービスの活用に向けた取組の推進について、目標としております。電子書籍については、読書へのアクセスのしやすさや、アクセシビリティの面において優位性がありますので、子どもたちの選択肢を増やすため、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、25ページを御覧ください。

項番21におきましては、学校図書館支援の充実に向けた取組の推進について、目標としております。子どもたちの読書活動において学校の果たす役割は大きく、学校図書館支援の充実について、引き続き取り組んでまいります。

次に、26ページ、項番26におきましては、来館できない方へのサービスの検討について、目標としております。今回の保護者アンケートにおきましても、保護者が本を読まない理由として、時間がない、仕事と育児で忙しいなど、時間的制約の回答が多くありました。現在、図書館のICT化を進めているため、引き続き図書館の利便性向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、28ページ、項番35におきましては、出張型の行事の充実について、目標としております。お祭りやイベントなど様々な機会を捉えながら、子どもたちが読書に触れる機会を

増やしてまいります。

これら、御説明しました5つの目標と38の取組を進めることで、子どもたちが大切な本と出会い、読書に触れる環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

1 ページへお戻りください。

5、今後のスケジュールについてです。今回の御報告の後、10月に区民意見の募集を行い、これらの意見を踏まえまして、計画案を2月議会で御報告いたしまして、3月に計画改定を予定しております。

説明は以上です。

○上田委員長 それでは、報告事項5「文京区子ども読書活動推進計画（素案）について」の御質疑をお願いいたします。

岡崎委員。

○岡崎委員 子ども読書活動推進計画の素案ですけれども、今、子どもの活字離れ、読書離れというのが言われて久しいんですけれども、今回、第4次の推進計画ということで、回を重ねるごとに、そのときの時代背景というか、そのあたりを中心に計画の作成をされておりますけれども、先ほどこちよつと御説明がありました、いわゆる、今回、計画の目標の2が新たに加えられたということでもありますけれども、その辺の背景というか、要因というか、そのあたりはどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 今回、(2)の多様な子どもたちへの読書機会の確保というところを追加したところでございますが、やはり我々図書館としては、あらゆる方に御利用していただきたいというのがまず最初でございます。障害のある方、外国籍をお持ちで日本語の理解が不十分な方、そういった方々、全ての方が図書館を御利用できるようなことを目指していきまして、様々なバリアを取り除いていくというところも、一つ目的と考えております。

そういったところで、今回、(2)のところを新たに目標と追加いたしまして、それにぶら下がるような形での各事業を推進してまいりたいと思っております。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。おっしゃるとおり、本当にいろんな方が利用される。特に、さっき言いました、みんなの学びサポートじゃないんですけど、外国の方も増えておりますので、その辺の対応へもしっかりお願いしたいと思っております。

次に、第3章のアンケートの結果でありますけれども、ここにあるように、乳幼児期は、

読み聞かせとかブックスタート事業とかで、読書の機会が結構あるんですけど、やはり児童・生徒の読書活動というのが、このアンケートでも、小学校高学年からの世代が読書の楽しさを実感できなくなっている。また、学年が上がるにつれて、興味の対象が広がる中で、いかに読書の楽しさを伝えていくことが重要かというふうにありますけど、その辺の対応というのがやっぱりとても大事なと。

その中で、その後の推進活動に向けた具体的な取組にもありますけれども、今、これだけスマホ、パソコンが使われている中で、デジタルの活用とともに、ここにもあります、やっぱり電子書籍の活用も、今、大きいのではないかと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょう。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 今、委員からお話がありましたとおり、乳幼児期については、文京区内において、御家庭でも読書、かなり充実しております、読み聞かせが行われているところと捉えております。

小中学生になった児童・生徒におきましては、各学校において、朝読書等の活動の中から推進活動が行われているところですが、我々図書館としては、まだまだやれるところがあるのかなと思っております。小中学生に対してのアクションというところを我々、これからもっと考えていかなければいけないのかなと思っております。

取組の1つとして、図書館を使った調べる学習コンクールというのを毎年やっているところでございます。その中でいきますと、毎年、大体2,200から300人ぐらいの方が御応募いただいております。こういったところをきっかけにいたしまして、本に触れていただくというところも非常に重要なことと考えておりますので、こういった取組も引き続き推進してまいればと思っているところでございます。

また、電子書籍につきましても、アクセスのしやすさというところは、やはり一つメリットかなと思っております。子どもたちが忙しい時間、なかなか時間が取れないといったときに、簡単に読書にアクセスできる環境というのは、一つ重要なポイントになってくるかなと思っておりますので、こういった形で子どもたちにそれを提供できるかというところを今後しっかり検討してまいりたいなと思っております。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。調べる学習、すごいですね、2,200人からね。こういった様々な取組をしていただいて、やはり読書の大切さというか、そういったことも、今の小中学生の

世代にも、様々なアクションを取り組んでいただければと思います。

あと、学校図書館が児童・生徒の最も身近な読書センターという、これもやはり興味深いデータかなというふうに思います。

あと、先ほど小林委員からもありました青少年プラザとの連携というのも、これから読書環境を整備というかね、していく上でも、やっぱりそういった居場所づくりも必要かなと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょう。

○上田委員長 岡崎委員、まとめていただいても……。

○岡崎委員 これで……。

○上田委員長 はい。

猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 青少年関係施設との連携というところは、非常に重要だと思っております。文京区におきまして、先ほどのアンケート結果からおきまして、どんどん学年が上がるにつれて減ってきてまして、中学生、高校生とどんどん図書館から離れていく傾向があるのかなと認識しているところでございます。

そういった中で、我々の行っている取組の中で、大学生とコラボしたイベントの開催なども行っているところでございます。そういった大学生とコラボした取組だけではなくて、高校生とコラボした取組というのも一つこれから考えられるのかなと思っておりますので、今回の計画におきまして、そういった高校生の企画というところも目標の中に掲げてございますので、今後、具体的な連携内容についても検討してまいればと思っております。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。ありがとうございます。やっぱり一緒に何かやるということ、コラボをやるということもやっぱり大事になってくると思いますので、その辺も工夫をしていただきながら、進めていただければと思います。

改めて言うまでもないですけど、やっぱり読書というのは、幅広い知識や教養を得るだけではなくて、読書は人生を豊かにするというふうにも言われております。特にこの青少年期に読書をすることは、一生の宝になるとも言われておりますので、子どもたちがどう読書に向き合っていけるか、また進めていけるかというのは、環境を整備を含めて、読書推進に取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 この子どもの読書推進計画の22ページ目のところで、21番の学校図書館への人的支援による機能充実ということで、今、御説明がありました。これは、学校図書館への支援員の派遣のことだと思うんですけども、今、週4、1日4時間で、学校支援員を派遣しているかと思います。これが今度のこの推進計画の中では、拡充ということなので、どういふうに方向性として拡充を見通しているのかということもお伺いしたいと思います。

それで、この学校図書館支援員というのは、基本的には、図書館の指定管理の方々が、派遣していただけるものだというふうに思うんですけども、学校の図書館の司書という役割の仕事というのは、教育現場との様々な、いろんなやり取りとか、そういう中で子どもたちへの本の提供を、先生といろいろやり取りしながらやっていくものなんだろうなというふうに思います。

そういう中で、やっぱりそういうことを綿密にやっていくとなると、学校図書館の司書というのは、私は、やっぱり直営でやって、そういうところで連携を密にして、学校教育に資していくということが大事なんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点での御認識を伺いたいと思います。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 学校図書館支援員についてのお尋ねになりますが、昨年度、各学校に対してアンケート調査を行ったところです。その中で、今後も期待したい支援ということで御回答いただいた中では、調べ学習やレファレンス等の授業支援が最も高く、そのほか、蔵書や図書データの整理だとか、魅力的な本の展示というところで続いているところでございます。

学校の一番期待するところについては、授業支援というところが一番高かったところでございますので、どういうやり方かどうかというところは、今後、学校と協議しながら、充実内容については検討してまいりたいと思っております。

また、直営での支援員というような御質問になりますが、今、文京区のほうは、指定管理者のほうから各校に配置をしているところでございます。こちらのメリットといたしましては、各図書館と学校図書館支援員がつながることで、その情報を各学校にも持っていけると。逆に、各学校の情報を図書館に持ってきて、図書館支援員の間でまた情報連携ができるというところが非常に効果的に作用しているのかなと思っております。

現状におきましても、事業支援ということにおきましては、各学校の先生と綿密にやり取りはしているところでございますので、直営だからその部分が充実されるというわけでは

なくて、現状の指定管理者における派遣の仕方においても、そこを行っているところがございますので、引き続きこの体制で進めてまいればと思っております。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 実は、東京都の都立高校の図書館司書というのは、もともと民間委託ということでやられていたものなんですけれども、2021年に偽装請負の問題などが発覚をして、それ以降、直営に転換している事例があります。ですから、こういった図書館の司書というのは、やっぱり学校の先生から直接やり取りをするということもあったほうが、それこそ学校での授業などに役立つという面もあるかというふうに思うんですね。ですので、東京都が2021年から、そういうことで、いろんな問題があって、転換しているという部分もあります。そういうことも今回御紹介しましたけれども、ぜひ、図書館の司書というのは、学校の図書館の司書をぜひ直営にさせていただくと。そして、さらに派遣の日数なんかも充実させていただくということも重ねてお願いをして、質問を終わります。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 3つほど質問させてください。

まず、計画の9ページの保育園での読書活動の部分で、アンケートでは、図書館から保育園の貸出しを充実してほしいという意見や、保育園での図書館資料の貸出し、返却を望む意見があり、保育園と図書館の連携をさらに進めていくことが必要となります。また、10ページの幼稚園での読書活動にも、アンケートからは、図書館から幼稚園の貸出しを充実してほしいなどの意見があるとのことでした。

現在の保育園や幼稚園と図書館との連携を具体的に教えていただきたいのと、今の学校図書館司書さんのように、保育園や幼稚園に司書さんが出張されて、貸出し、返却も実際にやれるのかどうかというか、したらいいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 幼稚園、保育園の連携についてのお尋ねですが、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校に対して、我々のほうから団体貸出しということで、図書館の本を定期的にお貸しするサービスを展開しているところでございます。実績でいきますと、令和5年度729回だったものが、令和6年度915回ということで、かなりここら辺のニーズが増えているものと認識しております。

したがって、ここの団体貸出しについては、これからもニーズとして伸びていくとこ

ろでございますので、我々のほうも、資料のほうを充実しながら、その部分をしっかりとや
ってまいりたいと思っております。

また、出張おはなし会という形で、幼稚園、保育園、児童館・育成室等に図書館支援員が
それぞれ出張で行っている事業がございますが、こちらも令和5年度237回だったものが、
6年度は260回ということで、回数規模が増えているところでございます。

先ほど冒頭御説明したとおり、出張型というところは、一つ、我々図書館においても必要
なサービスになってくるのかなと思いますので、これから、どういうやり方ができるかとい
うところは検討してまいりたいと思います。

また、最後に御質問ありました、貸出しを各施設で行うというところにつきましては、か
なり課題があるのかなと思っております。現状におきまして、図書館と、あと取次ぎ施設で
貸出しサービスを行っておりますが、それが各保育園、幼稚園になってくると、かなりの数
になってきまして、業務がかなり煩雑化してまいります。そうすると、現状の規模では難し
いとか、様々な困難が出てくるかなと想定しておりますので、その部分については慎重な検
討が必要だと思っております。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。保育園や幼稚園との連携や、イベントとか出張の業務と
して、これからも進めていっていただきたいと思えますし、要望が大きかった貸出し等も、
課題があることは分かったんですけども、今後、できるような手がないか、工夫したり、
検討していただきたいなというふうに思います。

次に、私も、学校への図書館司書の派遣について、定期的に伺っているところなんですけ
れども、何回も言っているんですけども、私がまだ区議になる前の平成29年、2017年に学
校図書室への司書の派遣を週5日にしてほしいという請願を初めて出してみても、唯一採択さ
れた記念すべき請願だったんですが、あれから8年以上たってもまだ実現しておりません。

文科省のほうでも、もともと学校図書館の活用高度化に向けた視点と取組として、いつで
も開いている図書館、必ず誰かいる図書館を実現し、心の居場所となるようにという指針も
掲げられておりますし、文科省の第6次学校図書館図書整備等5か年計画においても、司書
の配置拡充を掲げ、予算措置をするよう書いてあり、司書やボランティアが常駐する体制を
取るようにとっております。司書の5日の派遣は、実現できそうなのでしょうか。もしで
きないということであれば、できない理由も教えてください。

○上田委員長 小林委員、それでまとめていただくことはできますか。

○小林委員 はい。

○上田委員長 お願いします。

○小林委員 もう一つは、学校図書館の地域開放について伺いたいと思います。

今、地域開放型学校図書館が続々登場しており、例えば中野区立中央図書館では、みなみの小学校分室があったり、中野第一小学校分室があったりして、それはもうどなたでも利用可で、キッズスペースもあって、外から直接図書館に入れる動線になっております。

また、練馬区では、小学校41校の図書館を地域に開放していて、学習席を設置し、夏休みの中高生の学習スペースとしても開放されたりしております。

先ほど来、今後の学校改築では、複合施設化や地域開放が当たり前の時代になってくるのではないかというふうに申し上げましたが、動線さえ考えれば、地域に開放できる図書館になりますし、学習スペースや居場所はもとより、学習支援の場所としても最適かと思います。

小日向台町小の改築のところで、地域開放を考えた動線になっているという御答弁ももらいましたけれども、お考えというか、学校図書館を地域開放していくということは、可能性としてどうか、お伺いいたします。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 最初の学校図書館支援員についてのお尋ねになりますが、昨年度、各学校に対してアンケートを行ったところ、現行の週4日を希望する学校が12校、週5日を希望する学校が17校ということで、意見が割れたところでございます。

また、支援時間につきましても、1日当たり4時間が18校、5時間以上が12校ということで、こちらも意見が割れたところでございます。

各学校におきまして、求める内容というところが様々変わってきている状況があるのかなと思っておりますので、先ほど御答弁させていただきましたとおり、各学校と協議しながら、こういった充実策が、一番学校が求めているものかというところをしっかりとこの計画期間内で議論してまいりたいと思っております。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 学校図書室の地域開放でございますけれども、先ほど御答弁申し上げたとおり、地域開放は学校運営に影響が出ないということが大前提となつてございます。そういう意味では、今後改築いたします小日向台町小学校等につきましては、現在、そういった動線であったり、諸室というところは、配慮した配置としてございますけれども、既存の学校につきましては、なかなかそういった動線等の課題もあることから、直ちに実施する

ということは難しいというふうに考えてございます。

○上田委員長 小林委員、まとめてください。

○小林委員 学校図書館司書の派遣についてなんですけれども、学校のお話とかアンケートを取ることもとても大事なんですけれども、やっぱり子どもたちの意見もぜひ——やっぱり図書館司書さんが来てくれて、休み時間に図書館に行く楽しみが増えたりとか、いろいろ教えてもらったりとか、ボランティアさんもいてくれるか、いないかで、全然、貸出しとか変わってきますので、子どもの意見もぜひ聞いていただきたいと思います。

学校図書室の地域開放については、今後の改築が進むところからは進んでいきそうということが分かって、とてもありがたいと思います。文京区の図書館とか学校図書館は、とても資料の整備とか、廃棄とかして、また新しいのに入れ替えたりすることも含めて、とても充実していると思いますので、さらにこれからも充実していただけますよう、予算もしっかりかけて充実を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○上田委員長 よろしいですか。

関川委員、どうぞ。

○関川委員 ページ14のところなんですけれども、今、学校図書館と地域図書館との連携ということで出されましたけれども、無理やり読まされたとか、本を読んでも面白くないというようなことがアンケートで出されていますけれども、だから、図書館と学校図書館との連携は一層強化しないと大変だなと思います。

それから、小学3年生と5年生、中学2年生は、読書はどこですかという質問に、「教室」と書いてあって、高校2年生は「区立図書館」と、ページ14のところに書いてありますけれども、今、真砂中央館は、受付だけ指定管理者で、あとは直営になっていますけど、最近またずっと同じ指定管理者、TRCと、それからヴィアックス、紀伊国屋がずっと指定管理者になっていますけれども、選定基準のところをちょっと見ましたところ、レファレンス業務のところはちょっと低かったなと思っているんですが、レファレンス業務は本当に図書館の中心にならなければいけない問題ですので、レファレンス業務を一層強化する必要があると思います。

それから、学校の図書標準は、平成5年に文科省が決めて、100%ということになっていますけど、今、小中学校、100%じゃないところってありますか。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 おおよそ満たしておりますけれども、小学校で6校、中学校で3校が90%台

後半となっております。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 真砂中央館におきましては、指定管理という形ではなくて、受付だけ外部委託ということで、委託で実施しているところでございます。

委員からお話のありましたとおり、レファレンスを強化する必要があるというところは、我々も認識しているところでございます。本年度、各図書館におきまして、セルフ貸出・セルフ返却サービスが開始することに伴いまして、それらで空いた業務を今度レファレンスの強化だとかフロアワークの強化につなげていこうということで、各図書館と話しているところでございますので、そういったところも今後強化してまいりたいと思っております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 よろしくをお願いします。

それと、先ほどの図書標準の100%に達してないところが、小学校6校、中学校3校あるということでしたけれども、やっぱりいつも欲しい本がちゃんと並べられていて、子どもたちがいつでも読めるような状況をつくっておく必要があると思いますので、ぜひ、100%していただきたいと思います。

それと、本郷小学校は、教室不足で図書室がつぶされちゃって、図書室が今なくて、基準が99%になっているんですが、その辺のところ、図書館がないところを、新たに図書館をきちっとつくっていただくことが大事かと思いますけれども、図書嫌いをなくしていくためにも、一層大事だと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 100%満たしてないところにおきましては、汚損等で除籍される書籍等を含めまして、予算計上は行っています。実際の図書購入の冊数と除籍の冊数の誤差の部分かとは思いますが、単に冊数を満たすということだけではなくて、豊かな成長に資する書籍を配置するために吟味していて、時間の誤差があるというところと認識しているところでございます。不足分がある場合には、必要な予算のほうは令達予算でつけているところでございます。

なお、本郷小学校につきましては、地下1階に図書室がございまして、以前ありました各フロアの図書室と併せて、連携した形での図書活動を行っているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。

○上田委員長 以上で、報告事項5の質疑を終了いたします。

○上田委員長 それでは、一般質問に入ります。

5人の方から10件の一般質問をいただいております。

それでは、お1人、3分ぐらいでまとめていただければと思います。

高山委員。

○高山（か）委員 7月19日に区民センターで、中P連が主体となって進路フェアというのを開催されました。私も参加させていただきました。ここに実施報告書をいただきましたので、文京区の10校から187名の生徒と167名の保護者が参加して、39校の高校、特に文京区の中の竹早、あるいは京華といった高校のブースを作って、いろんな進路説明を行いました。

特に、区にも今後、様々協力をしていただきたいという要望もありまして、文京区は、進学率も高いところで、50%以上というので、中学受験もあるんですが、ただ、そこで全てが救えるわけではありません。当然、中学校は塾とかにも行っている子が多いですが、そこでいろんな情報はもちますが、行けない子どもたちもいる、そういったところを救っていこうという、非常に大切な事業だと思います。

今後、区として、どのような形でサポートしていくとかというのを熱田教育総務課長にお尋ねいたします。

○上田委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 中P連の進路フェアにつきましては、区としても、前回見させていただいて、意義のあるものだというふうに考えております。今年度は、共催ということで、会場の確保と、当日の運営の支援というところでしたけれども、来年度につきましては、さらなる充実というようなところ、経費の面も含めて、検討していきたいと考えております。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。今日ちょっと時間がないので、このぐらいで。なかなか人とか予算をつけていくというのは、一朝一夕では、簡単にできることではないなというのも認識しています。ただ、先ほど申し上げたとおり、非常に大切な、そしてやっぱり中P連の方たちが起こしている事業で、やっぱり継続的にやっていく——特に場所の問題ですね、この前、前回もやったときには、狭い、もう少し広いところが欲しいというところですから、やっぱりそういったところの区の施設をできるだけ活用できるように、区のほうでも協力していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 東邦音大の仮校舎について、お伺いしたいと思います。

進捗の確認とかにとどまると思うんですけども、まず1番目が、東邦音大の仮校舎について、今ある既存校舎を利用するために、例えば階段を小学生対応にして改修して使えば、安く、早くなるのではないかと、また、旧耐震の解体工事後、軽量鉄骨の2階建てなどにすれば、埋蔵文化財調査の期間も短縮できるのではないかという声もあるんですけども、期間とか手だてについて、どこまで、どういう検討がなされているか、進捗を1つ伺います。

また2つ目として、東邦音大の仮校舎に行くには、学区内でも江戸川橋エリアからはかなり遠くなります。説明会の際にも、未就学児の子を持つ保護者から複数質問が上がっていましたけれども、新入学、または在校生も含めて、学区を越えた越境を認められるのかどうか、こちらでも検討の進捗をお伺いします。

また3つ目として、育成室の解体が始まる際には、茗荷谷研修所の育成室、活用できるようになりますけれども、東邦音大に仮校舎が移った際に、こちらにも育成室ができるのかどうかということと、移った後の育成室利用はどうなるのか、方向性をお示してください。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、既存校舎の活用につきましては、階段は、確かに中学校、高校仕様の階段になっていますので、これを小学校に変えるとなると、かなり高さを変えなければいけないので、大規模な工事が必要だというふうな認識をしております。

また、旧耐震の建物をつぶしてしまいますと、新耐震として活用できる建物1つ、こちらが階段が1つしかございませんので、2方向避難のために、もう一つ階段を設けるということで、工事は大きくなるのではないかというふうに認識しているところでございます。

2番目に、交通手段等につきまして、江戸川橋のエリアの方、指定校変更を含めての学校が変えられるかというところでございますけれども、原則として、工事を行う中で、今、本区ではどこの小学校も人数が非常に多くなっておりますので、指定校変更という理由に該当しないという認識ではございますけれども、前回お答えしましたとおり、今回、代替校舎で工事期間中通うというのは初めての試みになりますので、他区で行っている事例を研究して、検討してまいりたいと考えております。

○上田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 育成室の整備につきましては、研修所のほうに今の育成室が移転するということもありますし、近隣に新たな新規の育成室を整備する計画もございますので、

そうしたところを踏まえて、その敷地内に育成室を整備するかについては、まだちょっと決定しておりませんが、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 1つ、旧耐震のほうの絶対に解体工事が必要なほうを、もし取り壊したとして、軽量鉄骨の2階建てとかの仮校舎になれば、ちょっと埋蔵文化財調査の期間とか短縮できるんじゃないでしょうかということは、いかがでしょう。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 委員おっしゃるとおり、軽量鉄骨にすることで、深く掘らなければ埋蔵文化財は回避できる可能性はありますけれども、高さが取れない分、建物の面積が広がりますので、校庭を犠牲にする可能性が出てまいります。総合的に判断してまいりたいと考えております。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 2つあります。まず初めに、児童相談所の稼働についてです。

6月の私の一般質問で、開設から5月時点での相談受理件数を聞いたところ、もう既に496件と言われ、それから児童虐待の相談件数は351件、一時保護を行った児童数は、一時保護委託を含めて37件あるというような状況を教えていただきました。現在の時点で、この数字ですね、相談件数等、教えていただきたい。

それからあと、世代の内訳、あとどんな事案が、文京区の特徴になるんでしょうか、多いのか、お聞きしたいと思います。

それからあと、一般質問で聞いた時点では、人員配置というものに対しては、児童福祉司が計画よりも6人多い26人を配置していて、手厚い人員体制を確保していることや、あと一時保護の職員、それから弁護士、医師などの専門職についても、計画以上に充実した人員体制で始まったというふうにお聞きしております。そういったところも含めて、たくさんの件数になっているんだろうと思うんですけども、職員の対応と現時点での状況を伺いたい。

それからあともう一つは、キッズドアというNPO法人で、子どもの貧困に取り組んでいるNPOが、子どもたちに学習支援をしているキッズドアというのがあると思います。そのキッズドアさんが、和敬塾さんと連携して、学生寮・庭園見学ツアーということで、学生たちが子どもたちの話を聞く相手としての何かセミナーみたいなのをやるようですが、これどういった内容なのか。それで、これ、10月12日ですけど、どのくらい集まったのかお聞きしたいと思います。

○上田委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今、お尋ねの児童相談所の、今現在、手元に8月末現在の数値でございすけれども、相談受理件数は、児童相談所を受けた分で851件、うち児童虐待の相談件数は620件、4月から8月まで、この一時保護を行った児童数は68人というようなところでございます、非常に高止まりの状況を示しているところでございます。

特に、どのような世代というような特徴、これ満遍なくあるんですけれども、特に私どもが想定していたよりも、中学生、高校生世代の御相談が非常に多いというような部分でありますとか、あと、またこれ、先の委員会でもありましたけれども、お子さん自身が児童相談所に相談したいというようなところの事案も見られるというところでございます。

もう一つは、委員からのお話ありました人員体制というところで、より配置よりも多い職員を行っているところでありますけれども、特に、非常にたくさんの事案、あるいは複雑な事案を行っていくときに、支援者支援というような観点を持ちながら、組織として、もうハードな相談があるということは職員たちは自覚はしているんですけれども、一番重要なのは、その事案を組織で一緒に解決できると、相談ができるというような、職員の心理的な負担感でありますとか不安感というところを、先手先手に児童相談所として全体で考えて、進めてまいりたいと考えてございます。

○上田委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 委員の御質問の事業でございすけれども、恐らく、和敬塾と区、協定を結んでおりますけど、和敬塾から御提案ございまして、今度の10月の3連休の日曜日に実施されるというふうに聞いております。和敬塾さんからの御提案で、中学生または高校生10人程度に参加をしていただいて、学生寮の見学、また庭園見学を行う中で、その中で、例えば大学生の学生さんが参加されますので、その中で進路相談ができたりとか、そういうことを見込んでいるというふうに聞いているところでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 私からは、まずバカロレア機構との教員研究プログラムのことについて、お伺いしたいと思います。

2025年3月に、文京区と国際バカロレア機構との間で覚書が結ばれて、で、この教員研修プログラムについては、シルバーファーンホールディングスが随意契約したということです。このシルバーファーンホールディングスの代表という方が、世界イマーシブラーニング推進協会の評議員だと。この世界イマーシブラーニング推進協会の評議員には、成澤区長と清水

教育委員も名を連ねていると。このことに関わって幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の質問ですけれども、2025年3月の区とバカロレア機構との覚書締結以前に、バカロレア機構と区長、教育長、バカロレア側との間で会談があったというふうに承知しています。これについて情報公開請求しましたところ、2023年11月30日に、区長、教育長、バカロレア機構関係者との打合せ記録というものが出てまいりました。この打合せ記録の中で、区長、教育長、そして藤咲課長もいらっしゃいますけれども、相手方の名前は黒塗りになっております。情報一部公開決定通知書には、非公開とする部分の内容について、法人担当者の氏名というふうに書かれているんですけれども、これ黒塗りされている部分を見ますと、氏名の部分よりも、さらに多くの部分がこうやって黒塗りになっている資料が、こちら出ております。これで、ここの黒塗りになっている部分は、氏名なのかと、氏名じゃないんじゃないかなというふうに私、思うんですけれども、企業名なんじゃないかなというふうにも思うんですけれども、もし企業名だとしたら、非公開にする理由はないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、これについて、まず1点伺いたい。

それから、この23年の11月に、区長、教育長、そしてバカロレアの関係者の方と会談をしたんでんですけれども、いきなりトップの方がこうやって会談するということはあり得ないというふうに私、思うんですね。ですから、それまでのいろんな下準備があったかというふうに思います。

それで、そもそもこうしたバカロレアの件について、一番最初に見つけてきたのは、教育部局なのか、それとも区長部局なのか、どちらなのか、これもお伺いをしたいというふうに思います。

それから、シルバーファーンホールディングスに業務委託契約をするわけですが、ここに業務委託契約をする変遷についてもお伺いをしたいというふうに思います。当初は、スマイルボタンという企業が業務委託契約をするということで、バカロレア側から提案があったというふうに伺っているんですけれども、結局これも、知的財産の保護などを理由に、シルバーファーンホールディングスと委託契約を結んでいるということになっているんですけれども、この理由を明確に御答弁いただきたいというふうに思います。

最初にスマイルボタンを提案されて、次にシルバーファーンホールディングスもまた提案をされていると。ある意味、「はい、そうですか」というような形で、業務委託契約が結ばれているわけですが、この業務委託契約、随意契約でやっているわけですが、

ほか事業者がなかったのかどうか。この唯一性というのがやっぱり随意契約を締結する場合には求められると思うんですけども……。

○上田委員長 すみません、5時になりましたので、大変恐れ入りますが、5分ほど延長させていただきたいのですが、いいでしょうか。で、石沢委員、まとめてくださいって、3つまとめて御質問いただいて、関川委員も3つまとめて御質問いただいて、それで御答弁をもらったら終了いたしますので、お願いいたします。

○石沢委員 分かりました。

この唯一性について、区としてどのような調査を行ったのか。調査を行ったのか、行っていないのかも併せてお伺いしたいと思います。

以上です。

○上田委員長 これで3つ全部ですね、はい。

では、関川委員も質問してください。

○関川委員 ごめんなさい、2つあります。

自治制度でやっていますけど、教育予算の流用について、伺いたいと思います。

それともう一つ、簡単なのを、林町小学校の主事室の受付にエアコンが何かなくて、それで扇風機を用意するというようなことで、この暑いのに扇風機を用意するという返事だったということで、それがまだ届いてないということなんですけど、この林町小学校の主事室の冷暖房については、どういうふうになっているのでしょうか。

○上田委員長 それでは、藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、1点目の黒塗りのところが企業名だったのではないかとということにつきましては、そこは企業名ではなく、いわゆる肩書、私であれば、教育施策推進担当課長、ちょっと長めだと思うんですが、肩書になります。

2点目の下準備におきましては、区長と当時の加藤教育長のほうと、私、お声かけをいただきまして、一緒に協議をしようというふうなお声かけをいただいております。

3点目のスマイルボタンからシルバーファーンに変わった際の調査におきましては、調査は、具体的には行ってはおりません。それは、国際バカロレア機構の代表として窓口に来ている方が、そのようにおっしゃったことに対しては、国際バカロレア機構の決定というふう判断してございます。

○上田委員長 それからあとは、宮原学務課長ですか。主事室。

内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 林町小学校も含めまして、区内の小学校につきましては、全てエアコンは設置してございます。あ、主事室は、エアコンを設置してございます。

○上田委員長 あと、教育費の流用については、熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 当初予算に計上していないもので、必要な事業を行うときは、財政課と協議をしまして、適切に流用の手続を行って、事業を執行しております。

○上田委員長 それでは、一般質問を終了いたします。

（「委員長、ちょっと」「いやいや、みんな……」「進めて」と言う人あり）

○上田委員長 はい。一般質問を終了いたします。

（「発言する人あり」と言う人あり）

○上田委員長 御答弁、もういただきましたので。

○上田委員長 その他、本会議での委員会報告について。

文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 委員会記録について。

本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 以上で、文教委員会を閉会いたします。

午後 5時04分 閉会